

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業
(障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野))

補装具の適切な支給実現のための
制度・仕組みの提案に関する研究

平成 26 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 井上 剛伸

平成 27(2015)年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業
(障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野))

補装具の適切な支給実現のための
制度・仕組みの提案に関する研究

平成 26 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 井上 剛伸

平成 27(2015)年 3 月

目 次

I. 総括研究報告書

- 補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究・・・1

II. 分担研究報告書

1. 完成用部品の機能区分整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
児玉義弘・山崎伸也・我澤賢之・相川孝訓
2. 義肢・装具・座位保持装置の製作費用調査・・・・・・・・・・・・ 23
我澤賢之・山崎伸也・長瀬毅
3. 義肢等公定価格算定における見込み利益率に関する論点の整理・・・・ 65
長瀬毅・我澤賢之
4. 補装具費支給判定基準マニュアルの作成・・・・・・・・・・・・・・ 79
檜本修・伊藤利之・小川雄司・高岡徹・武田輝也・正岡悟・松野史幸
5. 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備・・・・・・・・・・・・ 109
石渡利奈・山崎伸也・我澤賢之・相川孝訓

III. 研究成果の刊行に関する一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

平成 26 年度研究班

研究代表者

井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部長

研究分担者

檜本 修 宮城県リハビリテーション支援センター・所長
児玉義弘 ナブテスコ株式会社住環境カンパニー福祉事業推進部・部長
山崎伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
義肢装具技術研究部 副義肢装具士長
我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 研究員
石渡利奈 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長

研究協力者

伊藤利之 横浜市リハビリテーション事業団 顧問
小川雄司 埼玉県総合リハビリテーションセンター 主任
高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター 医療部長
武田輝也 宮城県リハビリテーション支援センター 技師
正岡 悟 大阪府障がい者自立相談センター 所長
松野史幸 一般社団法人日本車椅子シーティング協会
長瀬 毅 流通経済大学経済学部 准教授
相川孝訓 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 非常勤研究員

I . 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
総括研究報告書

補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究

研究代表者 井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発部長

研究要旨 本研究の目的は、義肢・装具・座位保持装置の価格を適正に設定する仕組みを整え、るとともに、完成用部品の機能・操作性・安全性を評価する方法を確立することで、これら補装具の利用者の社会参加・自立を促進することにある。そのために、＜課題1＞ 完成用部品の機能区分整備、＜課題2＞ 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究、＜課題3＞ 補装具費支給判定基準マニュアルの作成、＜課題4＞ 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備 の小課題を設定した。

今年度は、骨格構造義足について機能の整理を行うために調査を行い、合計 976 点の部品の情報を入手し、機能区分の初版を作成した。製作費用については、義肢等の製作事業者に対するアンケート結果をもとに、人件費単価が平成 23 年度の調査結果よりも低い値となっている点。利益率が平均値より利益率の低い事業所のほうが、高い事業所よりも多い点、費用構成については、昭和 53、54 年度の調査結果と比べて、費用に占める素材費・作業人件費以外からなるその他の費用の割合が高くなっている点、平成 21 年度の調査結果に比べて素材費が 6.8% 上昇している点を明らかにした。補装具費支給判定基準マニュアルについては、昨年度作成した Q&A（暫定版）の更生相談所における 6 ヶ月試用後のアンケート調査を実施し、8 割以上から役立っているとの回答が得られた。得られた結果を基に、暫定版の修正点を決定するとともに、公開版と更生相談所限定版を作ることにした。申請手続きの整理については、昨年度の調査結果に基づき、様式、記入要領、説明会での説明方法の改善を行い、その効果が示された。一方で、ユーザビリティの課題が指摘され、それらの改善策を提案した。さらに、機能区分に対応するための手続きの変更案をまとめた。

研究分担者

樫本修・宮城県リハビリテーション支援センター・
所長
児玉義弘・ナブテスコ株式会社住環境カンパニー福
祉事業推進部・部長
山崎伸也・国立障害者リハビリテーションセンター
研究所義肢装具技術研究部・主任義肢装具
士

我澤賢之・国立障害者リハビリテーションセンター
研究所障害福祉研究部・研究員
石渡利奈・国立障害者リハビリテーションセンター
研究所福祉機器開発部・第一福祉機器試験
評価室長

研究協力者

相川 孝訓・国立障害者リハビリテーションセンター
研究所福祉機器開発部 非常勤研究員

伊藤利之・横浜市リハビリテーション事業団 顧問
小川雄司・埼玉県総合リハビリテーションセンター
主任

高岡 徹・横浜市総合リハビリテーションセンター
医療部長

武田輝也・宮城県リハビリテーション支援センター
技師

長瀬 毅・流通経済大学経済学部 准教授

正岡 悟・大阪府障がい者自立相談センター 所長

松野史幸・一般社団法人日本車椅子シーティング協
会

A. 目的

補装具費支給制度は本邦における福祉用具の公的給付の根幹をなす制度である。補装具の価格は補装具費支給基準により定められているが、特に義肢・装具・座位保持装置（以下、義肢等）については基本価格、製作要素価格の項目が多岐にわたることに加え完成用部品を用いることから、その供給に要する費用と価格のバランスを適正に保ち続けるための仕組みが十分に整えられているとは言いがたい。また、全国の更生相談所の補装具判定における基準解釈の違い、地域格差の是正をなくし、公平・公正な判定の考え方の意識を統一する必要があると考えられる。

完成用部品については、現在部品指定申請時に部品供給業者より提示された価格を元に厚生労働省が公示価格を設定している。その際、原価率等を確認する仕組みはあるものの、高額・高機能部品を含め部品の機能に応じた価格妥当性評価を行う仕組みは確立していない。そのため、類似の機能でありながら価格が大きく異なる部品がある等の問題が生じている。さらに補装具使用時にトラブルが生じるリスクを低減する趣旨による要件である想定ユーザーの試用に基づくフィールドテストについても、現在義肢・装具・座位保持装置共通の様式となっており、各種部品の特性に応じた評価条件を整備をする余地がある。こうした課題を解決することで、利用者にとって必要でより安全で使いやすい補装具が、適正

な価格で安定的に供給されるようになるものと考えられる。

本研究は、義肢・装具・座位保持装置の価格を適正に設定する仕組みを整えるとともに、完成用部品の機能・操作性・安全性を評価する方法を確立することで、これら補装具の利用者の社会参加・自立を促進することを目的とする。

具体的な課題として、完成用部品の機能区分を整備することを中心に据え、それと完成用部品の価格および利用者の機能との関連づけを行うこととした。それを基に、価格の決定や支給判定、申請手続きを適正かつ円滑に行う制度・仕組みを提案する。

昨年度は、米国で使用されている義肢装具の機能区分（Lコード）の調査を行い、国内の完成用部品への適用の可能性を確認した。また、製作費用に関しては、人件費・事業収支、製作費用に関する調査をした。支給判定基準マニュアルについては、更生相談所長協議会補装具判定専門委員会に寄せられたQ&Aを分析することで、151項目のQ&A暫定版を作成した。申請手続きの整備では、Microsoft Excelを用いた電子申請の様式を整え、今年度の指定申請を実施し、アンケート調査から、電子化したことによる効率化、正確性の向上が確認された。

本年度は、完成用部品指定リストに記載の骨格構造義足について機能区分の整理を行う事を目標とし、製作費用に関しては、人件費・収支、費用構成、素材価格、カーボン素材について調査を実施し、利益率の把握を目標とした。また、支給判定基準マニュアルについては、昨年度作成したQ&A暫定版について有用性および問題点の把握を目標とするとともに、申請手続きの整備に関しては、昨年度実施したアンケート結果に基づいた申請システムの改善を目標とした。

B. 方法

上記の目的を達成するために、本研究では、以下の4つの小課題を設定して研究を実施している。

<課題1> 完成用部品の機能区分整備（児玉、山崎、我澤）

- <課題2> 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究（我澤、山崎）
- <課題3> 補装具費支給判定基準マニュアルの作成（樫本）
- <課題4> 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備（石渡、山崎）

図1にそれぞれの課題の関連性を示す。

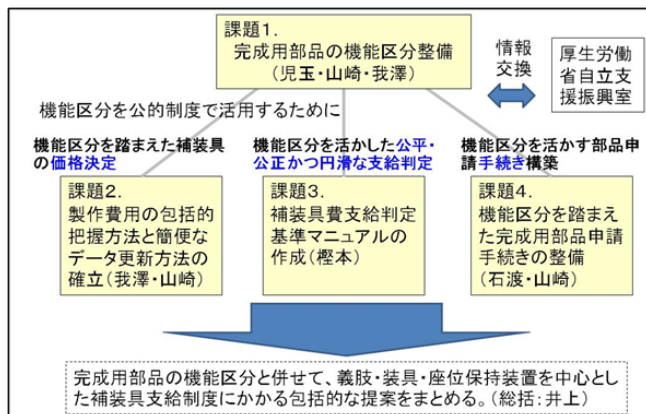


図1 研究課題の関連性

① 全部品共通の調査項目

- ・機能（構造を含む）
- ・使用者の体重制限
- ・主な使用材料
- ・重量
- ・メーカー保証期間
- ・調整機能（利用者に義足を装着してから調整する機能でアライメント調整は除く）
- ・調整時間（前項の調整に要する標準的な時間）
- ・特記事項（項目として挙げていないもので、他の部品にはない特徴について記入）
- ・その他追加項目

② 膝継手、足部などの機能部品の追加調査項目

- ・適応する利用者の機能レベル
利用者の機能レベルは米国の支給制度で使用されているKレベルを用いた。

調査票はメールで配信し、メールでの回答を求めた。

B-2. 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究

今年度は、次のことを行った。

- 1) 昨年度実施した、義肢等を製作する事業所の業界団体（日本義肢協会、日本車いすシーティング協会）全会員（393社）を対象に、人件費単価（時間当たりの人件費）、事業所全体の収支にかかる調査（調査A）の結果についてまとめた。
- 2) 昨年度調査開始した、直接労務費・直接材料費以外の費用（製造間接費・販管費など）の大きさを把握するため事業所活動の費用構成にかかる調査（調査B。対象は、前掲業界団体会員から立地地域・従業員規模が多様になるよう選出された35社）についてまとめた。
- 3) 調査Bと同じ対象に対し、義肢等政策にかかる素材単価の変化に関する調査（調査C）を行い、その結果をまとめた。
- 4) 厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業としてテクノエイド協会が行った「補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査事業」の補装具調査のなかで、義肢装具制度についての取り扱いに関する要望にあがっていたカーボン素材について調査（調査D）を実施しその結果をまとめた。
- 5) 同事業調査のなかで要望にあがっていた装具修理における「マジックバンドの交換」の項に関する要望について、調査Cのデータをもとにまとめた。
- 6) 補装具費支給制度の価格について、他の分野の公定価格算定方式を参照し、義肢等の公定価格算定における見込み利益率に関する論点を整理した。

B-3. 補装具費支給判定基準マニュアルの作成

昨年度作成したQ&A暫定版を全国の更生相談所に配布し、6カ月間使用したところでも有用性、公開の適否等を検討するためのアンケート調査を実施した。アンケート内容は、Q&A暫定版の構成について、判定で実際に参考になった項目について、公開に相応しくない項目について、回答内容について、完成版への要望についてとした。

B-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

昨年度末に実施した申請者、事前審査者を対象としたアンケート結果に基づき、今年度は、様式以外の改善に重点をおいて、電子申請様式の改善、記入要領の改善、説明会・Webでの情報提供の改善を行った。その上で、電子版申請様式を用いた実際の申請手続きを実施した。

申請受付終了後、今年度申請のあった26社を対象に、申請手続きに関するアンケート（以下11項目、自由記述）をE-mailにて実施した。

アンケート項目は、様式について、記入例について、記入要領について、添付資料について、提出書類のPDFファイルへの書き出しについて、電子媒体への保存方法・ファイル名変更等について、完成用部品一覧表番号について、ホームページについて、説明会についてとした。

また、機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案についてもまとめた。

C. 結果と考察

C-1. 完成用部品の機能区分整備

調査票を送付した13社のうち、11社より回答を得た。部品数は、股継手14点、膝継手119点、膝継手付属品21点、足継手・足部163点、足部付属品・その他73点、義足調整用部品407点、外装用部品38点、その他141点の合計976点であった。

調査結果より、以下の点について検討が必要であることが指摘された。

1) 全体の名称区分についての考え方の整理。

これまでの構造による分類では、全てが独立した部品としてとらえられていた。しかし、機能で整理しようとするときこれまで独立していた部品が他の部品の一部となるものもあるため、全体の部品構成を検討し再構成する。

2) 機能として振り分けたものが適切な場所に振り分けられているかの確認。

3) 適応活動レベルの考え方の統一。

適応活動レベルが未記入のものもあり、これらの考え方について供給事業者間での統一が必要。

4) 機能部品の調整について、基本価格に含まれない、部品が持つ機能を十分に使うために必要な調整であることを部品供給業者に理解してもらうための調整目的と調整時間の整理。

更に機能区分をより明確にするために、切断者の失われた機能を代償するものとの観点から、以下の4つの分類法を整理した。

1) 人と義足のインターフェースとしての役割を補助する部品

- ・吸着バルブ、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、懸垂ベルト、その他の部品

2) 生体の股関節、膝関節足関節、足部の機能を代償する部品

- ・股関節の代償
股継手、ターンテーブル
- ・膝関節の代償
膝継手、伸展補助装置、バッテリーキット、保護カバー

- ・足関節および足部の代償
足継手、足部、フットカバー、スペクトラソックス、バンパー、トルクアブソーバー

3) 股継手、膝継手、足継手・足部を繋ぐ部品

- ・クランプアダプタ、チューブ、コネクタ、ブロック

4) 足の形状をつくる外装のための装飾部品

- ・コネクションプレート、フォームカバー、ストッキネット、リアルソックス

C-2. 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究

(1) 人件費単価・事業所収支

調査Aにより得られた平成25年度の人件費金額、就業時間のデータを用いて、時間あたり人件費単価の推定をおこなった結果、法定福利費事業主負担分の記載のあった事業所の人件費単価の平均は、1,865円/時であった。なお、法定福利費事業主負担分の記載のなかった事業所を含めた試算では1,783円/時となった。今回の結果は、平成23年度に実施した調査結果に比べると、1.9%低い結果が得られた。特に義

肢の取扱のある事業所のみで数字を見ると、前回調査に比べ5.2%低い水準であった。これに対し、義肢取扱のない事業所では、1.8%高い水準であった。また、前回の人件費単価想定引き上げ（平成22年度）の際参考とされた平成21年度調査とはほぼ同じ水準の結果であった。

収支状況に関する調査結果から、調査対象事業所の営業利益率は平均2.7%、経常利益率は平均2.8%（有効回答数176）であった。なお営業利益率について、営業収支に掛かる項目について有効回答を得ているものの、経常収支に関する項目（営業収支にかかる項目に加え、営業外収支にかかる項目のデータが必要）で有効回答を得ていない事業者を含めた算出すると、該当数値は3.2%（有効回答数205）と若干高い数値（0.5ポイントの差）となった。

利益率については回答間の散らばりが大きく、標準偏差の大きさが営業利益率・経常利益率ともに各期当該平均値の概ね2倍弱であった。またそれぞれの中位値は平均値より低い値であり、平均値より利益率の水準が低い事業所のほうが、高い事業所より多いことが示された。

(2) 事業所活動の費用構成

調査より以下の結果を得た。

- ・費用に占める、素材費、作業人件費以外からなるその他の費用の割合は、昭和53年度、54年度調査結果が示すより高い割合になっていると考えられる。
- ・個別事業の収支については、義肢事業が約55%の赤字であるのに対し、装具事業（既製品を除く）は約49%の黒字であるとの結果が得られた。本手法は正確性上の限界があり、この数値を定量的に鵜呑みはできないものの、義肢事業で生じる赤字が装具事業の黒字で補われている構造を示唆していると考えられる。
- ・全体の費用構成のなかで、人件費の対売上高比が平均43.3%と業種等と比較し、際だって人件費比率が高いことが示された。またこれに関連して、費用のうち消費課税の対象となるもの（ここでは

人件費以外の費用が凡て該当すると仮定）の対売上高比率が平均51.9%であるとの結果が得られた。

(3) 素材単価の変化

調査結果より、直近の素材費改定（平成22年度）の際参照された21年度調査の時点と平成26年度上半期との間の平均価格変化率は6.8%であった。同時期の国内企業物価指数は3.5%上昇しており、また貿易統計による原油価格（円建て）は63.3%、WTI原油価格（円換算）は48.4%上昇していた。

個々の素材価格の変化率については、価格変化率が高かった素材は、ギプス、樹脂、プラスチック、PVA、ストックング、グラスファイバー、ダクロンテープ、布類、ウレタン、アジャスター、塗料などであった。このうち石油関連素材については、原油価格の上昇との関連が考えられる。一方、価格の下がり方が比較的大きかった素材は、水性ペン、ゴム帯地であった。

(4) カーボン素材の使用状況

調査結果より、股義足については、カーボンを使用した製作が行われており、足指義足については、どの会社もカーボンを使用していなかった。股義足のソケット製作において、カーボンを主材料とした製作が行われていることが示された。

「カーボンストックネット」の文言を「カーボン素材」に変更することにより、カーボンストックネット以外のカーボンシートや帯状のカーボンを使用した場合でも、カーボンの加算ができるようにしてほしいとの要望があったが、カーボンの使用目的を聞いたところカーボンシートや帯状のカーボンは部分的な補強のために使われていた。義足では、主たる積層材にカーボンシートや、帯状のカーボン素材を用いているデータは得られなかった。

装具でもカーボンを使用しているデータが取れた。さらに義足とは異なり、カーボンストックネットだけではなく、カーボンストックネット以外のカーボン素材を組み合わせて使用していた。加算項目を検討する際には、カーボンストックネット以外のカーボンシートや帯状のカーボン素材も使うことを想

定してカーボン使用を加算ができるように設定する必要がある。

(5) マジックバンドの交換に関するサイズ追加

マジックバンドのサイズと価格の調査結果から、現行制度で価格が定められている、25mm幅、50mm幅のもの他に、16mm、20mm、30mm、38mm、100mmの各幅のものが回答者中複数の事業者により購入されていることがわかった。特に、30mm、38mm、100mmについては、装具の取扱が明らかにあると考えられる日本義肢協会会員のみで4事業所以上購入していることがわかった。また、バンドの幅が広がるほど単価が高くなることが確認された。

これより、現行の25mm幅、50mm幅といった特定の幅のみにピンポイントで価格を定めるのではなく、「○○mm～□□mmの場合△円」といった価格設定の仕方のほうが柔軟にバンド幅を選択できると考えられる。

(6) 補装具の価格算定方式について

義肢等に用いられている費用積み上げ方式に基づく価格算定方式を概観し、義肢等の価格を公的に規制する根拠とその問題点をまとめ、義肢等の価格算定式における見込み利益率の設定に関する論点を整理した。義肢等においては利用者と生産者との間に情報の非対称性が存在するため、公的な価格規制によって義肢等価格を低廉なものに抑えつつ、生産者が一定の利益を確保できるような価格算定を行うことで、情報の非対称性に起因する弊害を軽減することができる。

一方で、価格算定における適正な利潤をどのように定めるかについては、現行の公共料金規制においても、義肢等と比較的接近した分野における価格算定においても明確ではなかった。客観的かつ適正な利潤をどのように定めるべきかについて、企業に効率的な経営を促すインセンティブを付与する仕組みをどのように導入するかも含めて、引き続き検討していく必要がある。

C-3. 補装具費支給判定基準マニュアルの作成

全国80カ所の更生相談所（支所を含む）のうち76カ所から回答が得られた（回収率95%）。

調査結果より、8割以上の更生相談所で役に立っているとの回答が得られ、日々の補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることは確認できたと思われる。

Q&Aの構成については、このままでよいという意見が72カ所と圧倒的に多く（95%）、変更意見は4カ所から6意見があった。

平成26年4月から9月までの6カ月間において実際に判定の参考になったQ&Aがあると回答した更生相談所は65カ所（86%）で、ないが2カ所（3%）、どちらともいえないが9カ所（12%）であった。参考になったのは全151問中92問（61%）で、延べ212問であった。特に補装具費支給事務取扱指針の解釈、車椅子に関する質問が参考になることが多かった。

公開に問題があるQ&Aがあると回答した更生相談所数は34カ所（45%）、ないが42カ所（55%）であった。34カ所の更生相談所が公開に問題があると指摘した問題数は151問中77問（51%）で、延べ170問であった。

回答内容については、30カ所（39%）の更生相談所から意見の記載があった。文言の表現がわかりにくい、公開を想定した場合の表記の修正、判断基準についてなどが挙げられた。

完成版に向けた要望では、25カ所（39%）の更生相談所から意見が得られた。イラストや写真、見積書の例の挿入などによるわかりやすさの向上、補聴器や重度障害者用意思伝達装置、完成用部品等に関する判定についての記載、疑義が生じたケースの記載などの要望が得られた。

得られた結果を基に、次年度作成する完成版の方針を以下のように決定した。

①完成版としての「補装具費支給判定基準マニュアル」は公開版と更生相談所限定版を作る方向で進める。

②公開するQ&Aは原則論に限るなど慎重に厳選する。

③暫定版は、Q&Aを種目別にまとめたが、補装具費の算定方法など目的別にまとめるなども検討する。

C-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

今年度の申請システムの改善では、運用結果に基づく様式の改善に加え、記入要領等、説明会での説明方法の見直しも行った結果、昨年よりも、申請がわかりやすく、しやすくなったとのフィードバックが得られた。

一方で、昨年度も示唆されたように、Excelのシートが多く煩雑、印刷時の調整がしにくい等のユーザビリティの課題が指摘された。これらの課題を解決するには、今回作成したExcel版の申請様式を基に、Web上での入出力を可能にする電子申請システムを構築する必要があると考えられた。本システム構築は、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを一貫して効率よく行うため、現在テクノイド協会で作成しているシステムとの連動性を重視して進めることが求められる。

なお、機能区分については、他の分担研究課題にて作成する機能区分案を受け、申請様式に区分の申告欄を設けるとともに、機能区分に関する申請業者の十分な理解を促すため、昨年度開催したような研究会や、完成用部品指定申請の説明会の開催、機能区分申請に関する説明資料等の整備を通じて、情報共有を図る必要があると考えられる。

また、限られた時間で開催される補装具評価検討会にて、区分の妥当性の審議を効率的に進めるため、妥当性を事前に詳細検討するワーキンググループ等の設定も必要と考えられる。

D. まとめ

完成用部品の機能区分を整備することを中心に据え、それと完成用部品の価格および利用者の機能との関連づけを行うことで、価格の決定や支給判定、申請手続きを適正かつ円滑に行う制度・仕組みを提案することを目指し、以下の4つの小課題を実施した。

<課題1> 完成用部品の機能区分整備

<課題2> 製作費用の包括的把握方法と簡便なデータ更新方法の確立にかかる研究

<課題3> 補装具費支給判定基準マニュアルの作成

<課題4> 機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

今年度は、部品指定リストに記載の骨格構造義足について機能の整理を行うために調査を行い、合計976点の部品の情報を入手した。調査結果から、名称区分の考え方、機能区分の振り分け、適応活動レベルの考え方の統一、機能部品の調整についてさらなる検討が必要であることが示された。

製作費用については、昨年度実施した義肢等の製作事業者に対するアンケート結果および今年度新たに実施した調査結果をもとに、人件費単価、事業所収支、事業所活動の費用構成、素材単価の変化について分析を行った。その結果、人件費単価は平成23年度の調査結果よりも、1.9%低い値となった。また、義肢を扱う事業所は、扱わない事業所に比べて低い値となっていた。収支については、営業利益率は平均2.7%、経常利益率は平均2.8%であったが、平均値より利益率の低い事業所のほうが、高い事業所よりも多いことが示された。費用構成については、昭和53、54年度の調査結果と比べて、費用に占める素材費・作業人件費以外からなるその他の費用の割合が高くなっていることが明らかになった。素材費については、平成21年度の調査結果に比べて6.8%上昇しており、原油価格の影響が示唆された。

補装具費支給判定基準マニュアルについては、昨年度作成したQ&A(暫定版)の更生相談所における6ヶ月試用後のアンケート調査を実施し、8割以上から役立っているとの回答が得られた。得られた結果を基に、暫定版の修正点を決定するとともに、公開版と更生相談所限定版を作成することとした。

申請手続きの整理については、昨年度の調査結果に基づき、様式、記入要領、説明会での説明方法の改善を行い、その効果が示された。一方で、ユーザビリティの課題が指摘され、それらの改善策を提案した。さらに、機能区分に対応するための手続きの変更案をまとめた。

次年度は、義肢について機能区分を完成させるとともに価格との対応、適正処方との対応、申請手続きとの対応を提案し、その利点および欠点を整理する。さらに、これらをふまえた補装具費支給判定基準マニュアルを作成するとともに、補装具費支給制度への導入提案をまとめる予定である。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1.論文発表

なし

2.学会発表

1. 我澤賢之，山崎伸也. 「義肢・装具・座位保持装置製作費用調査結果報告」，第24回厚生労働省補装具評価検討会，2014-11-19.
2. 我澤賢之，山崎伸也，長瀬毅. 「義肢・装具・座位保持装置製作の費用・採算」，第30回日本義肢装具学会学術大会，2014/10/18-19，岡山.
3. 檜本 修、井上剛伸、石渡利奈ほか：全国における円滑な補装具費支給判定を推進するための活動 第30回日本義肢装具学会、2014. 10. 18（岡山）

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

II. 分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

完成用部品の機能区分整備

研究分担者 児玉 義弘 ナブテスコ株式会社 住環境カンパニー
福祉事業推進部 部長

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
義肢装具技術研究部 副義肢装具士長

研究分担者 我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 研究員

研究協力者 相川 孝訓 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
福祉機器開発部 非常勤研究員

研究要旨 補装具費支給制度における補装具の価格は、補装具費支給基準により定められているが、義肢・装具・座位保持装置については基本価格、製作要素価格、および完成用部品から成り立っている。この中で完成用部品については、部品指定申請時に部品供給業者より提示された価格を基に、厚生労働省が公示価格を設定している。その際、原価率等を確認する仕組みはあるものの、部品の機能に応じた価格の妥当性評価を行う仕組みは確立していない。また、類似機能でありながら価格差がある等の問題が生じている。一方、処方判定面でも、利用者の機能レベルや生活様式に対し、必要な機能の部品を適切に処方するための基準がないことや、適合判定時に地域差が生じる等の問題が発生している。本研究では、利用者にとって必要な機能を適切に、適切な価格で提供できるよう、機能区分が行われている米国のLコード等を参考に完成用部品について機能の整理・定義づけを行い、機能区分をまとめると共に、利用者の機能レベルや生活様式についても整理し、機能区分をベースとした支給制度を検討する。

平成25年度は、米国の保険制度（Lコード）の調査を行った。平成26年度は、完成用部品指定リストに記載の骨格構造義足について機能の整理を行うために、完成用部品申請事業者13社に対して調査票を送付し、それぞれの部品の構造・機能について調査を行った。調査票はメールで配信し回答をもらった。平成27年度には、平成25年度と平成26年度に行った調査・分析結果を基に機能の定義付けとその妥当性を確認し、完成用部品の骨格構造義足について機能区分案を作成する。

A. 目的

補装具の完成用部品については、部品供給業者が部品毎に厚生労働省に対し「義肢装具等完成用部品の指定申請書」を提出し、認可されたものが「完成用部品等の指定基準」に掲載される。部品としては

義手、義足、装具、座位保持装置があるが、その数は3000点以上に上り、義足の骨格構造義足だけでも1200点を超える。また骨格構造義足については1981年に現在の完成用部品の分類が出来て以降、技術の発展とともに開発が進み部品の発展は目覚ましく、

電子制御膝継手など各メーカーから様々な部品が供給されている。現在は、分類方法として構造による分類が用いられているが、近年の部品では高機能となってきたため分類と部品の関連が難しくなっており、補装具を判定する側にとっても部品の選択が難しくなっている。そこで平成 25 年度に調査した米国保険制度の機能区分である L コードを参考とし、各部品を機能毎に分類することで補装具利用者と部品との関係を分かりやすくするよう整理する。平成 26 年度は、完成用部品の骨格構造義足について機能の調査を行った。

B. 方法

B-1. 調査対象部品

平成 26 年度版完成用部品指定リストに記載の完成用部品は、総計 3,336 点で、内訳は、殻構造義手 507 点、殻構造義足 280 点、骨格構造義手 111 点、骨格構造義足 1,208 点、装具 625 点、座位保持装置 605 点であるが、これらの中でもっとも数が多く、高機能化している骨格構造義足を対象とした。

B-2. 調査票の作成

調査票は、骨格構造義足の大きな分類として股継手、膝継手、足継手、足部、義足調整用部品、足部調整用部品、外装用部品、その他、に分けて EXCEL ファイルにて作成した。各調査票には、完成用部品の名称、メーカー名、部品番号、名称、価格を情報として記載し、これに各部品の機能に関し入手すべき必要な情報を得られるよう調査項目を決め、該当する項目にチェックできるようなシートを作成した。

また、用意した項目では、メーカーで考えている機能が含まれていない場合には項目を追加し、個々の部品が持つ機能を全て書き出してもらうようにした。更に、部品が高機能化しているため、個々の利用者の能力を十分に発揮させるための調整について、調整の目的と調整時間を記入してもらうことにした。

なお、調査項目については全部品共通となる項目（以下①）の他、股継手・膝継手・足継手・足部などの機能を有する部品については以下②の項目を追加した。

① 全部品共通の調査項目

- ・機能（構造を含む）
 - ※調査票に記載された個々の機能について、その有無もしくは寸法を回答。
- ・使用者の体重制限
- ・主な使用材料
- ・重量
- ・メーカー保証期間
- ・調整機能（利用者に義足を装着してから調整する機能でアライメント調整は除く）
- ・調整時間（前項の調整に要する標準的な時間）
- ・特記事項（項目として挙げていないもので、他の部品にはない特徴について記入）
- ・その他追加項目

② 膝継手、足部などの機能部品の追加調査項目

- ・適応する利用者の機能レベル
 - 利用者の機能レベルは米国の支給制度で使用されている K レベル（表 1）を用いた。

表 1 利用者の K レベル

K0	介助の有無にかかわらず、安全に歩行又は移動する能力がなく、義肢によって QOL 又は可動性が向上しない。
K1	一定の歩調で平坦面を歩行又は移動するために義肢を使用する能力又は潜在能力がある。限定的又は制限のない家庭内歩行者。
K2	縁石、階段、又は凹凸のある面などの低い環境障壁を越えて歩行する能力又は潜在能力がある。限定的な地域内歩行者。
K3	種々の歩調での歩行能力又は潜在的な能力がある。殆どの環境障壁を越える能力又は潜在能力を有し、単純な運動以上の義肢を必要とする職業、治療、又は運動活動ができる。
K4	基本的な歩行能力を超える義肢歩行の能力又は潜在能力があり、高い衝撃、応力、又はエネルギーレベルを呈する。児童、活動的な成人、又は運動選手など。

なお、機能名を含めた調査全項目の一覧を本項末尾資料 1 に示す。

B-3. 調査票の配布、回収

平成 26 年 10 月 10 日に完成用部品の供給事業者 13 社に調査票をメール配信し、11 月 14 日を締め切りとした。配布にあたっては補装具等完成用部品新規申請の提出時期と重ならないよう留意した。調査依頼先と各依頼先の部品点数を表 2 に示す。

表 2 調査依頼先と部品点数

	部品供給事業者名	部品点数
1	株式会社 SHINDO	2
2	株式会社啓愛義肢材料販売所	134
3	株式会社 今仙技術研究所	174
4	オットーボック・ジャパン株式会社	213
5	ナブテスコ株式会社	53
6	パシフィックサプライ株式会社	163
7	株式会社 佐藤技研	3
8	株式会社小原工業	126
9	㈱田沢製作所	136
10	(有)ピー・オー・テック	4
11	株式会社有菌製作所	27
12	株式会社高崎義肢	73
13	株式会社松本義肢製作所	93
14	対象外	7
	合 計	1208

C. 結果

C-1. 調査票回収

部品供給事業者 13 社に配信し、11 月 14 日までに回答があったのは 9 社であった。回答の無かった 4 社については、再度メールと電話にて状況確認を行った。うち 1 社は担当者が対応できないとの理由でカタログからの読み取りを依頼された。1 社は、現在の完成用部品は全て取り下げる予定との回答あり。他の 2 社については遅れて回収できた。

C-2. 調査結果

股継手、膝継手、足部・足継手、義足調整用部品、外装用部品など 1208 点について調査を行ったが、販売中止を理由に平成 26 年度および平成 27 年度に取り下げを予定されている部品があり、これらについては回答を得られず、最終的に股継手 14 点、膝継手

119 点、膝継手付属品 21 点、足継手・足部 163 点、足部付属品・その他 73 点、義足調整用部品 407 点、外装用部品 38 点、その他 141 点の合計 976 点の部品について回答を得た。なお現行の完成用部品指定リストでは義足調整用部品として記載されている伸展屈曲装置および外装用部品の保護カバー、足部調整用部品のバンパーおよび、その他として記載のバッテリー等は、基本的に各メーカーの膝継手や足部等の専用部品であることから膝継手付属品、或いは足部付属品として膝継手、足部・足継手の項目にまとめた。部品毎の内訳は以下の通り。

-1. 股継手（部品点数合計 14 点）

固定と遊動に分け、更にコントロール装置の制御方式により 4 つの項目に整理した。

- ・固定（5 点）
- ・遊動／バネ（ゴム）式スライドコントロール装置（7 点）
- ・遊動／油圧式スライドコントロール装置（1 点）
- ・遊動／バー式スライドコントロール装置（1 点）

-2. 膝継手・付属品（部品点数合計 140 点）

軸の構造により単軸と多軸に分け、更にそれらを立脚と遊脚の制御方式の違いにより単軸は 11、多軸は 8 つの項目に整理した。また伸展補助装置等は付属部品として整理した。

① 単軸（計 69 点）

- ・固定（23 点）
- ・固定／遊動切替式（2 点）
- ・バネ（ゴム）式遊脚制御（8 点）
- ・荷重ブレーキ／バネ（ゴム）式遊脚制御（15 点）
- ・空圧式遊脚制御（1 点）
- ・荷重ブレーキ／空圧式遊脚制御（7 点）
- ・荷重ブレーキ／空圧電子制御式遊脚制御（3 点）
- ・油圧式遊脚制御（6 点）
- ・油圧式立脚（イールディング）・遊脚制御（2 点）
- ・油圧式立脚（イールディング）制御／空圧電子制御式遊脚制御（1 点）
- ・油圧電子制御式立脚（イールディング）・遊脚制御（1 点）

② 多軸（計 50 点）

- ・固定（3 点）
- ・バネ（ゴム）式遊脚制御（18 点）
- ・空圧式遊脚制御（11 点）

- ・立脚(ハウジング)制御／空圧式遊脚制御 (1点)
 - ・空圧電子制御式遊脚制御 (4点)
 - ・油圧式遊脚制御 (5点)
 - ・立脚(ハウジング)／油圧式遊脚制御 (7点)
 - ・立脚(ハウジング)／油圧式遊脚制御 (固定遊動切替式) (1点)
- ③ 膝継手付属部品 (計 21 点)
- ・伸展屈曲装置 (5点)
 - ・保護カバー (12点)
 - ・バッテリーキット (充電式) (2点)
 - ・バッテリーキット (使い捨て) (2点)
- 3. 足部・足継手・付属品他 (部品点数合計 236 点)
- 現行の完成用部品リストでは足部と足継手とに区分されているが、機能的には同一機能を有するものもあるため足部一体型と足継手に分けて13の項目に整理し、バンパーなどを足部付属品、緩衝器をその他として足部・足継手の項目で整理した。
- ① 足部一体型 (計 66 点)
- ・単軸 (底背屈可) (3点)
 - ・エネルギー蓄積キール (内外反可) (32点)
 - ・固定、エネルギー蓄積キール、足部形状 (15点)
 - ・エネルギー蓄積キール、踵高調整、足部形状 (3点)
 - ・サム用 (6点)
 - ・小児用 (7点)
- ② 組合せて使用 (足部) (計 32 点)
- ・継手機能なし、足部形状 (23点)
 - ・継手機能なし、エネルギー蓄積キール、足部形状 (9点)
- ③ 組合せて使用 (足継手) (計 65 点)
- ・固定 (26点)
 - ・固定、踵高調整付 (3点)
 - ・遊動 (底背屈) (16点)
 - ・遊動 (底背屈、内外反、回旋) (9点)
 - ・子供用 (11点)
- ④ 足部付属部品 (計 64 点)
- ・バンパー (44点)
 - ・コネクションプレート (10点)
 - ・足部形状フォーム (6点)
 - ・足部ソックス (スペクトラソックス) (4点)
- ⑤ その他 (計 9 点)
- ・緩衝器 (回旋) (7点)
 - ・緩衝器 (回旋、鉛直) (2点)
- 4. 義足調整用部品 (部品点数合計 407 点)
- ブロック、コネクタ、チューブ、クランプアダプタ、ターンテーブル、トルクアブソーバの6つに分け、更にこれらを上下部品との接続部の形状などによって31の項目に整理した。ただし、伸展屈曲装置については前述のとおり、膝継の付属部品であるため保護カバー等と共に膝継手の項にまとめた。
- ① ブロック (計 17 点)
- ・ソケット取付用ブロック (4つ穴) (17点)
- ② コネクタ (計 237 点)
- ・ソケットアダプタ (4つ穴・その他) (10点)
 - ・4つ穴 - ピラミッド (オス) (34点)
 - ・ソケットアダプタ - 36φベース (4点)
 - ・ソケットアダプタ - 4つ穴 (9点)
 - ・ソケットアダプタ - その他 (20点)
 - ・ソケットアダプタ - ピラミッド (31点)
 - ・ダブルアダプタ (オス-オス) (7点)
 - ・ダブルアダプタ (オス-メス) (8点)
 - ・ダブルアダプタ (メス-メス) (42点)
 - ・36φネジ - ピラミッド (オス) (10点)
 - ・36φネジ - その他 (3点)
 - ・その他のスペーサ (7点)
 - ・小児用 (20点)
 - ・その他 (32点)
- ③ チューブ (計 80 点)
- ・チューブ - メスピラミッド (43点)
 - ・チューブ - オスピラミッド (10点)
 - ・両側チューブ (19点)
 - ・その他 (8点)
- ④ クランプアダプタ (計 53 点)
- ・φ30用 - ピラミッド (オス) (19点)
 - ・φ30用 - ピラミッド (メス) (2点)
 - ・φ30用 - その他 (11点)
 - ・φ34用 - ピラミッド (オス) (1点)
 - ・φ34用 - ピラミッド (メス) (10点)
 - ・φ34用 - その他 (1点)
 - ・小児用 (9点)
- ⑤ ターンテーブル (計 14 点)
- ・大腿用 (点) (13点)

- ・下腿用(点) (1点)
- ⑥ トルクアブソーバ (計6点)
 - ・回旋方向(4点)
 - ・鉛直報告(1点)
 - ・回旋・鉛直方向(1点)
- 5. 外装用部品 (部品点数合計 38点)
フォームカバー、ストックネット、リアルソックスの3つに分け、7つの項目に整理した。
 - ① フォームカバー (計37点)
 - ・下腿用(17点)
 - ・股/大腿用(20点)
 - ② ストックネット (計14点)
 - ・下腿用 (4点)
 - ・股/大腿用(6点)
 - ・縁取り用(4点)
 - ③ リアルソックス (計7点)
 - ・下腿用 (6点)
 - ・股/大腿用 (1点)
- 6. その他 (部品点数合計 141点)
その他項目として、吸着バルブ、懸垂ベルト、ライナーロックアダプタ、ライナーの4つに分け、それを更に11項目に整理した。
 - ① 吸着バルブ (計25点)
 - ・弁機能 (8点)
 - ・一方向自動排出機能 (7点)
 - ・弁機能+一方向自動排出機能 (10点)
 - ② 懸垂ベルト (計23点)
 - ・下腿用 (20点)
 - ・股/大腿用 (3点)
 - ③ ライナーロックアダプタ (計26点)
 - ・クランチロック (26点)
 - ④ ライナー (計67点)
 - ・ピンアタッチメントなしクッションライナー (26点)
 - ・ピンアタッチメントなしシールイン (8点)
 - ・ピンアタッチメントなしパッド (2点)
 - ・ピンアタッチメントあり (29点)
 - ・小児用 (2点)

D. 考察

平成26年度版完成用部品指定リスト記載の骨格構

造義足部品 1208点について調査を行ったが、平成26年度および平成27年度に販売終了を理由に取下げを予定しているとして回答を得られなかった部品もあり、最終的に部品供給事業者13社から976点の部品について回答を得ることができた。一部調査項目への回答が空白となっているものや回答内容が不明なものなどがあり、再調査を必要とするものもあるが、全体としてはほぼ調査できた。今後、以下の点について検討が必要である。

- 1. 全体の名称区分についての考え方の整理。
これまでの構造による分類では、全てが独立した部品としてとらえられていた。しかし、機能で整理しようとするともこれまで独立していた部品が他の部品の一部となるものもあるため、全体の部品構成を検討し再構成する。
- 2. 機能として振り分けたものが適切な場所に振り分けられているかの確認。
- 3. 適応活動レベルの考え方の統一。
適応活動レベルが未記入のものもあり、これらの考え方について供給事業者間での統一が必要
- 4. 機能部品の調整について、基本価格に含まれない、部品が持つ機能を十分に使うために必要な調整であることを部品供給事業者に理解してもらうための調整目的と調整時間の整理。

更に機能区分をより明確にするために、切断者の失われた機能を代償するものとの観点から、以下の4つの分類法が考えられる。暫定案として本稿末尾の「資料2. 完成用部品機能区分暫定案」および「資料3. 完成用部品機能区分暫定案例：膝継手単軸」に記載した。平成27年度は、これらの分類方法を取り入れて機能区分を整理していく。

- 1) 人と義足のインターフェースとしての役割を補助する部品
 - ・吸着バルブ、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、懸垂ベルト、その他の部品
- 2) 生体の股関節、膝関節足関節、足部の機能を代償する部品
 - ・股関節の代償

- | | |
|--|-----------|
| 股継手、ターンテーブル | なし |
| ・膝関節の代償 | 2. 実用新案登録 |
| 膝継手、伸展補助装置、バッテリーキット、保護カバー | なし |
| ・足関節および足部の代償 | |
| 股継手、足部、フットカバー、スペクトラソックス、バンパー、トルクアブソーバー | |
| 3) 股継手、膝継手、足継手・足部を繋ぐ部品 | |
| ・クランプアダプタ、チューブ、コネクタ、ブロック | |
| 4) 足の形状をつくる外装のための装飾部品 | |
| ・コネクションプレート、フォームカバー、ストッキングネット、リアルソックス | |

E. まとめ

これまでの構造による分類では全てが独立した部品として捉えられていたが、機能による分類とすることで、独立していた部品が同一機能として一つのカテゴリの中に入ることになる。そうすることによって部品価格の妥当性評価や、処方判定時の部品選定を容易にするとともに、地域間格差の是正につながるものとする。

今後の課題としては、部品供給事業者間の機能についての考え方を統一する必要があるが、そのためにも機能の定義づけを行うとともに、その妥当性の確認が必要になる。また、機能部品を利用者に正しく使用いただくためには正しい調整が求められる。これらの調整作業に要する時間に対して義肢装具士が報酬を得られるようなシステム作りが求められる。そのための目安となる指針をつくることも必要であるとする。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

資料1. 骨格構造義足 機能区分調査項目一覧

	股継手	膝継手	足継手	ブロック	義足調整用部品 コネクタ(ソケットアダプタ)	義足調整用部品 コネクタ(ダブルアダプタ・その他)	義足調整用部品 チューブ	義足調整用部品 クランプアダプタ	義足調整用部品 ターンテーブル
調査後に調査者が記入する項目	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先
	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号
調査事前に調査者が記入しておく項目	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式
	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名
	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式
	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)
	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の記事欄記載事項)
調査回答者が個々の部品について、該当の有無を回答する項目	① マニュアルロック	(1) 単軸	① 固定接続機能		① ヒラミット(雄)		① 端部形状 (両側チューブ)	① 端部形状 (オスヒラミット)	
	② 遊動式	(2) 多軸			② ヒラミット(雌)		② 端部形状 (チューブ&オスヒラミット)	② 端部形状 (オスヒラミット)	
	③ 固定式	(3) マニュアルロック	② 底背屈機能				③ 端部形状 (両側オスヒラミット)		
	④ 油圧式	(4) 定摩擦式遊脚相制御	③ 内・外反機能				④ 端部形状 (チューブ&オスヒラミット)		
		(5) 可変摩擦式遊脚相制御	④ アライメント調整機能		③ アライメント調整機能 (角度)	① アライメント調整機能 (角度:片側)	⑤ 端部形状 (両側オスヒラミット)		
		(6) 空圧式遊脚相制御	⑤ ユーザーによる踵高調整機能			② アライメント調整機能 (角度:両側)	⑥ アライメント調整機能 (角度)	③ アライメント調整機能 (角度)	
		(7) 油圧式遊脚相制御	⑥ 鉛直方向の衝撃吸収機能		④ アライメント調整機能 (回旋)	③ アライメント調整機能 (回旋)	⑦ アライメント調整機能 (回旋)	④ アライメント調整機能 (回旋)	
		(8) 流体式(空圧、油圧以外)遊脚相制御	⑦ 水平方向の回旋力吸収機能		⑤ アライメント調整機能 (高さ)	④ アライメント調整機能 (高さ)	⑧ アライメント調整機能 (高さ)	⑤ アライメント調整機能 (高さ)	
		(9) 油圧式足関節運動制御	⑧ チューブ代替機構		⑥ アライメント調整機能 (一方向のみ平行移動)	⑤ アライメント調整機能 (一方向のみ平行移動)	⑨ アライメント調整機能 (一方向のみ平行移動)	⑥ アライメント調整機能 (一方向のみ平行移動)	
		(10) 膝伸補補助機能 (スプリング又は)			⑦ アライメント調整機能 (二方向へ平行移動)	⑥ アライメント調整機能 (二方向へ平行移動)	⑩ アライメント調整機能 (二方向へ平行移動)	⑦ アライメント調整機能 (二方向へ平行移動)	
		(11) 荷重ブレーキ (調整式)					⑪ 外形寸法 (mm)	⑪ 内形寸法 (mm)	
		(12) イールディング(油圧または相当品)					⑫ 長さ (mm)	⑫ 長さ (mm)	
		(13) バウンシング機構 (調整不可)							
		(14) バウンシング機構 (調整可)							
		(15) 幾何学的ロック							
		(16) スタンスエクステンションダンピング機構 (調整可)							
		(17) スタンスエクステンションダンピング機構 (調整否)							
		(18) 電子制御式遊脚相 (電気式センサーを含む)※センサーの種類は問							
		(19) 電子制御式立脚相制御 (電気式センサーを含む)※センサーの種類は問わない	⑨ 鉄	① 木		⑪ プラスチック			
	⑤ ステンレス	(20) ステンレス		② ステンレス	⑧ ステンレス	⑦ ステンレス	⑪ ステンレス	⑧ ステンレス	① ステンレス
⑥ チタン	(21) チタン	⑩ アルミ	③ チタン	⑨ チタン	⑧ チタン	⑫ チタン	⑨ チタン	② チタン	
⑦ アルミ	(22) アルミ	⑪ チタン	④ アルミ	⑩ アルミ	⑨ アルミ	⑬ アルミ	⑩ アルミ	③ アルミ	
⑧ カーボン	(23) カーボン	⑫ カーボン		⑪ カーボン	⑩ カーボン	⑭ カーボン			
⑨ 重量(g)	(24) 重量(g)	⑬ 重量(g)	⑤ 重量(g)	⑫ 重量(g)	⑫ 重量(g)	⑮ 重量(g)	⑬ 重量(g)	④ 重量(g)	
⑩ 使用者体重制限	(25) 使用者体重制限(kg)	⑭ 使用者体重制限(kg)	⑥ 使用者体重制限	⑬ 使用者体重制限	⑬ 使用者体重制限	⑯ 使用者体重制限	⑭ 使用者体重制限	⑤ 使用者体重制限(kg)	
※ 適用(Kレベル) K0~K4	※ 適用(Kレベル) K0~K4	⑮ ※ 適用(Kレベル) K0~K4							
上記以外の機構・機能がなければ追記ください	上記以外の機構・機能がなければ追記ください	上記以外の機構・機能がなければ追記ください	上記以外の機構・機能がなければ追記ください	上記以外の機構・機能がなければ追記ください	上記以外の機構・機能がなければ追記ください	上記以外の機構・機能がなければ追記ください	上記以外の機構・機能がなければ追記ください	上記以外の機構・機能がなければ追記ください	
調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください
調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	
コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	

資料1. (つづき)

	義足調整用部品 トルクアップローパー	足部	外装用部品 コネクションプレート	外装用部品 フォームカバー	外装用部品 ストックネット	その他 吸着バルブ	その他 懸垂ベルト	その他 バッテリーキット	その他 ライナーロックアダプタ
調査後に調査者が記入する項目	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先	調査先
	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号	整理番号
調査事前に調査者が記入しておく項目	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式	型式
	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名	メーカー名
	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式	メーカー型式
	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)	価格(円) (基準価格)
	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)	部品名称 (補装具費支給基準の備考欄記載事項)
調査回答者が個々の部品について、該当の有無を回答する項目		① 足の形状をしている	① コネクションプレート	① 股継手部を覆う	① 縁取り用	① 弁としての機能	① 大腿義足用	① 使い捨てバッテリー	① 小児用
		② 指又付		② 大腿部を覆う	② 膝下から足先まで	② 一方自動排気機能	② 下腿義足用	② 充電式バッテリー	② ピンロック機構
		③ 底背屈機能		③ 膝継手部を覆う	③ 大腿部から足先まで		③ 懸垂機能	③ 充電器	③ 四つ穴取り付けプレート
		④ 内・外反機能		④ 下腿部を覆う			④ シーム機能		④ ピラミッドコネクタ
		⑤ アライメント調整機能		⑤ 足継手部を覆う			⑤ スリーブ保護機能		
		⑥ ユーザーによる踵高調整機能		⑥ 脚の形状削り出しあり					
		⑦ 鉛直方向の衝撃吸収機能		⑦ 軟質フォーム					
	① 鉛直方向の衝撃吸収機能	⑧ 水平方向の回旋力吸収機能		⑧ 硬質フォーム					
	② 水平方向の回旋力吸収機能	⑨ チューブ代替機構							
	③ チューブ代替機構	⑩ 足継手の接続機能を有している							
調査回答者が個々の部品について、該当する数値あるいは記号、文章等を回答する項目	④ 重量(g)	⑪ 重量(g)							
	⑤ 使用者体重制限(kg)	⑫ 使用者体重制限(kg)							
		※ 適用(Kレベル) ⑬ KO~K4							
	上記以外の機構・機能があれば追記ください	上記以外の機構・機能があれば追記ください	上記以外の機構・機能があれば追記ください	上記以外の機構・機能があれば追記ください	上記以外の機構・機能があれば追記ください	上記以外の機構・機能があれば追記ください	上記以外の機構・機能があれば追記ください	上記以外の機構・機能があれば追記ください	上記以外の機構・機能があれば追記ください
	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください	調整項目 ※調整機能(アライメント調整は除く)があれば記入ください
調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	調整時間 (min)	
コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください	コメント記入欄 ※特に説明が必要などところがあれば記入ください

資料2. 骨格構造義足用部品の機能区分(暫定案)

1) 人と義足のインターフェースとしての役割を補助する部品

コード	名称	機能区分		機能概要	
XXXX	ソケット製作用部品	懸垂用部品	吸着バルブ	義足懸垂のための吸着バルブ	
XXXX			懸垂ベルト	スリーブの力で義足を懸垂する	
XXXX			吸着シーム用スリーブと保護材	スリーブでシームすることで吸着させ義足を懸垂する	
XXXX			吸着懸垂補助部品	吸着ポンプなど	
XXXX			KBM用ウェッジ	大腿骨顆部を押さえることで義足の懸垂をする	
XXXX			ピンロック用ライナーロックアダプタ		
XXXX			その他のライナー固定部品		
XXXX			懸垂用と断端の保護	ピンロック用ライナー	
XXXX				吸着用ライナー	
XXXX				クッションライナー	
XXXX		断端の保護用部品	断端袋	下腿や大腿用の断端袋	
XXXX		断端形状補正	断端成形用		

2) 生体の股関節、膝関節、足関節、足部の機能を代償する部品

コード	名称	機能区分		機能概要	
XXXX	股継手	固定		継手伸展時に屈曲しないよう固定される。座位をとる場合など、手動によりロックを解除する。	
XXXX		遊動	ストライドコントロール装置(バネ・ゴム)	一軸遊動 (股継手の屈曲伸展を補助)	
XXXX			ストライドコントロール装置(油圧)		
XXXX			ストライドコントロール装置(バー)		
XXXX	股関節機能補助	回内外	ターンテーブル		
XXXX	膝継手	単軸	立脚制御(固定)	伸展状態で固定される。座位をとる場合など、手動により固定を解除する。	
XXXX			立脚制御(固定)／遊脚制御遊動切替式	固定と遊動の切替可	
XXXX			遊脚制御(バネ・ゴム伸展補助装置)	遊脚相はバネ或いはゴムで屈曲制限および伸展を補助する。伸展補助力は調整可	
XXXX			立脚制御(荷重ブレーキ)／遊脚制御(バネ・ゴム伸展補助装置)	体重荷重時にブレーキが働き膝折れしにくくする。ブレーキ力調整可 遊脚相はバネ或いはゴムで屈曲制限および伸展を補助する。 伸展補助力は調整可	
XXXX			遊脚制御(空圧)	遊脚相は空圧シリンダで屈曲制限と伸展補助を行う。空圧抵抗は調整可	
XXXX			立脚制御(荷重ブレーキ)／遊脚制御(空圧)	体重荷重時にブレーキが働き膝折れしにくくする。遊脚相は空圧シリンダで屈曲制限と伸展補助を行う。空圧抵抗は調整可	
XXXX			立脚制御(荷重ブレーキ)／遊脚制御(空圧電子制御)	体重荷重時にブレーキが働き膝折れしにくくする。遊脚相はセンサーが速度を検知し空圧シリンダの屈曲制限と伸展補助をマイコンで自動的に調整する。	
XXXX			遊脚制御(油圧)	遊脚相は油圧シリンダにより屈曲と伸展を制御する。油圧抵抗の調整可。	
XXXX			遊脚制御(油圧)／立脚制御(油圧:イールドイニング)	立脚相は油圧による強い抵抗力を発生し、体重を掛けながら膝を屈曲する(イールドイニング)ことができる。遊脚相は油圧シリンダにより屈曲と伸展を制御する。油圧は調整可。	
XXXX			遊脚空圧電子制御・立脚制御(油圧:イールドイニング)	立脚相では油圧による強い抵抗力を発生し、体重を掛けながら膝を屈曲する(イールドイニング)ことができる。遊脚相はセンサーが速度を検知し空圧シリンダの屈曲制限と伸展補助をマイコンで自動的に調整する。	
XXXX			遊脚制御(油圧)／立脚制御(油圧:イールドイニング)	センサーにより歩行状態を検知、遊脚相と立脚相の油圧をマイコンで制御する。	
XXXX			多軸	立脚制御(固定)	伸展状態で固定される。座位をとる場合など、手動によりフリーとする。
XXXX				遊脚制御(バネ・ゴム伸展補助装置)	遊脚相はバネ或いはゴムで屈曲制限および伸展を補助する。伸展補助力は調整可
XXXX				遊脚制御(空圧)	遊脚相は空圧シリンダで屈曲制限と伸展補助を行う。空圧抵抗は調整可。
XXXX				遊脚制御(空圧)／立脚制御(ハウジング)	立脚相で踵設置時に軽度屈曲(ハウジング)する。遊脚相は空圧シリンダで屈曲制限と伸展補助を行う。空圧抵抗は調整可。
XXXX				遊脚制御(空圧:電子制御)	遊脚相はセンサーが速度を検知し空圧シリンダの屈曲制限と伸展補助をマイコンで自動的に調整する。
XXXX		遊脚制御(油圧)		遊脚相は油圧シリンダにより屈曲と伸展を制御する。油圧抵抗の調整可。	
XXXX	遊脚制御(油圧)／立脚制御(ハウジング)	立脚相で踵設置時に軽度屈曲(ハウジング)する。遊脚相は油圧シリンダにより屈曲と伸展を制御する。油圧抵抗の調整可。			
XXXX		遊脚制御(油圧)／立脚制御(ハウジング・固定遊動切替式)	立脚相で踵設置時に軽度屈曲(ハウジング)する。遊脚相は油圧シリンダにより屈曲と伸展を制御する。油圧抵抗の調整可。固定と遊動の切替可。		

XXXX	膝継手機能補助	保護カバー	膝継手の専用保護カバー	
XXXX		伸展屈曲装置	伸展補助	
XXXX		バッテリーキット	充電式 充電器	
XXXX		ト	使い捨て 使い捨てバッテリー	
XXXX	足継手と足部	A. 足部一体型	単軸継手の底背屈機能 単軸足部としての機能を有する。足の形状をしている。	
XXXX			エネルギー蓄積を考慮したキール、内外反 他のコネクタやチューブなどと接続可能になっている。キールに弾性のある素材が使われている。内外反の動き、足の形状をしている。	
XXXX			エネルギー蓄積を考慮したキール、足部の形状 足部に足継手の機能まで含んでいる。足の形状をしている。キールに弾性のある素材が使われている。	
XXXX			エネルギー蓄積を考慮したキール、踵高調整、足部の形状 踵高調整機能がある。足部の形状をしている。キールに弾性のある素材が使われている。	
XXXX			サイム用	
XXXX			小児用	
XXXX		B. 組合わせて使う足部	継手機能なし、足部の形状	足継手と組み合わせて使用する。足の形状をしている
XXXX		a. 足部のみ	継手機能なし、エネルギー蓄積を考慮したキール、足部の形状	足継手と組み合わせて使用する。キールに弾性のある素材が使われている。足の形状をしている。
XXXX		B. 組合わせて使う足部	固定継手	SACH用足継手
XXXX			踵高調整機能付固定継手	
XXXX		b. 足継手部	踵高調整機能付遊動継手（底背屈）	
XXXX			遊動継手（底背屈）	単軸としての機能を盛る
XXXX			遊動継手（底背屈、内外反、回旋）	多軸足継手
XXXX			子供用	小児用足継手
XXXX		B. 組合わせて使う足部	バンパー	遊動継手や緩衝器に用いられる緩衝材
XXXX		c. 足部機能補助	足部の形状を整える	足部キールに取り付ける足部形状をしたフォーム
XXXX			足部からの音を消す	スペクトラソックス等
XXXX		c. 足部機能補助	緩衝器（回旋）	回旋や足底接地時の衝撃緩和
XXXX		緩衝器（回旋、鉛直）	トルクウアブソーバーとショックアブソーバーの組み合わせ	
XXXX		ターンテーブル下腿用	正座用回旋装置	

3) 股継手、膝継手、足継手および足部を繋ぐ接続部品

コード	名称	機能区分		機能概要	
XXXX	接続部品	ブロック コネクタ	ソケット取付用ブロック(4つ穴取付け)		
XXXX			ソケットアダプタ(四穴・その他)		
XXXX			四穴・ピラミッド(オス)		
XXXX			ソケットアダプタ・36φベース		
XXXX			ソケットアダプタ・4つ穴		
XXXX			ソケットアダプタ・その他		
XXXX			ソケットアダプタ・ピラミッド		
XXXX			ダブルアダプタ(オス-オス)		
XXXX			ダブルアダプタ(オス-メス)		
XXXX			ダブルアダプタ(メス-メス)		
XXXX			36φネジ・ピラミッド(オス)		
XXXX			36φネジ・その他		
XXXX			その他のスペーサー		
XXXX			小児用		
XXXX			その他		
XXXX			チューブ	チューブ-ピラミッド(メス)	
XXXX				チューブ-ピラミッド(オス)	
XXXX				両側チューブ	
XXXX		その他			
XXXX		クランプアダプタ		φ30用・ピラミッド(オス)	
XXXX				φ30用・ピラミッド(メス)	
XXXX			φ30用-その他		
XXXX			φ34用・ピラミッド(オス)		
XXXX			φ34用 ピラミッド(メス)		
XXXX			φ34用 その他		
XXXX			小児用		

4) 足の形状をつくる外装のための部品

コード	名称	機能区分		機能概要
XXXX	外装用部品	コネクションプレート		
XXXX		下腿用フォームカバー	軟質フォーム	
XXXX			硬質フォーム	
XXXX			硬質フォーム	
XXXX			脚の形状に削り出しあり その他	
XXXX		股・大腿用フォームカバー	軟質フォーム	
XXXX			硬質フォーム	
XXXX			脚の形状に削り出しあり	
XXXX			硬質フォーム 脚の形状に削り出しあり その他	
XXXX		ストッキング	股・大腿用	
XXXX			下腿用	
XXXX			縁取り用	
XXXX		リアルソックス	下腿用	
XXXX			股・大腿用	

資料3. 完成用部品機能区分整理暫定案(例: 膝継手単軸抜粋)

区分	名称	コード	機能区分	機能概要	適応活動レベル	メーカー・型式	部品名称	使用者 体重制限	主な使用 材料	重量 (g)	価格(円) (基準価格)	メーカー 保証期間	調整機能(目的)	調整 時間 (min)						
義足用 部品	膝 継 手	XXXX	固定 単軸	伸展状態で固定される。 座位をとる場合など、手動 により固定を解除する。	K1	ヲホック	軽量手動ロック膝(Mg/マグネシウム)	80	マグネシウム	194	145,200									
						カトホック	3R40	デュアルロッド継手	100	アルミ	290	50,200	1年	ロック調整	30					
						ヲホック	SL0701	軽量手動ロック膝	100	アルミ	284	59,400	1年							
						ヲホック	SL0710	上下分離ハーフ手動ロック膝	100	アルミ	385	95,200	1年							
						カトホック	3R41	デュアルロッド継手 プラスチック	125	プラスチック	385	84,700					ロック調整	30		
						カトホック	3R17	デュアルロッド継手	150	ステンレス	695	76,500	12ヶ月					ロック調整	30	
						カトホック	3R33	デュアルロッド継手 チタン	125	チタン	530	137,900						ロック調整	30	
						徳林	TK-TC1	小児用単軸継手	55	アルミ	310	52,800								
						ヲホック	SL0708	Beluga (ハーフサつき手動ロック膝)	80	アルミ	450	187,500								
						ヲホック	SL0720-A	半遊動継手	100	アルミ	458	181,500	1年							
						小原	34S-050	前留式固定膝	80	アルミ	345	72,600	1年							
						ホスマー	60471	単軸固定膝	135	アルミ	264	73,300								
						ヲホック	SP0701	ステップ用継手	80	アルミ	1020	432,500								
						高崎義肢	TG1023	固定膝軽量用	アルミ	233	48,000									
						カトホック	3R39	デュアルロッド継手 小児用	45	アルミ	145	132,700							ロック調整	30
						ヲホック	C0720	手動ロック膝(小児用)	45	アルミ	181	115,000								
						高崎義肢	TG1024	固定膝ライト	80	アルミ	270	66,000								
						高崎義肢 メディ	TG1014	手動固定膝 単軸デュアルロッド継手 アルミ	80	アルミ	368	64,600	2年							
						啓愛	A3-1-1	固定膝(チューブアダプタ付)	100	—	690	73,000	18ヶ月							
						啓愛	A3-1-2	固定膝(ケットアダプタ付)	100	—	670	66,000	18ヶ月							
啓愛	A-3-2-1	固定膝あぐら付	100	ステンレス	960	87,000	18ヶ月													
啓愛	A-3-2-2	固定膝あぐら付(チューブアダプタ付)	100	ステンレス	805	77,400	18ヶ月													
高崎義肢	TG1013	遊動固定切替膝軽量用(小児用)		アルミ	252	66,000														
高崎義肢	TG1005	遊動固定切替膝		アルミ	418	69,500														
ヲホック	M0716	血受け単軸膝	70	アルミ	640	58,200	1年													
ホスマー	60823	アルミ単軸膝	100	アルミ	315	93,900														
ホスマー	60822	ステンレス単軸膝	100	ステンレス	450	80,800														
ホスマー	60821	チタン単軸膝	100	チタン	350	127,800														
高崎義肢	TG1002	単軸膝	80	アルミ	383	47,400	2年													
高崎義肢	TG1003	単軸膝軽量用		アルミ	230	46,300														
カトホック	3R38	単軸継手 小児用	45	アルミ	160	111,300	12ヶ月						伸展補助調整	10						
ヲホック	C0700	単軸膝(小児用)	45	アルミ	159	115,000														
ヲホック	M0736	荷重ブレーキ膝	100	アルミ	695	75,500														
カトホック	3R15	荷重ブレーキ継手	100	ステンレス	490	63,800	12ヶ月						伸展補助・定摩擦・ブレーキ調整	45						
カトホック	3R49	荷重ブレーキ継手 チタン	100	チタン	360	147,600	12ヶ月						伸展補助・定摩擦・ブレーキ調整	45						
カトホック	OFM2	単軸荷重ブレーキ継手 ロック付	125	アルミ	495	108,900							荷重ブレーキ・伸展補助	15						
カトホック	3R90	荷重ブレーキ継手 ハネ内蔵チューブ付	125	アルミ	745	217,800							伸展補助・ブレーキ調整	20						
ホスマー	60785	アルミ荷重ブレーキ膝	100	アルミ	316	102,900														
ホスマー	60775	ステンレス荷重ブレーキ膝	100	ステンレス	450	84,600														
ホスマー	60794	チタン荷重ブレーキ膝	135	チタン	350	127,000														
ホスマー	60236	荷重ロッド継手キット	100	チタン	453	119,800														
活発な歩行	高崎義肢	TG1011	荷重ブレーキ膝	80	アルミ	510	79,100	3年												
啓愛	A1-1	安全膝(チューブアダプタ付)	100	ステンレス	790	96,200	18ヶ月													
啓愛	A1-2	安全膝(ケットアダプタ付)	100	ステンレス	770	80,200	18ヶ月													
啓愛	A1-2-N	安全膝 極長断端用	100	ステンレス	790	75,700	18ヶ月													
啓愛	A2-1	安全膝あぐら付(チューブアダプタ付)	100	ステンレス	1140	107,100	18ヶ月													

XXXX	空圧式遊脚制御	遊脚相は空圧シリンダで屈曲制限と伸展補助を行う。空圧抵抗は調整可	K3-K4	ポック	M0760	安全膝あぐら付	100	ステンレス	880	97,800	18ヶ月			
XXXX	荷重ブレーキ 空圧式遊脚制御	体重量重時にブレーキが働き膝折れにくくする。遊脚相は空圧シリンダで屈曲制限と伸展補助を行う。空圧抵抗は調整可	K2-K3	メテイ	OP4	荷重ブレーキ付空圧膝継手	100	アルミ	680	217,800			①荷重ブレーキ②速度変化:空圧シリンダ (Fバルブ/Eバルブ)調整	
XXXX	荷重ブレーキ 空圧式遊脚制御	体重量重時にブレーキが働き膝折れにくくする。遊脚相は空圧シリンダの屈曲制限と伸展補助をマイコンで自動的に調整する。	K2-K3	メテイ	NK-1s	空圧膝継手・ヒラミット	125	チタ	910	294,600			①荷重ブレーキ②速度調整:空圧シリンダ (MVバルブ/AVバルブ)調整③ターミナルインパクト調整	
XXXX	荷重ブレーキ 空圧式遊脚制御	体重量重時にブレーキが働き膝折れにくくする。遊脚相は空圧シリンダの屈曲制限と伸展補助をマイコンで自動的に調整する。	K2-K3	メテイ	NK-1	空圧膝継手・ヒラミット	125	チタ	910	288,000			①荷重ブレーキ②速度調整:空圧シリンダ (MVバルブ/AVバルブ)調整③ターミナルインパクト調整	
			K2-K3	オートポック	3R92	荷重ブレーキ膝 空圧式 チューブ付	125	アルミ	895	272,300	12ヶ月		ブレーキ調整、遊脚相調整	
			K2-K3	メテイ	OP4	荷重ブレーキ付空圧膝継手	100	アルミ	680	217,800			①荷重ブレーキ②速度変化:空圧シリンダ (Fバルブ/Eバルブ)調整	
			K2-K4	ポック	M0770	BASS (空圧 荷重ブレーキ膝 カーボンフレーム)	100	カーボンファイバー	685	281,300	1年			
			K2-K4	ポック	M0771	P-BASS (空圧 荷重ブレーキ膝 カーボンフレーム)	100	カーボンファイバー	695	281,300				
			K2-K4	メテイ	NI-C111	安全膝	100	カーボンファイバー	1095	347,300	1年			
			K2-K4	メテイ	NI-C111t	単軸・荷重ブレーキ付・ヒラミット	100	カーボンファイバー	1095	341,500	1年			
			K2-K4	メテイ	NI-C112	単軸・荷重ブレーキ付・インテリジェント膝継手	100	カーボンファイバー	1191	364,800				
			—	オートポック	3R65	油圧単軸膝継手 小児用	45	アルミ	315	243,200	12ヶ月		遊脚相抵抗調整	
			K2-K3	Proteor	1P50-R	ハイトキータンクA2	100	カーボンファイバー	1850	732,500			下腿長の調整	
			K3-K4	オートポック	3R95=1	油圧単軸膝継手、体重制限75kg	75	アルミ	340	266,200	12ヶ月		遊脚相抵抗調整	
			K3-K4	ポック	M0703	Dolphin (油圧単軸膝、アルミフレーム)	100	アルミ	495	260,200				
			K3-K4	オートポック	3R95	油圧単軸膝継手、体重制限150kg	150	アルミ	380	266,200	12ヶ月		遊脚相抵抗調整	
			設定なし	オートポック	3WR95	777ターボターボフロープロック付	150	アルミ	400	322,500	12ヶ月		遊脚相抵抗調整	
			K1-K4	オスール	FRM01804U	マカクXG	136	カーボンファイバー	1,140	502,900	30ヶ月		遊脚相油圧抵抗、イールドディング抵抗	
			K3-K4	オートポック	3R80+	ローター油圧膝継手、チューブ付	150	アルミ	1,240	432,500	12ヶ月		イールドディング調整、遊脚相抵抗調整	
			K2-K4	メテイ	NI-C311	ハイリットニ	125	カーボンファイバー	1,380	836,500	3年		①イールドディング力調整 ②MRS調整(イールドディング感度調整) ③速度調整:専用調整器で調整 ④ターミナルインパクト調整(機械式)	
			K3-K4	オートポック	3C98	クレック	136	カーボンファイバー	1,143	1,652,500	3年		立脚/遊脚相抵抗調整、モード調整など	

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

義肢・装具・座位保持装置の製作費用調査

研究分担者 我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 研究員
研究分担者 山崎伸也 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
義肢装具技術研究部 副義肢装具士長
研究協力者 長瀬 毅 流通経済大学経済学部 准教授

研究要旨 障害者総合支援法に基づく障害福祉における補装具費支給制度のなかで、義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」）の価格は基本価格、製作要素価格、および完成用部品価格より構成されている。本研究では、補装具費支給基準における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、基本価格・製作要素価格を主な対象として、価格の主要な根拠と考えられる製作費用の大きさおよび製作事業所の採算状況を明らかにするための調査を行った。

2年目である今年度は次のことをおこなった。（1）昨年度実施した、義肢等を製作する事業所の業界団体（日本義肢協会、日本車いすシーティング協会）全会員（393社）を対象に、人件費単価（時間当たりの人件費）、事業所全体の収支にかかる調査（調査A）の結果についてまとめた。（2）昨年度調査開始した、直接労務費・直接材料費以外の費用（製造間接費・販管費など）の大きさを把握するため事業所活動の費用構成にかかる調査（調査B。対象は、前掲業界団体会員から立地地域・従業員規模が多様になるよう選出された35社）についてまとめた。（3）調査Bと同じ対象に対し、義肢等政策にかかる素材単価の変化に関する調査（調査C）を行い、その結果をまとめた。（4）厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業としてテクノエイド協会が行った「補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査事業」の補装具調査のなかで、義肢装具制度についての取り扱いに関する要望にあがっていたカーボン素材について調査（調査D）を実施しその結果をまとめた。（5）同事業調査のなかで要望にあがっていた装具修理における「マジックバンドの交換」の項に関する要望について、調査Cのデータをもとにまとめた。

調査結果から、前回義肢等価格改定の際参照された平成21年度調査時点と比較し製作費用は上昇し利益率が低下していることなどが明らかになった。

A. 目的

障害者総合支援法に基づく障害福祉における補装具費支給制度のなかで、義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」）の価格は基本価格、製作要素価格、および完成用部品価格より

構成されている。本研究では、補装具費支給基準における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、基本価格・製作要素価格を主な対象として、価格の主要な根拠と考えられる製作費用の大きさおよび製作

事業所の採算状況を明らかにするための調査を行った。

B. 研究概要

平成 25 年度から 26 年度にかけて、義肢等製作事業者を対象に、製作費用・採算状況等に関する各種調査を実施した。調査の概要について、表 1 に示す。

表 1 調査概要

	調査時期	調査対象	調査事項	回収率
調査 A 人件費（移動時間含む）・収支について	平成 26 年 1 月～3 月	日本義肢協会・日本車いすシーティング協会全会員（393 社）	・時間あたり人件費単価に関する項目 ・労働時間に占める移動時間の割合 ・収支	返送率 79.1% 実質回収率（事業取扱のない旨回答のあった事業者を外した数値） 77.0% 発送数 393 事業取扱者の回収数 285 事業取扱のない旨の回答数 23
調査 B 費用構成について	平成 26 年 3 月～5 月	日本義肢協会・日本車いすシーティング協会から推薦を受けた 35 事業者（うち日本義肢協会 24、日本車いすシーティング協会 11。立地地域、従業員数規模が多様になるよう選出。）	・種目別売上 ・総費用 ・費用構成	80.0% 発送数 35 回収数 28
調査 C 素材価格について	平成 26 年 9 月	日本義肢協会会員のうち 24 事業者（上記のうち、同協会より推薦を受けた事業者のみに送付）	・製作に用いられる各種素材（124 種類）の価格（平成 21 年度下半期、23 年度下半期、26 年度上半期）の各時点の値）	68.6% 発送数 35 回収数 24
調査 D カーボン素材について	平成 26 年 9 月	日本義肢協会会員のうち 24 事業者（上記のうち、同協会より推薦を受けた事業者のみに送付）	・義肢・装具におけるカーボン素材の使用状況および使用素材の金額	58.3% 発送数 24 回収数 14 （うち該当素材の取扱なしとの回答 1）

※平成 21 年度末に補装具費支給基準改正の際参考とされた平成 21 年度調査については、参考文献に示した山崎，我澤(2010)参照のこと。

C. 結果・考察

C-1 概要

結果の概要は下記の通りである。

収支

・義肢・装具・座位保持装置の補装具製作事業者の直面する利益率（売上高営業利益率、売上高経常利益率）は、過去3年間低下傾向にある。営業利益率については、平成22年度、平成23年度は他の産業全体平均もしくは製造業平均と概ね同等もしくはより高い水準であった。しかし、平成24年度ではこれらの産業平均より低い水準となっている。また経常利益率については、過去3年間を通じ概ねこれらの産業平均より低い水準にあり、かつその差が拡大傾向にある。医療に付随するサービス業との利益率（TKC 経営指標における「その他の医療に付随するサービス業」の経常利益率）との比較では、補装具製作事業者のほうが大幅（7ポイント前後）に低い結果であった。

・過去3年間の利益率減少傾向の背景には、後述するようにここ数年で製作費用のうち素材費については素材単価が上昇している。傾向として人件費について時間あたり単価が平成23年度より抑えられているものの、素材費による費用増加を補い切れず、利益率が低下しているという構図が示唆された。

・事業別の採算性の推計結果からは、義肢で採算が取れず、装具でそれを補っている構造が示唆された。

製作費用

・義肢・装具・座位保持装置製作等にかかる費用は素材費、人件費（作業人件費）、その他の費用に大別することができる。このうち素材費については、平成21年度以降素材単価が上昇（平成21年度下半期時点から、平成26年度上半期時点にかけて、平均+6.5ポイント）高くなっていることが示された。これは、国内企業物価指数や円建て原油価格の上昇との関連が考えられる。

・人件費の時間あたり単価については、平成21年度調査結果水準とほぼ等しく平成23年度調査結果水準より低い、平均1,865円/時という結果が得られた。時間の経過とともに法定福利費の事業主負担料率が段階的に引き上げられており、被雇用者に帰属する課税前人件費の時間あたり単価は2%程度減少していることが考えられる。なお、調査結果からは従業員規模による人件費単価の差異は確認できなかった。

・費用に占める、素材費、作業人件費以外からなるその他の費用の割合は、昭和53年度、54年度調査結果が示すより高い割合になっていると考えられる。

テクノエイド補足調査関連

・義肢・装具製作におけるカーボンストッキネット以外のカーボン素材の使用に係る要望に関連して、素材の使用状況についての調査をおこなった。結果、下記3点の要望に対し、回答案をまとめた。

（1）義足の股義足から足指義足までの全ての採型区分に対してカーボンの加算を含めてほしい。

B-1 股義足については、カーボンを使用した製作が行われていた。B-7 足指義足については、どの会社もカーボンを使用していなかった。

（2）「カーボンストッキネット」の文言を「カーボン素材」に変更してほしい。

「カーボンストッキネット」の文言を「カーボン素材」に変更することにより、カーボンストッキネット以外のカーボンシートや帯状のカーボンを使用した場合でも、カーボンの加算ができるようにしてほしいとの要望である。しかし、カーボンの使用目的を聞いたところカーボンシートや帯状のカーボンは部分的な補強のための量しか使われていなかった。義足では、主たる積層材にカーボンシートや、帯状のカーボン素材を用いているデータは得られなかった。

(3) 装具製作時にもカーボン素材使用を認め
てほしい

装具でもカーボンを使用しているデータが
得られた。さらに義足とは異なり、カーボンス
トッキネットだけではなく、カーボンストッキ
ネット以外のカーボン素材も多く使い組み合
わせて使用していることが伺えた。加算項目を
検討する際には、カーボンストッキネット以外
のカーボンシートや帯状のカーボン素材も使
うことを想定したカーボン加算ができるよう
に設定する必要がある。

・装具の修理項目にある「マジックバンドの交
換」において 25mm 幅、50mm 幅のものにつ
いて価格が設定されているのに対し、30mm、
40mm などその中間について価格設定を求め
る意見が挙げられていた。調査の結果、30mm、
38mm などのサイズについて複数の事業者か
ら購入価格についての回答が得られた。また、
25mm～50mm の範囲外についても、16mm、
20mm、100mm で複数の事業者から購入価格
についての回答が得られた。また、バンドの幅
が広がるほど単価が高くなることが確認され
た。マジックバンドの幅について、特定の幅の
みにピンポイントで価格を定めるのではなく、
「〇〇mm～□□mm の場合△円」といった価
格設定の仕方もあり得るかと考えられる。

C-2 各事項に関する調査結果・考察 収支状況

収支状況に関する調査結果は、表 2 のとおり
であった¹。日本義肢協会・日本車いすシーテ
ィング協会全会員（義肢・装具・座位保持装置
の扱いのない事業者を除く）を対象とした調査
より得られた直近会計期間（平成 24 年 10 月 1

日を含む会計期間）における調査対象事業所の
営業利益率は平均 2.7%、経常利益率は平均
2.8%（有効回答数 176）であった²。

¹ 異常値除去のため、売上高営業利益率、同経
常利益率それぞれについて関連記載事項が凡
て記載されたデータのうち当該利益率の値が
-25%以下および 25%以上のものを取り除いて
集計をおこなった。

² 事業所により会計期間の開始日が異なるた
め、「平成 24 年 10 月 1 日を含む会計期間」の
ような会計期間の区切り方を用いた。

表 2 収支状況

	有効 回答数	売上高 営業利益率		売上高 経常利益率		売上高 営業外利益率	
		平均値	中位値	平均値	中位値	平均値	中位値
全数調査(調査A)							
平成22年10月1日を含む会計期間 (参考) 経常収支項目のみ有効であった回答	172	3.3%	<3.0%>	3.2%	<2.9%>	-0.2%	<0.0%>
平成23年10月1日を含む会計期間 (参考) 営業収支項目のみ有効であった回答	199	4.1%	<3.6%>				
平成23年10月1日を含む会計期間 (参考) 経常収支項目のみ有効であった回答	176	3.2%	<2.0%>	2.9%	<2.1%>	-0.1%	<0.0%>
平成24年10月1日を含む会計期間 (参考) 営業収支項目のみ有効であった回答	207	4.0%	<2.4%>				
平成24年10月1日を含む会計期間 (参考) 経常収支項目のみ有効であった回答	176	2.7%	<2.0%>	2.8%	<2.0%>	0.1%	<0.1%>
平成24年10月1日を含む会計期間 (参考) 営業収支項目のみ有効であった回答	205	3.2%	<2.1%>				
参考1 部分調査(調査B)							
平成25年次想定(費用構成調査より)	25	3.1%	<2.0%>				
参考2 企業活動実態調査							
調査産業全体							
平成22年度		3.1%	+0.2%	3.7%	-0.5%	0.6%	-0.8%
平成23年度		2.5%	+0.7%	3.3%	-0.4%	0.8%	-0.9%
平成24年度		2.6%	+0.1%	3.5%	-0.7%	0.9%	-0.8%
製造業						0.0%	
平成22年度		3.7%	-0.4%	4.5%	-1.3%	0.8%	-1.0%
平成23年度		3.0%	+0.2%	4.1%	-1.2%	1.1%	-1.2%
平成24年度		3.2%	-0.5%	4.6%	-1.8%	1.4%	-1.3%
参考3 法人企業統計調査							
調査産業全体							
平成22年度		3.4%	-0.0%	3.6%	-0.4%	0.2%	-0.4%
平成23年度		3.1%	+0.1%	3.5%	-0.6%	0.4%	-0.5%
平成24年度		3.3%	-0.6%	3.9%	-1.1%	0.6%	-0.5%
平成25年度		4.0%		4.8%		0.8%	
調査産業全体のうち資本金1億円以下							
平成22年度		2.6%	+0.7%	2.6%	+0.6%	0.0%	-0.1%
平成23年度		2.7%	+0.5%	2.7%	+0.1%	0.0%	-0.1%
平成24年度		2.9%	-0.2%	3.2%	-0.3%	0.3%	-0.2%
平成25年度		3.1%		3.5%		0.4%	
製造業							
平成22年度		3.4%	-0.1%	4.0%	-0.8%	0.6%	-0.8%
平成23年度		2.8%	+0.4%	3.7%	-0.8%	0.9%	-1.0%
平成24年度		3.1%	-0.4%	4.3%	-1.5%	1.2%	-1.1%
平成25年度		4.4%		5.7%		1.4%	

※この行青字。

※この行青字。

※この行青字。

なお営業利益率について、営業収支に掛かる項目について有効回答を得ているものの、経常収支に関する項目（営業収支にかかる項目に加え、営業外収支にかかる項目のデータが必要）で有効回答を得ていない事業者を含めた算出すると、該当数値は 3.2%（有効回答数 205）と若干高い数値（0.5 ポイントの差）となった。

利益率については回答間の散らばりが大きく、標準偏差の大きさが営業利益率・経常利益率ともに各期当該平均値の概ね 2 倍弱であった（表 3）。またそれぞれの中位値は平均値より低い値であり、平均値より利益率の水準が低い事業所のほうが、高い事業所より多いことが示された。

表 3 調査 A より得られた利益率の平均値・中位値・最大値・最小値・標準偏差

	売上高営業利益率			売上高経常利益率		
	平成22年 10月1日を 含む会計 期間	平成23年 10月1日を 含む会計 期間	平成24年 10月1日を 含む会計 期間	平成22年 10月1日を 含む会計 期間	平成23年 10月1日を 含む会計 期間	平成24年 10月1日を 含む会計 期間
平均値	3.3%	3.2%	2.7%	3.2%	3.1%	2.8%
中位値	3.0%	2.0%	2.0%	2.9%	2.1%	2.0%
最大値	24.8%	24.9%	24.7%	24.9%	23.8%	24.9%
最小値	-23.3%	-22.8%	-18.2%	-22.1%	-22.3%	-17.8%
標準偏差	6.7%	7.3%	7.4%	7.0%	7.1%	7.1%
有効回答数	172	176	176	172	176	176

なお、平成 23 年度に実施した調査より得られた平成 22 年 10 月 1 日を含む会計期間の平均営業利益率は 3.66%であったが、本調査でも 3.3%とほぼ同じ大きさの結果が得られた。

営業利益率の分布を図示したものが、図 1 であ

る。結果により示される、営業損失が出ている（すなわち、営業利益率が負の値）と考えられる事業所の比率は 29.5%（有効回答 176 件のうち 52 件）、うち 10%以上の営業損失が生じていると考えられる事業所の比率は 4.5%（8 件）であった。

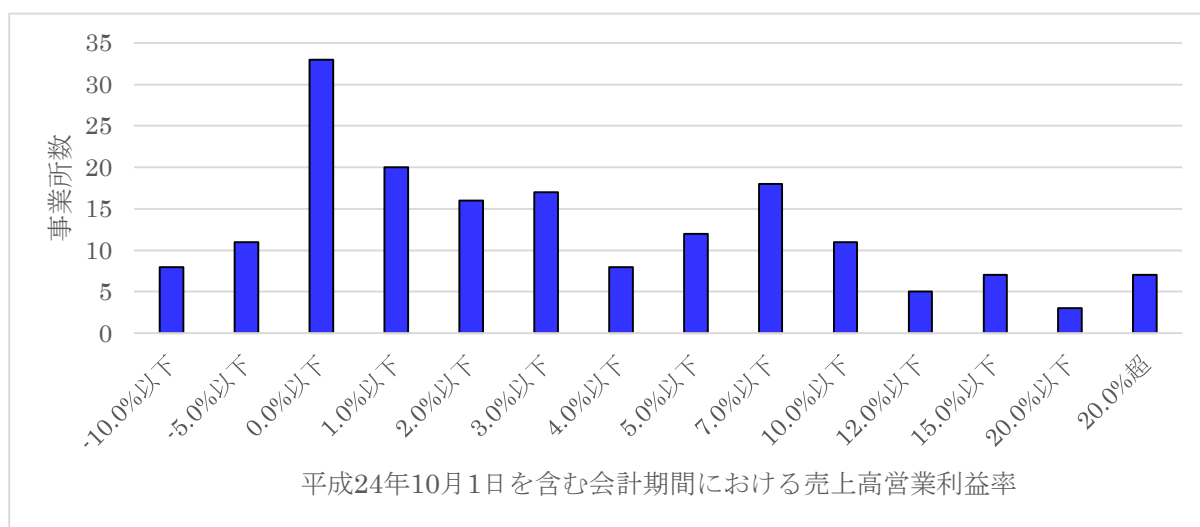


図 1 売上高営業利益率の分布

なお過去3年間の営業利益率、経常利益率には減少傾向が見られた（平均営業利益率 3.3%→3.2%→2.7%、平均経常利益率 3.2%→2.9%→2.8%。また中位値についても営業利益率 3.0%→2.0%→2.0%、経常利益率 2.9%→2.2%→2.0%）。表2の「全数調査（調査A）」の「営業収支項目のみ有効であった回答」で算出された営業利益率についても同様に減少傾向が見られた。

・他業種等との利益率の比較

企業関連統計における全産業平均および製造業全体との比較

他の業種等との比較について、表2の（参考2）、（参考3）で、企業活動実態調査、法人企業統計調査で示される他業種等の利益率との比較結果を示す。営業利益率の平均値については、両統計の調査対象全産業や製造業と比較して、「平成22年10月1日を含む会計期間」、「平成23年10月1日を含む会計期間」については、概ね同等の水準であるか、今回調査結果で得られた補装具製作事業者ほうが若干高い水準となっている。しかし、「平成24年10月1日を含む会計期間」では、補装具製作事業者の平均営業利益率のほうが、前期比0.5ポイント低下したこともあり、ほぼ同等もしくはやや低い水準となった。なお、表2の「全数調査（調査A）」で参考数値として挙げている「営業収支項目のみ有効であった回答」で算出された営業利益率でみると補装具製作事業者の営業利益率はもう少し高い数値になっており、特に「平成22年10月1日を含む会計期間」、「平成23年10月1日を含む会計期間」については同表で挙げた他業種の数値のいずれと比較しても高い。しかし、「平成24年10月1日を含む会計期間」においては、他業種の営業利益水準と同程度まで低下している。

一方、経常利益率の平均値の比較では、表2

に挙げたほとんどの業種の比較で、補装具製作事業者の利益率のほうが低くなっており、またその差は拡大傾向にある。唯一、（参考3）法人企業統計調査における「調査産業全体のうち資本金1億円以下」との比較では「平成22年10月1日を含む会計期間」、「平成23年10月1日を含む会計期間」については、補装具製作事業者の経常利益率のほうが高いものの、「平成24年10月1日を含む会計期間」では逆に低い水準となっている。

医療関連サービス業との比較

補装具製作業は製造業としての一面がある一方で、医療・福祉関連サービスの面もある。TKC経営指標（速報版<http://www.tkc.jp/clientcompany/bast/>）によれば、平成26年4月決算～平成26年6月決算における「その他の医療に付随するサービス業」の売上高経常利益率として9.8%の数値が示されている³。この数値との比較で見ると、今回調査結果が示す経常利益率は大きく（会計年度が揃っていない比較ながら6.3～7.2ポイント差）隔たっているといえる。

³ なお、この情報は平成26年10月9日時点のものであり、同指標速報版閲覧ページは平成26年11月12日現在<http://www.tkc.jp/tkcnf/bast/sample/>に移動した。11月12日現在は、平成26年5月決算～平成26年7月決算時点の数値7.7%が掲載されている。

・取扱補装具と利益率

平成24年10月1日を含む会計期間について、義肢の取扱のある事業所のみ、座位保持装置の取扱のある事業所をみの営業利益率を算出したところ、表4のとおりであった。

表4 義肢の取扱、座位保持装置の取扱のある事業所の営業利益率

	義肢取扱のある事業所のみ	座位保持装置の取扱のある事業所のみ
平均値	3.0%	3.3%
中位値	2.3%	2.5%
最大値	24.7%	24.7%
最小値	-14.2%	-18.2%
標準偏差	7.2%	7.3%
有効回答数	135	72

表5 従業員数規模別の営業利益率

	従業員数 第Ⅰ五分位 6人以下	従業員数 第Ⅱ五分位 9人以下	従業員数 第Ⅲ五分位 14人以下	従業員数 第Ⅳ五分位 25人以下	従業員数 第Ⅴ五分位 58人以下
平均値	1.4%	3.3%	0.9%	4.3%	3.5%
中位値	0.3%	3.9%	0.4%	1.9%	2.0%
最大値	24.0%	23.7%	23.7%	24.7%	23.5%
最小値	-16.7%	-14.2%	-18.2%	-5.9%	-3.0%
標準偏差	8.5%	7.7%	7.8%	6.8%	5.0%
有効回答数	39	37	31	36	33

なお義肢、装具、座位保持装置の事業別採算状況の分析については、後の2-3の費用構成の項で述べる。

・従業員数規模別利益率

平成24年10月1日を含む会計期間について、従業員数規模別の営業利益率を算出したところ、表5のとおりであった⁴。従業員の数と営業利益率の間に特に相関は見られなかった（相関係数0.0142）。

⁴ ここでの従業員数は、義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士、義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員、経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員、義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員の合計である。ただし、週20時間未満勤務の従業員については1人を0.5人として算定している。

2. 製作費用の変化

2-1 素材費

調査 C で、義肢・装具・座位保持装置の製作・修理に用いられる各種素材の価格変化率について調べた。その結果の概要を表6にまとめ

る。結果によれば、直近の素材費改定（平成22年度）の際参照された21年度調査の時点と平成26年度上半期との間の平均価格変化率は6.8%であった。

表6 素材価格の変化率の概要

	「素材毎の平均価格変化率」の平均 ※各素材の重みが均等			参考： 「素材毎・事業所毎の価格変化率」の平均 ※回答事業所数の多い素材ほど 重みが大きい		
	「平成21年度 度下半期」- 「平成23年 度下半期」	「平成23年 度下半期」- 「平成26年 度上半期」	「平成21年 度下半期」- 「平成26年 度上半期」	「平成21年 度下半期」- 「平成23年 度下半期」	「平成23年 度下半期」- 「平成26年 度上半期」	「平成21年 度下半期」- 「平成26年 度上半期」
平均値	3.7%	3.5%	6.8%	3.5%	3.3%	6.6%
中位値	2.3%	1.8%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%
最大値	30.8%	23.7%	37.5%	173.4%	78.2%	173.4%
最小値	-6.3%	-8.9%	-9.8%	-40.2%	-58.9%	-66.7%
標準偏差	5.5%	4.6%	7.3%	13.1%	10.5%	17.7%

※『「素材毎の平均価格変化率」の平均』における平均値、標準偏差などの数値は、素材間の平均や素材間のちらばりを示している。一方、参考として示した『「素材毎・事業所毎の価格変化率」の平均』における平均値、標準偏差などの数値は、個々の素材についての事業所毎の価格変化率の平均やちらばりを示している

同時期の国内企業物価指数は3.5%上昇しており、また貿易統計による原油価格（円建て）は63.3%、WTI原油価格（円換算）は48.4%上昇していた（表7）。

個々の素材価格の変化率については、表8に示す。価格変化率が高かった素材は、ギプス、樹脂、プラスチック、PVA、ストッキング、グラ

スファイバー、ダクロンテープ、布類、ウレタン、アジャスター、塗料などであった。このうち石油関連素材については、原油価格の上昇との関連が考えられる。一方、価格の下がり方が比較的大きかった素材は、水性ペン、ゴム帯地であった。

表7 関連物価指数・価格の変化率

	物価指数・価格の変化率			(参考)「平成26年度上半期」-平成26年10月	(参考)「平成21年度下半期」-平成26年10月
	「平成21年度 度下半期」- 「平成23年 度下半期」	「平成23年 度下半期」- 「平成26年 度上半期」	「平成21年 度下半期」- 「平成26年 度上半期」		
国内企業物価指数*	1.5%	2.1%	3.5%	-	-
財務省貿易統計 PETROLEUM**	32.9%	22.9%	63.3%	-	-
WTI原油価格(円換算)***	10.7%	34.1%	48.4%	-11.9%	30.8%

* 消費税を除く、夏季電力料金調整後の値を元に算出。平成26年9月の値は速報値による。

** <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/OtherList.do?bid=000001008853&cycode=1>
平成26年9月の値は速報値による。

*** http://ecodb.net/pcp/imf_usd_poilwti.html

表8 各素材価格の変化率

(3枚中1枚目)

素材名	各素材の平均価格変化率			各素材の回答事業所数		
	「平成21年 度下半期- 「平成23年 度下半期」	「平成23年 度下半期- 「平成26年 度上半期」	「平成21年 度下半期- 「平成26年 度上半期」	「平成21年 度下半期- 「平成23年 度下半期」	「平成23年 度下半期- 「平成26年 度上半期」	「平成21年 度下半期- 「平成26年 度上半期」
	情報カード	-1.0%	0.7%	-0.2%	9	9
投影図用紙	2.8%	2.6%	5.6%	5	5	5
コピー鉛筆	1.7%	4.5%	6.8%	9	10	9
水性ペン	-3.8%	-8.9%	-9.8%	5	5	5
両面テープ	-0.6%	0.1%	-0.5%	11	12	11
石膏(ギプス粉)(1袋25kg)	2.8%	2.6%	5.9%	12	13	12
プラスランE(1巻)	2.4%	1.5%	4.1%	10	10	10
ギプス包帯 2列(1巻)	15.3%	1.1%	16.7%	14	15	14
ギプス包帯 3列(1巻)	22.8%	1.4%	24.6%	13	14	13
アクリル樹脂硬性	3.1%	9.3%	14.4%	6	7	6
アクリル樹脂軟性	10.8%	2.3%	13.3%	6	6	6
アクリル樹脂(軟性・硬性)混合	1.5%	2.7%	4.6%	10	9	9
熱硬化性樹脂 硬性	3.4%	7.1%	10.7%	7	7	6
熱硬化性樹脂 軟性	3.5%	8.5%	14.1%	5	6	5
発泡樹脂	1.0%	1.6%	2.9%	7	8	7
ポリプロピレン 4mm	0.4%	-0.3%	0.5%	13	13	12
コ・ポリマー 3mm	2.5%	23.7%	21.2%	8	9	8
サブ・オルソレン 3mm	0.5%	5.0%	6.6%	7	7	6
オルソレン 3mm	3.3%	9.0%	14.6%	3	5	3
トレラッククリア 3mm	2.2%	2.1%	4.8%	8	9	8
アセトン・シンナー類	13.1%	3.2%	16.4%	14	15	14
PVA シート	7.0%	14.5%	17.6%	4	5	4
PVA 4"	5.2%	14.3%	8.9%	4	4	5
PVA 6"	4.3%	10.2%	15.5%	8	7	8
PVA 8"	5.3%	7.6%	9.2%	10	9	10
PVA 10"	6.2%	9.5%	6.2%	8	7	9
PVA 12"	3.2%	9.7%	6.4%	7	7	8
ナイロンストッキネット 2"	0.6%	8.4%	10.2%	7	8	7
ナイロンストッキネット 3"	1.0%	5.5%	7.4%	10	11	10
ナイロンストッキネット 4"	1.3%	6.7%	9.2%	8	9	8
ナイロンストッキネット 10"	0.5%	0.5%	1.0%	8	8	8
ストッキング	12.4%	5.9%	19.6%	8	9	8
Vマット(1m幅)	0.0%	0.0%	0.0%	4	4	4
テトロンフェルト(1m幅)	0.4%	3.3%	2.1%	9	10	9
トレカクロス25mm	6.6%	0.1%	6.7%	6	6	6
トレカクロス50mm	7.0%	0.0%	7.0%	7	7	7
カーボンストッキネット 3インチ	30.8%	0.0%	30.8%	1	2	1
カーボンストッキネット 4インチ	8.6%	7.7%	8.6%	3	5	3
カーボンストッキネット 5インチ	5.1%	0.0%	5.1%	4	5	4
カーボンストッキネット 6インチ	6.1%	0.0%	6.1%	3	4	3
カーボンストッキネット 8インチ	7.5%	0.0%	7.5%	2	3	2
カーボンシート材	3.6%	0.0%	3.6%	2	2	2
カーボン帯状のもの(2.5cm幅)	5.0%	0.0%	5.0%	5	5	5
カーボン帯状のもの(5cm幅)	2.9%	0.1%	3.0%	7	7	7
グラスファイバー	2.5%	11.4%	18.0%	3	4	3

表8 各素材価格の変化率（つづき）

（3枚中2枚目）

素材名	各素材の平均価格変化率			各素材の回答事業所数		
	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-
	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」
クローム革	1.6%	6.2%	6.7%	12	14	12
なめし革	2.0%	10.2%	7.2%	8	7	9
ヌメ革	2.0%	9.7%	11.5%	9	9	10
茶利革	0.0%	8.8%	8.8%	4	4	4
合成皮革(クラリーノ等)	1.6%	1.1%	2.7%	9	12	9
木ブロック	0.0%	0.0%	0.0%	3	3	3
桐材	0.0%	15.6%	0.0%	4	5	4
アングルブロック(ホウ材)	0.4%	0.0%	0.0%	4	4	3
軽合金(ナマコポー) 16mm×1m	0.0%	1.1%	1.5%	6	8	6
半月材 厚さ2mm 幅13mm×1m	0.0%	0.7%	0.8%	7	8	7
PEライト5mm(1m角)	2.5%	0.1%	2.6%	11	13	11
黄スポンジ	1.2%	2.5%	0.9%	10	10	10
ゴム系樹脂クッション素材	0.0%	2.3%	2.3%	2	2	2
ピラミッドシート等滑り止めシート	2.5%	2.8%	5.2%	5	5	5
ゴム帯地(25mm幅)	-5.3%	-0.2%	-9.1%	5	6	5
ダクロンテープ(25mm幅)	7.1%	5.9%	11.5%	9	10	9
ビニール管(義手・腋下部用)	0.9%	1.4%	2.5%	5	4	4
ベルト(バックル)	12.9%	0.0%	12.9%	7	7	7
丸環	2.0%	0.0%	2.0%	5	5	5
フェルト	2.1%	7.3%	10.0%	10	11	10
帆布	9.1%	7.7%	17.7%	9	10	9
オペロン	1.5%	0.0%	1.6%	8	9	8
パイル地	0.0%	2.5%	2.8%	9	10	9
布(上記以外のもの)	3.0%	8.6%	11.7%	5	5	5
スパンデックス	3.3%	4.2%	7.8%	2	2	2
リフト版	10.1%	0.0%	10.1%	1	1	1
ウレタンチップ #6000 10mm	15.2%	7.5%	25.9%	5	5	5
ウレタンチップ #6000 20mm	3.3%	2.5%	6.1%	5	5	5
ウレタンチップ #6000 60mm	29.0%	6.0%	37.5%	4	4	4
ウレタンチップ #8000 10mm	8.1%	8.5%	17.4%	3	3	3
ウレタンチップ #8000 20mm	8.1%	0.2%	8.4%	3	3	3
ウレタンチップ #8000 60mm	5.6%	14.1%	20.1%	3	3	3
ウレタン 10mm厚	9.3%	1.5%	5.5%	9	9	8
低反発ウレタン 15mm厚	-1.5%	9.2%	7.9%	8	9	8
ムマック 10mm厚	0.0%	0.0%	0.0%	3	3	3
ムマック 15mm厚	算出値なし	算出値なし	算出値なし	0	0	0
合板 90cm x 180cm 9mm厚	4.1%	11.0%	14.5%	9	10	9
ビニールレザー	6.0%	-0.1%	6.0%	11	11	11
マジックベルト 25mm幅	1.8%	0.3%	2.3%	14	15	13
マジックベルト 30mm幅	0.0%	1.1%	1.1%	8	7	7
マジックベルト 38mm幅	1.7%	0.6%	0.4%	8	8	7
マジックベルト 40mm幅	0.0%	2.0%	2.0%	1	1	1
マジックベルト 50mm幅	1.2%	-3.3%	-2.4%	17	17	15
マジックベルト 上記以外の幅	0.0%	0.0%	0.0%	11	11	12

表8 各素材価格の変化率（つづき）

（3枚中3枚目）

素材名	各素材の平均価格変化率			各素材の回答事業所数		
	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-	「平成23年 度下半期」-	「平成21年 度下半期」-
	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」	「平成23年 度下半期」	「平成26年 度上半期」	「平成26年 度上半期」
Wラッセル	0.0%	0.0%	0.0%	3	3	3
エアータッチ(シングル)	-2.4%	-0.5%	-0.1%	10	10	10
エアータッチ(ダブル)	0.0%	0.0%	0.0%	2	2	2
ナイロンベルト 25mm幅	0.0%	0.0%	0.0%	2	2	2
ナイロンベルト 38mm幅	0.1%	-0.6%	-0.5%	11	11	11
ナイロンベルト 50mm幅	2.3%	1.1%	3.5%	9	9	9
ラミネート 5mm厚	0.6%	0.0%	2.2%	12	12	13
防水シート	算出値なし	算出値なし	算出値なし	0	0	0
バックル 25mm幅用	4.8%	5.4%	10.5%	3	3	3
バックル 38mm幅用	4.5%	3.2%	4.8%	11	13	11
バックル 50mm幅用	5.5%	0.0%	5.5%	8	10	8
アジャスター 25mm幅用	5.3%	0.3%	5.6%	10	11	10
アジャスター 38mm幅用	8.3%	2.9%	13.7%	10	11	10
アジャスター 50mm幅用	8.8%	2.0%	12.3%	8	9	8
Dカン 25mm幅用	12.3%	1.7%	15.7%	7	8	7
Dカン 38mm幅用	3.3%	3.6%	6.9%	8	8	8
Dカン 50mm幅用	0.0%	0.0%	0.0%	4	4	4
角カン 25mm幅用	-6.3%	7.1%	0.0%	2	2	2
角カン 38mm幅用	1.5%	1.3%	3.0%	15	15	14
角カン 50mm幅用	1.5%	1.8%	3.3%	8	8	8
インプレッションフォーム	1.1%	0.0%	1.2%	11	11	10
フットプリント用紙	2.5%	-2.2%	0.0%	6	7	6
ステンレスパイプ	-5.7%	0.0%	-5.7%	5	5	5
アルミパイプ	6.6%	2.4%	9.2%	8	9	8
鉄パイプ	-5.0%	2.9%	-2.4%	9	10	9
木材	8.7%	-0.7%	9.7%	5	5	5
塗料	0.7%	13.5%	14.3%	7	7	7
ミシン糸	5.6%	0.6%	6.3%	7	7	8
麻糸	2.0%	5.9%	7.2%	18	17	16
スピンドル紐(ダーメン紐)	0.0%	0.0%	0.0%	3	3	3
ボルト	2.9%	4.2%	10.6%	7	8	9
ナット	-1.0%	8.0%	6.1%	12	12	12
ワッシャー	0.7%	0.6%	1.2%	12	12	12
スプリングワッシャー	1.4%	0.0%	1.4%	12	12	12

2-2 人件費

調査 A により得られた平成 25 年度の人件費金額、就業時間のデータを用いて、時間あたり人件費単価の推定をおこなった。推定の方法は、つぎの通りである。まず、雇用に要する人件費（通常支払われる給与、残業代、賞与、法定福利費の事業主負担分など）から雇用に要する年間人件費（a）を算出し、一方製造・営業にかかる従業員の月間労働時間数から年間労働時

間（b）を算出する。最後に（a）を（b）で除することで、推定人件費単価を得ることができる。

表 9 に集計結果を纏める。法定福利費事業主負担分の記載のあった事業所の人件費単価の平均は、1,865 円/時であった。なお、法定福利費事業主負担分の記載のなかった事業所を含めた試算では 1,783 円/時となった（同表（参考 1））。

表 9 時間あたり人件費単価算出結果

	有効回答全体	(参考1)法定福利費事業主負担分の記載のない事業所を含む	(参考2)義肢取扱のある事業所のみ	(参考3)義肢取扱のない事業所のみ
平均人件費単価	1,865	1,783	1,898	1,757
中位値	1,820	1,773	1,868	1,735
最大値	3,921	3,921	3,921	3,590
最小値	651	635	651	937
標準偏差	543	562	550	506
該当回答数	194	253	149	45
平成 23 年度調査結果	1,901	1,863	2,002	1,726
今回調査と平成 23 年度調査の差率	-1.9%	-4.3%	-5.2%	+1.8%
平成 21 年度調査結果	1,873			
今回調査と平成 21 年度調査の差率	-0.4%			

今回の結果は、平成 23 年度に実施した調査結果に比べると、1.9%低い結果が得られた。特に義肢の取扱のある事業所のみでみると、前回調査に比べ 5.2%低い水準であった（同（参考 2））。これに対し、義肢取扱のない事業

所では、1.8%高い水準であった（同（参考 3））。また、前回の人件費単価想定引き上げ（平成 22 年度）の際参考とされた平成 21 年度調査とはほぼ同じ水準の結果であった。

なお、人件費単価の分布は、図2のとおりである。

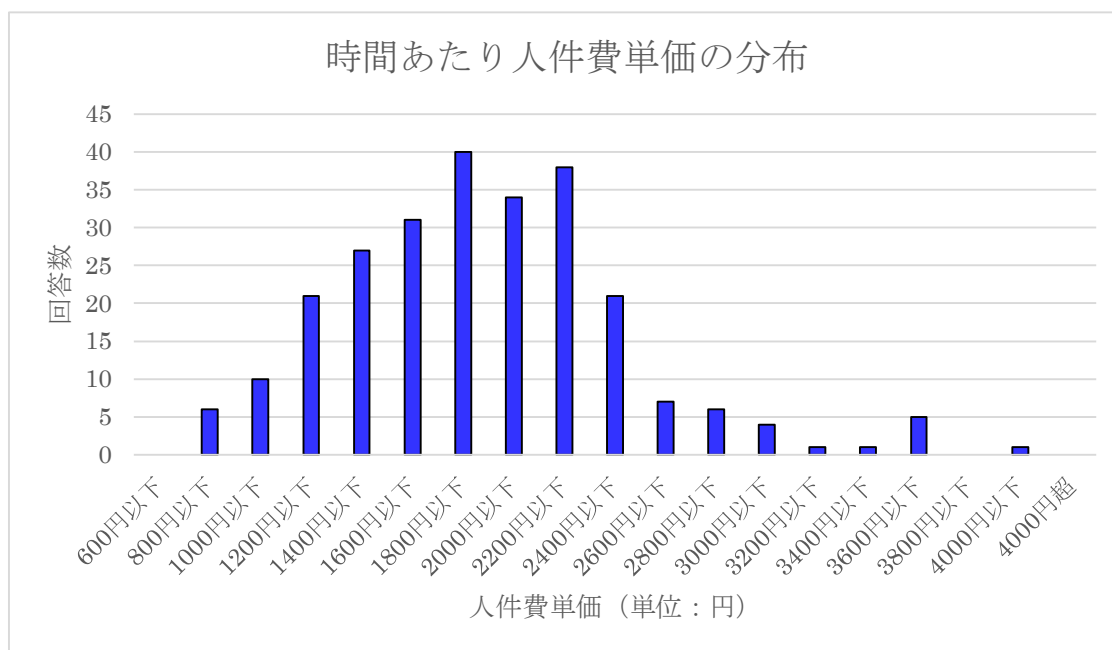


図2 時間あたり人件費単価の分布

- ・法定福利費事業主負担料率の変化
表9の数値は((参考1)を除いて)、法定福利費の事業主負担分を含んだ数値である。この法定福利費の事業所(雇用者)負担料率は、表10が示すように少しずつ引き上げられる傾向にある。

表10 法定福利費事業主負担料率の改定

	介護保険					
	健康保険料	料(2号被保険者の場合)	厚生年金保険料*	児童手当拠出金	労災保険料	雇用保険料
平成21年度	4.090%	0.595%	7.675%	0.130%	0.650%	0.700%
平成22年度	4.660%	0.750%	7.852%	0.130%	0.650%	0.950%
平成23年度	4.740%	0.755%	8.029%	0.130%	0.650%	0.950%
平成24年度	4.985%	0.775%	8.206%	0.130%	0.550%	0.850%
平成25年度	4.985%	0.775%	8.383%	0.150%	0.550%	0.850%
平成26年度	4.985%	0.860%	8.560%	0.150%	0.550%	0.850%

*9月(納付月10月)料率改定項目につき、前年9月改定の値を記載。

その他の項目は、3月(納付月4月)料率改定項目。

※算出の便宜上、健康保険料については東京都の料率を仮定。また介護保険料については、第2号被保険者の料率を仮定。

表9の項で述べたように、調査時点の人件費単価の水準は現行人件費単価設定のもととなった平成21年度調査結果とほぼ同じ水準である。しかし、前回調査以降、法定福利費事業主負担分の料率は少しずつ引き上げられていることから、同費用を除いた、従業員に帰する課税前人件費にかかる時間あたり単価は減少していることが考えられる。表11の試算によれば、

平成21年度以降平成25年度に至るまでに、人件費（法定福利費事業主負担分を含む）に占める法定福利費事業主負担分の割合は、1.63%増加している。従って、この間に従業員に帰する課税前人件費にかかる時間あたり単価は平成21年度以降 $-0.4\% - 1.63\% \div -2.0\%$ より、2%程度低下していると考えられる。

表11 法定福利費事業主負担分の増加

	人件費金額に占める 法定福利費事業主 負担分の割合(概算 値)	対平成 21年度 比	対平成 23年度 比
平成21年度平均	12.23%	0.00%	-1.23%
平成22年度平均	13.10%	+1.01%	-0.23%
平成23年度平均	13.30%	+1.24%	0.00%
平成24年度平均	13.48%	+1.45%	+0.21%
平成25年度平均	13.63%	+1.63%	+0.38%

※事業主負担分の算出上の仮定については、表10下部の註記に準拠する。

・(参考) 労働時間に占める移動時間の割合
調査Aでは労働時間に占める移動時間の割合についての設問を設けた。結果、割合の平均値として下記の数値が得られた。
週20時間以上勤務の人の場合
義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士（経営者を除く）：27%
義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員：10%
経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員：19%

週20時間未満勤務の人の場合
義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士（経営者を除く）：12%
義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員：3%
経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員：2%

ただし、本設問は回答に「100%」など明らかに不正確と思われるものが含まれておりかつそれを適切に判別することが困難であるので、参考値として掲げるのみとする。

2-3 費用構成

費用構成については、

- ・昭和 53 年度調査における義肢製作費用の原価計算上の分類を参考に設定した、個々の費目の大きさを明らかにする。
- ・本調査は調査 B により、日本義肢協会・日本車いすシーティング協会から推薦を受けた 35 事業者を対象に実施した。調査対象のうち日本義肢協会 24、日本車いすシーティング協会 11。立地地域、従業員数規模が多様になるよう選出を依頼した（ただし、本調査により得られた営業利益率は平均 3.1%と全体調査による調査 A の結果（平均 2.7%）よりやや高めである点、多少のバイアスがあるかもしれない）。
- ・その際、個々の事業別の売上に関する設問と、事業別売上高に対する事業内費用の比率等についての設問を設けることで、事業別の費用構成および事業別利益率の推定をおこなった。通常、収益（売上）データを事業別に分類することは比較的容易であるものの、費用データについては事業別に分類することが困難であるため、事業別の収益性を評価することは困難である。ここで用いる方法は、回答誤差が大きい場合がありうることから、定量的な正確性を期すことはできないものの、事業別の費用構成や採

算性について大まかな傾向を把握できると考えられる。

- ・結果は、表 1 2 に示す通りである。

主要な結果

- ・費用に占める、素材費、作業人件費以外からなるその他の費用の割合は、昭和 53 年度、54 年度調査結果が示すより高い割合になっていると考えられる。
- ・個別事業の収支については、義肢事業が約 55%の赤字であるのに対し、装具事業（既製品を除く）は約 49%の黒字であるとの結果が得られた。上述したように、本手法は正確性上の限界があり、この数値を定量的に鵜呑みはできないものの、義肢事業で生じる赤字が装具事業の黒字で補われている構造を示唆していると考えられる。
- ・全体の費用構成のなかで、人件費の対売上高比が平均 43.3%と業種等と比較し、際だって人件費比率が高いことが示された。またこれに関連して、費用のうち消費課税の対象となるもの（ここでは人件費以外の費用が凡て該当すると仮定）の対売上高比率が平均 51.9%であるとの結果が得られた。

2-4 費用の変化と収支への影響

これまで挙げた各調査の結果によれば、平成23年度以降、素材費は増加し、人件費は減少していることが考えられる。素材単価、人件費単価の変化の影響が全体として収支にどのように影響するか試算をおこなった。

仮定として、下記をおいた。

- ・2-1で示した素材単価変化率分だけ、物品費全体が増えるものとする。
 - ・2-2で示した人件費単価変化率分だけ、人件費全体が変化するものとする。
 - ・その他の費用ならびに売上高は変化しないものとする。
 - ・「現時点」の想定など、その他のパラメータ設定については、表13の下の註を参照。
- 算出結果は、表13のとおりである。費用変化の結果算出される現時点の営業利益率は0.2%である。調査結果が示す平成24年度（「平成24年10月1日を含む会計期間」）の平均営業利益率は2.7%であり、この試算値よりは高いものの、費用の変化が収支を悪化させることが推測できる。

なおこの試算結果による現時点利益率と営業利益率の調査結果の値との間に差が生じることについては、

- ・素材単価変化率分だけ物品費全体が増えるものとしているが、実際はずれが生じうる（完成用部品など）。
 - ・調査結果による平均営業利益率（2.7%）の調査対象時点が、「現時点」の想定範囲のうち前のほうの時期に位置しているのに対し、費用の変化率の数値は後ろのほうの時期の数値（素材価格：変化後の時期は平成26年度上半期、人件費単価：変化後の時期は平成24～25年度頃）ことが影響している。
 - ・上記仮定の物品購入費・人件費の変化は価格面の変化によるが、同時に物品購入の分量や雇用量な量的な面の調整もおこなわれる。
 - ・実際には、その他の費用や売上（他事業を含む）などの調整がおこなわれうる。
- といったことが関係していると、考えられる。参考までに、表14に本調査結果による、売上高（営業収益）および営業費用の推移について示す。同表が示すように、実際には営業費用だけでなく、売上高も若干増加している。

表13 本調査結果が示す近年の費用変化が収支に与える影響

	平成23年度時点				現時点**	
	対売上高比	対総費用比	対「現時点」総費用比	変化率**	対売上高比	対総費用比
物品購入費用	34.3%	35.4%	35.3%	+3.5%	36.7%	36.5%
人件費（営業・製造以外に従事する人にかかるものを含めた人件費全体）	45.0%	46.5%	46.3%	-1.9%	45.6%	45.5%
うち法定福利費事業主負担分を除いた数値	(39.0%)	(40.3%)			(39.4%)	(39.3%)
その他の費用（小計）	17.5%	18.1%	18.0%	0.0%	17.5%	18.0%
	(96.8%)	(100.0%)	(99.6%)		(99.8%)	(100.0%)
営業利益率 （23年度の値－当該値との差）	3.2% 実績値				0.2% 本試算による (-3.0%) 推定値	

* 調査A結果より営業利益率を設定。

** 費用の対総費用構成比は、25年を想定。素材費は26年度上半期を想定、人件費については概ね24～25年度を想定。構成比は調査Bの結果をもとに設定。変化率は今回調査結果（調査A、C）の数値を設定。その他の費用の対売上高比は、変化しないと仮定。法定福利費事業主負担料率は平成25年度平均を想定。

表1 4 売上高および営業費用の推移

	売上高の推移			営業費用の推移		
	平成23年 10月1日 を含む会計 期間の対 前期売上 高変化率	平成24年 10月1日 を含む会計 期間の対 前期売上 高変化率	平成24年 10月1日 を含む会計 期間の2 期前に対 する売上 高変化率	平成23年 10月1日 を含む会計 期間の対 前期営業 費用変化 率	平成24年 10月1日 を含む会計 期間の対 前期営業 費用変化 率	平成24年 10月1日 を含む会計 期間の2 期前に対 する営業 費用変化 率
平均値	0.9%	0.3%	1.3%	1.3%	1.4%	2.7%
中位値	1.2%	0.4%	0.9%	1.4%	1.0%	2.2%
最大値	29.1%	23.7%	30.0%	29.1%	26.3%	28.4%
最小値	-29.1%	-28.6%	-27.9%	-27.3%	-22.6%	-29.4%
標準偏差	8.8%	8.2%	10.0%	9.0%	8.3%	9.2%
有効回答数	241	244	236	245	245	233

3. H25 年度テクノエイド協会調査の補足調査

3-1 (義肢・装具) カーボン素材の使用状況について

厚生労働省 平成 25 年度障害者総合福祉推進事業としてテクノエイド協会で行った「補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査事業」の補装具調査の中で、義肢装具制度についての取り扱いに関する要望に上がっていたカーボン素材について調査を行った。要望のカーボンに関する内容は、次の 3 点であった。

- ・義足の股義足から足指義足までの全ての採型区分に対してカーボンの加算を含めてほしい。
- ・「カーボンストッキネット」の文言を「カーボン素材」に変更してほしい。
- ・装具製作時にもカーボン素材使用を認めてほしい。

そこで、実態を把握するため、調査 D でカーボンの使用状況と使用方法について調査を行

った。調査項目は、義足のそれぞれの採型区分においてカーボンを使用してソケットを製作しているか。下肢装具のそれぞれの支持部でカーボンを使用しているか。また、カーボンを使用する場合、現在の加算要素で認められているカーボンストッキネットを使用しているのか、他のカーボン素材を使用しているか。その時の使用量と金額について聞いた。

結果

調査書は義肢装具を製作している 24 社に対して送り、10 月 8 日現在で 13 社からの回答があった。回答のあった 13 社のデータを分析した。義足の採型区分は B-1 股義足、B-2 大腿義足、B-3 膝義足、B-4 下腿義足、B-5 下腿義足（サイム義足）、果義足、B-6 果義足、足根中足義足、B-7 足指義足である。図 3 は、それぞれの義足の種類でカーボンを使用しているか聞いた結果である。B-7 に当たる足指義足では、カーボンは 使用されていないかった。

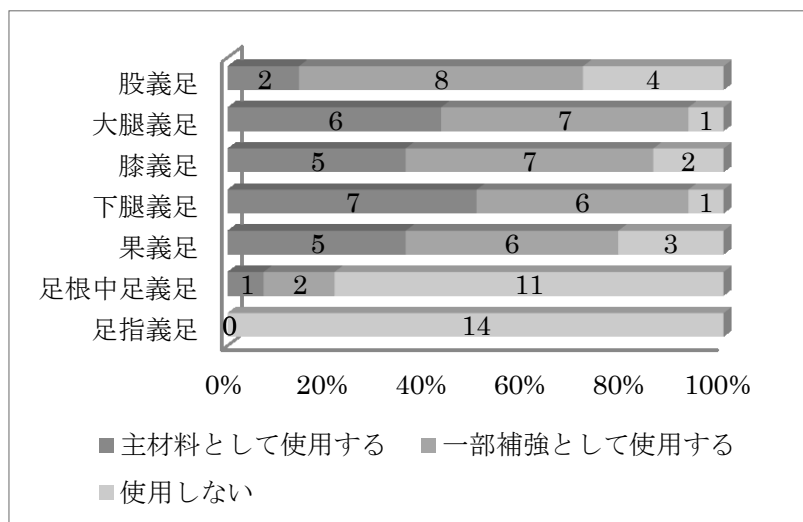


図 3 義足のそれぞれの採型区分におけるカーボンの使用状況

現在、カーボン使用による加算がない下肢装具の支持部でも、カーボンを使用しているデータが得られた (図 4)。下肢装具でもカーボンを

使用していると回答のあった会社が大腿部と下腿部では 6 件、足部では 9 件あった。

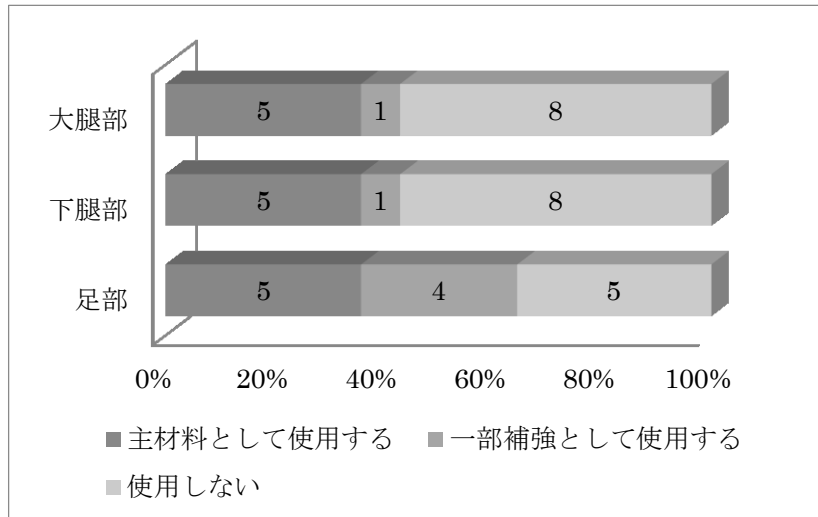


図4 下肢装具の支持部で使用されているカーボン素材

義足に使用するカーボンの種類は、ストックネットタイプ（筒状に編みであるもの）、シート材（布状に織ってあるもの）、帯状のもの（5cm幅のもの）、帯状のもの（2.5cm幅の

もの）がある。現在設定されているカーボンストックネットの加算金額と回答のあった使用したカーボンストックネットの価格帯を図5に示す。

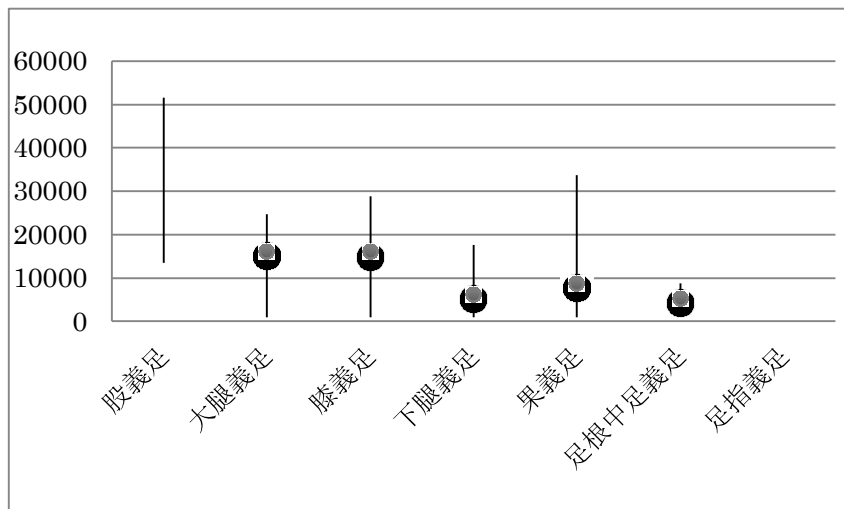


図5 カーボンストックネット使用時のカーボンストックネットの価格帯と、現在の支給制度で加算要素として設定してあるカーボンストックネットの加算価格

主材料としてカーボン素材を用いたときの、使用されるカーボンストックネットとカーボンストックネット以外のカーボン（カーボンシー

トと帯状のカーボン）素材の金額の内訳を図6に示す。

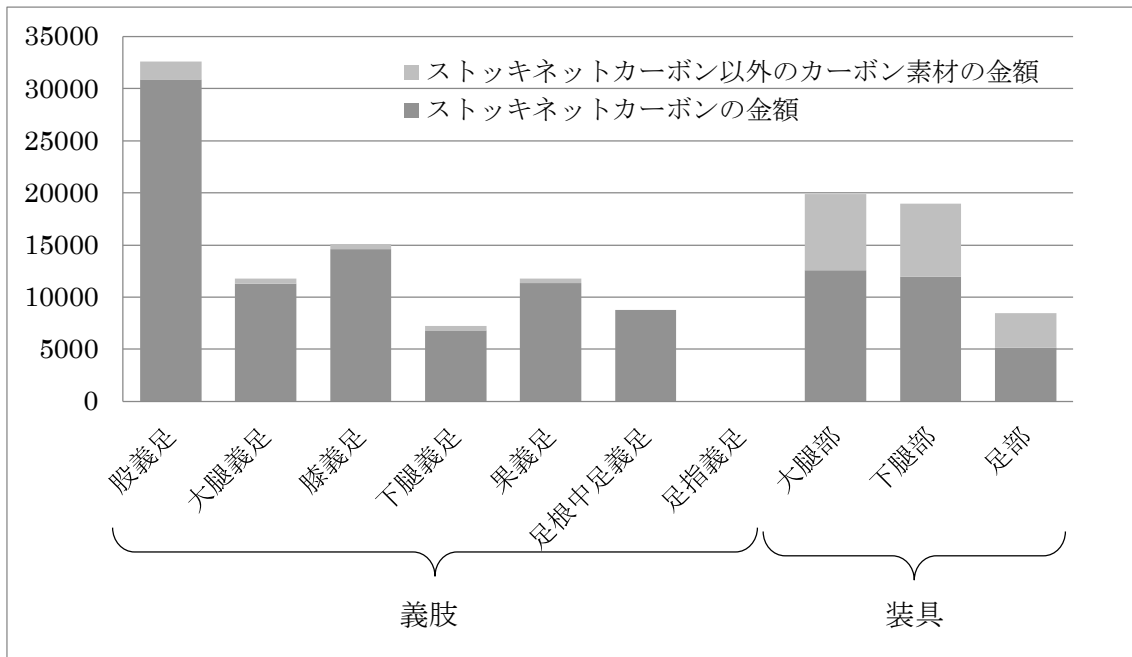


図6 一本の義足・装具に使用するカーボンの内訳

横軸の股義足から足指義足までは義足、大腿部から足部までは装具で使われたカーボン素材を示している。義肢では、カーボンストックネットを使用した場合、カーボンストックネットとカーボンストックネット以外のカーボン素材ではカーボンストックネットが大半を占めている。しかし、装具では、カーボンストックネットを使用した場合でも、カーボンストックネット以外のカーボン素材の価格が大きい。これは、義足と装具の製作方法の違いから来ている。義足では、カーボンストックネットを被せるだけであるが、装具では、支柱とカフに当たる部分を別々に積層していくなどカーボンストックネットとカーボンシートを組み合わせることで支持部の形状を造るためである。

また、装具については、現在カーボン使用の加算はない。主たる積層材料としてカーボンを使用した場合、製作要素、支持部、熱硬化性樹脂で設定されている価格にカーボン素材費の占める割合は、平均で大腿部:64%、下腿部:66%、足部:41%となっていた。

要望

義足の股義足から足指義足までの全ての採型区分に対してカーボンの加算を含めてほしい。

B-1 股義足については、カーボンを使用した製作が行われており、B-7 足指義足については、どの会社もカーボンを使用していなかった。股義足のソケット製作において、カーボンを主材料とした製作が行われていた。

「カーボンストックネット」の文言を「カーボン素材」に変更してほしい。

「カーボンストックネット」の文言を「カーボン素材」に変更することにより、カーボンストックネット以外のカーボンシートや帯状のカーボンを使用した場合でも、カーボンの加算ができるようにしてほしいとの要望である。しかし、カーボンの使用目的を聞いたところカーボンシートや帯状のカーボンは部分的な補強のために使われていた。

義足では、主たる積層材にカーボンシートや、帯状のカーボン素材を用いているデータは得

られなかった。

装具製作時にもカーボン素材使用を認めてほしい

装具でもカーボンを使用しているデータが取れた。さらに義足とは異なり、カーボンストックキネットだけではなく、カーボンストックキネット以外のカーボン素材を組み合わせ使用していた。加算項目を検討する際には、カーボンストックキネット以外のカーボンシートや帯状のカーボン素材も使うことを想定してカーボン使用を加算ができるように設定する必要がある。

3-2 (装具) 修理項目「マジックバンドの交換」への別サイズの追加について
同じくテクノエイド協会で行った「補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査事業」の補装具調査の中で、義肢装具制度についての取り扱いに関する要望に上がっていた装具修理における「マジックバンドの交換」の項に関する要望について、調査を行った。

要望

「修理箇所ごとに 25mm 幅のものは 800 円、50mm 幅のものは 1,100 円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を 2 倍した額を修理価格とすること」は「修理基準のウのマジックバンドの交換」に定める額とすること。」の「25mm 幅のものは 800 円、50mm 幅のものは 1,100 円とすること」を、「25mm 幅のものは 800 円、30mm 幅のものは〇円、40mm 幅のものは〇円、50mm 幅のものは 1,100 円とすること」に変更。

素材価格調査のなかで、幅サイズ別のマジックバンド（調査票中の表記は「マジックベルト」）の価格に関する設問を含めたところ、下記のとおりサイズ別に件数の回答を得た（当該調査票（調査 C）の発送数 35、回収数 24）。

要望を踏まえ、具体的には、どのような幅サイズについて回答が得られるかという点と、異なる幅のものの価格比がどのようになっているかについてデータを収集した。結果の概要を表 15 にまとめる。

表 1 5 マジックバンドのサイズ別価格の回答数
および 25mm 幅のもの、50mm 幅のものに対する価格比

	回答数	価格比		
		うち日本 義肢協会 会員のみ	25mm 幅 に対する 比率	50mm 幅 に対する 比率
マジックバンド 16mm 幅	2	1	0.817	0.456
マジックバンド 20mm 幅	2	1	0.899	0.467
マジックバンド 25mm 幅	19	12	1.000	0.520
マジックバンド 30mm 幅	9	9	1.276	0.637
マジックバンド 38mm 幅	9	8	1.383	0.711
マジックバンド 40mm 幅	1	1	1.571	0.805
マジックバンド 50mm 幅	20	11	1.968	1.000
マジックバンド 100mm 幅	8	4	3.643	1.909

※現行制度で装具修理の「マジックバンドの交換」の項で価格が定められているのは、25mm 幅（800 円）、50mm 幅（1100 円）のみ。

結果によれば、現行制度で価格が定められている、25mm 幅、50mm 幅のもの他に、16mm、20mm、30mm、38mm、100mm の各幅のものが回答者中複数の事業者により購入されていることがわかった。特に、30mm、38mm、100mm については、装具の取扱が明らかにあると考えられる日本義肢協会会員のみで 4 事業所以上購入していることがわかった。また、バンドの幅が広がるほど単価が高くなることが確認された。

現行の 25mm 幅、50mm 幅といった特定の幅のみにピンポイントで価格を定めるのではなく、「〇〇mm～□□mm の場合△円」といった価格設定の仕方のほうが柔軟にバンド幅を選択できると考えられる。

D. まとめ

本稿では、現在の義肢・装具・座位保持装置の価格を検討するうえで参考になると考えられる製作費用・採算状況等についてまとめた。今回の調査は、包括的な費用構成の調査や、現行制度でストックネットのみ部分的に加算対

象となっているカーボン素材について義肢・装具での使用状況についての調査等、近年の調査になかった項目を含めての調査となった。製作費用状況調査結果の一部は、平成 26 年度末に向けた厚生労働省の義肢等価格改定作業において参照された。

今後の研究を通じ、価格根拠となる製作費用データを包括的に収集し直し、現状に即した価格設定案を作成するための基礎データを整備したいと考えている。

E. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表

1. 〇我澤賢之, 山崎伸也. 「義肢・装具・座位保持装置製作費用調査結果報告」, 第24回厚生労働省補装具評価検討会, 2014-11-19.

2. 〇我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅. 「義肢・装具・座位保持装置製作の費用・採算」, 第 30 回日本義肢装具学会学術大会, 2014/10/18-19, 岡山.

F. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし

山内繁ほか. 義肢装具の工作法等に関する調査
研究報告書, 財団法人テクノエイド協会,
2000.3.

山崎伸也, 我澤賢之. 「義肢・装具・座位保持
装置製作の人件費・素材費調査」, 経済学的手
法による補装具の価格構成に関する研究 平成
20-21 年度 (研究代表者 井上剛伸) 総合研究
報告書, 2010.3.

G. 参考文献

TKC グループ. TKC 経営指標速報版,
<http://www.tkc.jp/tkcfnf/bast/sample/>
平成 26 年 4 月決算～平成 26 年 6 月決算速報
版掲載時 URL (平成 26 年 10 月 9 日時点)
<http://www.tkc.jp/clientcompany/bast/>

飯田卯之吉. 「補装具の種目, 構造, 工作法等
に関する体系的研究」, 厚生省厚生科学研究 (特
別研究事業) 昭和 53 年度特別研究報告書,
1979.3.

飯田卯之吉. 「補装具の種目, 構造, 工作法等
に関する体系的研究」, 厚生省厚生科学研究 (特
別研究事業) 昭和 54 年度特別研究報告書,
1980.3.

我澤賢之, 山崎伸也. 「補装具費支給制度の価
格に関する課題抽出」, 利用者のニーズに基づ
く補装具費支給制度の改善策に関する研究 平
成 23 年度 (研究代表者 相川孝訓) 分担研究
報告書, 2012.3.

我澤賢之, 山崎伸也. 「補装具費支給制度の価
格に関する課題抽出」, 利用者のニーズに基づ
く補装具費支給制度の改善策に関する研究 平
成 24 年度 (研究代表者 相川孝訓) 分担研究
報告書, 2013.3.

経済産業省. 企業活動実態調査,
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/>

財務省. 法人企業統計調査,
<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/>

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査
調査票A：人件費（移動時間を含む）・収支について

国立障害者リハビリテーションセンター 研究所
山崎 伸也
根 澤 寛之

※本研究は、厚生労働科学研究費 障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者 井上 剛 伸）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス（メールご使用の場合）	

下記の細具の取扱の有無について、取扱のあるものに○、ないものに×をお書き下さい。

義肢	
義足	
座位保持装置	

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。
 ※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はごままで、ご協力ありがとうございます。
 ※お手数ですが、同封の返信用封筒もしくはeメールにてご返送ください。

下記の団体に加入されている場合、○印をお書き下さい。
 日本義肢協会
 日本車いすシーティング協会

●毎月の給与等支給について1

記入対象期間 2013年9月1日～9月30日

※給与計算の締め日が月末でない場合は、2013年9月30日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 2013年9月21日～10月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。 → 2013年 月 日 ~ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

	1.従業員数 単位:人	2.1ヶ月間の 延べ出勤日数 単位:日	3.1ヶ月間の延べ実労働時間数 単位:時間		4.毎月支給される給与等(支給額ベース) ※賞与等は含みません。 合計(=4a+4b+4c) 単位:円			
			所定内労働時間	所定外労働時間	4a 通常労 賃支給分 (税引前。残 業含む) 単位:円	4b 退職金 その他積み 立て 単位:円	4c 法定福 利費 単位:円	
週20時間以上勤務の方について								
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)								
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)								
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)								
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について								
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。								
週20時間未満勤務の方について								
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)								
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)								
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)								
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について								
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。								

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

註3 外部事業者との契約による場合対象1事業者につき1名としてください。月額契約はその月額を記入、決算期等で費用が異なる場合は12カ月分と決算料を合算し12で割った額を記入してください。

●毎月の給与等支給について2

記入対象期間 2013年10月1日～10月31日

※給与計算の締め日が月末でない場合は、2013年10月31日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 2013年10月21日～11月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。→ 2013年 月 日 ～ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

	1.従業員数 単位:人	2.1ヶ月間の 延べ出勤日数 単位:日	3.1ヶ月間の延べ実労働時間数 単位:時間		4.毎月支給される給与等(支給額ベース) ※賞与等は含みません。 合計(=4a+4b+4c) 単位:円			
			所定内労働時間	所定外労働時間	4a 通常労 賃支給分 (税引前。残 業含む)	4b 退職金 その他積立 金	4c 法定福 利費	
週20時間以上勤務の方について								
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)								
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)								
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)								
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について								
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。								
週20時間未満勤務の方について								
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)								
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)								
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)								
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について								
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等(註3)。								

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

註3 外部事業者との契約による場合対象1事業者につき1名としてください。月額契約はその月額を記入、決算期等で費用が異なる場合は12カ月分と決算料を合算し12で割った額を記入してください。

●賞与について

記入対象期間 2012年10月1日を含む貴事業所の会計期間

例) 会計期間が1月1日～12月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年1月1日～2012年12月1日

会計期間が4月1日～3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年4月1日～2013年3月31日

会計期間が11月1日～10月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2012年11月1日～2013年10月31日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄に「0」をご記入ください。

	1. 賞与の支給対象となつた従業員数 単位:人	2. 対象期間における賞与の支給額 単位:円
週20時間以上勤務の方について		
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)		
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)		
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)		
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		
週20時間未満勤務の方について		
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)		
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)		
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)		
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

●各種社会保険適用の有無

下記の社会保険のなかで事業所に適用されているものに○印を、適用されていないものに×印をご記入ください。

健康保険	<input type="checkbox"/>
厚生年金保険	<input type="checkbox"/>
労災保険	<input type="checkbox"/>
雇用保険	<input type="checkbox"/>

●労働時間に占める移動時間の割合

下記の各区分ごとに、全労働時間中に占める移動時間の比率をお書きください。

移動時間の比率	
週20時間以上勤務の方について	
a [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)	%
b [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)	%
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)	%
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について	%
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。	%
週20時間未満勤務の方について	
f [義肢装具士] 義肢・装具・座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士について(註1・註2)	%
g [その他製作従事者] 義肢・装具の製作、座位保持装置の製作・営業に従事する義肢装具士資格を持たない従業員について(註1・註2)	%
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註2)	%
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について	%
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。	%

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 経営者で、かつ製作あるいは営業を兼務されている方(義肢装具士資格を持つ経営者の方を含みます)につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

●過去3年間の事業所の収支について

ご記入の金額について、消費税は、消費税控の形をお書き下さい(ア、税込 イ、税抜)→

※可搬な限り、消費税込みの金額をご記入下さい。

1. 2010年10月1日を含む会計期間
()年()月()日()年()月()日

費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用 ※事業における人件費、材料費、光熱費、車運費、旅費、交通費、通信費、事務費、固定資産減価償却費、減価償却費など全費用の合計額をお書き下さい。	B-1 営業収益 ※事業における売上高の合計額(販売上高)をお書き下さい(註1)	
A-2 営業外費用 ※借入金(ローン)や社債等の金融上の費用(支払利息等)、有価証券等の売買費用(買入値外以外の経過活動で生じた費用)をご記入下さい。ただし、特別損失(通常の経過活動とは直接関係のみのない、特別な要因で発生した臨時・偶発的な損失、固定資産売却損、災害損失、火災損失など)を除きます。法人税の支払いも含みません。	B-2 営業外収益 ※受取利息、受取配当金、補助金など、本業以外の経過活動による収入をご記入下さい。ただし、特別利益(通常の経過活動とは直接関係のみのない、特別な要因で発生した臨時・偶発的な利益、固定資産売却益、営業有価証券売却益、関係会社株式売却益など)は除きます。	
A-3 (合計)経常費用(=A-1+A-2)	B-3 (合計)経常収益(=B-1+B-2)	
利益		
C-1 (小計)営業利益(=B-1-J-A-1)		
C-2 経常利益(=B-3-J-A-3)		
合計(=A-1+A-2+C-2)	合計(=B-1+B-2)	

2. 2011年10月1日を含む会計期間
()年()月()日()年()月()日

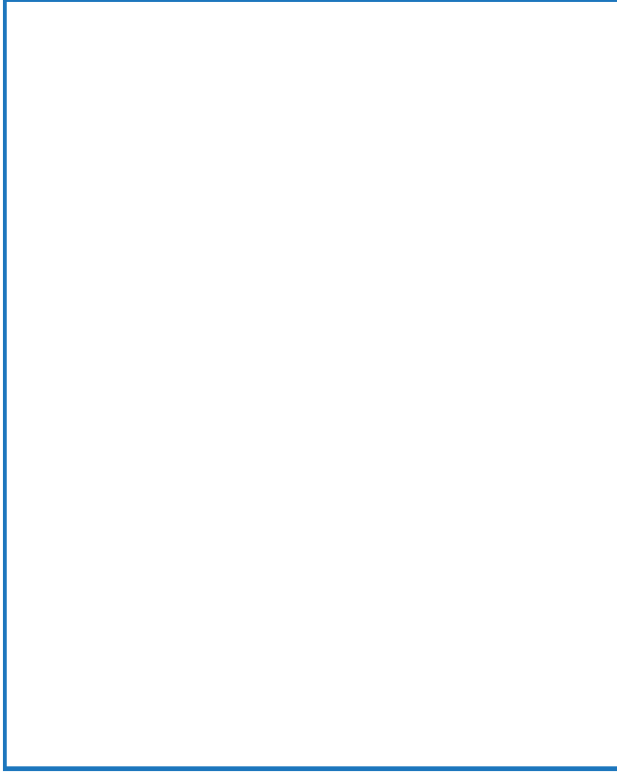
費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用 ※事業における人件費、材料費、光熱費、車運費、旅費、交通費、通信費、事務費、固定資産減価償却費、減価償却費など全費用の合計額をお書き下さい。	B-1 営業収益 ※事業における売上高の合計額をお書き下さい(註1)	
A-2 営業外費用 ※借入金(ローン)や社債等の金融上の費用(支払利息等)、有価証券等の売買費用(買入値外以外の経過活動で生じた費用)をご記入下さい。ただし、特別損失(通常の経過活動とは直接関係のみのない、特別な要因で発生した臨時・偶発的な損失、固定資産売却損、災害損失、火災損失など)を除きます。法人税の支払いも含みません。	B-2 営業外収益 ※受取利息、受取配当金、補助金など、本業以外の経過活動による収入をご記入下さい。ただし、特別利益(通常の経過活動とは直接関係のみのない、特別な要因で発生した臨時・偶発的な利益、固定資産売却益、営業有価証券売却益、関係会社株式売却益など)は除きます。	
A-3 (合計)経常費用(=A-1+A-2)	B-3 (合計)経常収益(=B-1+B-2)	
利益		
C-1 (小計)営業利益(=B-1-J-A-1)		
C-2 経常利益(=B-3-J-A-3)		
合計(=A-1+A-2+C-2)	合計(=B-1+B-2)	

3. 2012年10月1日を含む会計期間
()年()月()日()年()月()日

費用	収益	単位:千円
A-1 営業費用 ※事業における人件費、材料費、光熱費、車運費、旅費、交通費、通信費、事務費、固定資産減価償却費、減価償却費など全費用の合計額をお書き下さい。	B-1 営業収益 ※事業における売上高の合計額をお書き下さい(註1)	
A-2 営業外費用 ※借入金(ローン)や社債等の金融上の費用(支払利息等)、有価証券等の売買費用(買入値外以外の経過活動で生じた費用)をご記入下さい。ただし、特別損失(通常の経過活動とは直接関係のみのない、特別な要因で発生した臨時・偶発的な損失、固定資産売却損、災害損失、火災損失など)を除きます。法人税の支払いも含みません。	B-2 営業外収益 ※受取利息、受取配当金、補助金など、本業以外の経過活動による収入をご記入下さい。ただし、特別利益(通常の経過活動とは直接関係のみのない、特別な要因で発生した臨時・偶発的な利益、固定資産売却益、営業有価証券売却益、関係会社株式売却益など)は除きます。	
A-3 (合計)経常費用(=A-1+A-2)	B-3 (合計)経常収益(=B-1+B-2)	
利益		
C-1 (小計)営業利益(=B-1-J-A-1)		
C-2 経常利益(=B-3-J-A-3)		
合計(=A-1+A-2+C-2)	合計(=B-1+B-2)	

●その他
義肢・装具・座位保持装置の価格制度について、ご意見等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)



ご回答いただく疑問はここまでです。ご協力ありがとうございます。

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査
調査票B：費用構成について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
山崎 伸也
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働科学研究費補助金総合研究事業（身体・知的発達等分野）「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者 井上 剛 伸）を受け行っております。

●事業所名・所在地・回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名につ いてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

下記の団体に加えられる場合、○印をお書き下さい。

日本義肢協会	<input type="checkbox"/>
日本車いすシーティング協会	<input type="checkbox"/>

費用1：人件費

(2013年1月～12月の実績を踏まえてご回答下さい)

各費用の大きさ(給与、賞与、退職金積立、法定福利費の事業所負担分などを含む)が取扱全事業を合わせた事業所全体の人件費総額に占める比率をご記入下さい。

確認用

合計 %

(合計が100%になるようご記入下さい)

費用項目	1 義肢 (註1)	2 装具(既製品を除く) (註1)	3 座位保持装置 (註1)	4 その他 (註1)
●人件費 製造原価にかかる人件費				
1 直接労務費				
うち基本工作法にか かる部分				
うちそれ以外の部分				
2 間接労務費				
「販売費及び一般管理費」にかかる人件費				
3 「販売費及び一般管 理費」にかかる労務 費				

註1 事業別の按分が困難な場合は、各事業の売上高(営業収益)の比率に応じて按分して下さい。

ただし、行項目「1 直接労務費」については、なるべく実態に即した数値をご記入下さい。

註2 同一の人がこれら複数の職務をおこなっている場合、作業時間配分を踏まえて比率を按分して下さい。

「製作」と「修理」にかかる労務費の比率について

製造原価相当作業にかかる人件費(労務費)を「製作」分と「修理」分に分けた場合、製作に相当する労務費の占める比率をご記入下さい。

●「労務費のうち「製造」にかかる比率

「製作」の占める労務費比率
※取扱のない事業については、空欄にしてお下さい。

	1 義肢	2 装具(既製品を除く)	3 座位保持装置
「製作」の占める労務費比率 ※取扱のない事業については、空欄にしてお下さい。			

費用2: 物品の購入費用(材料費等)

(2013年1月～12月の実績を踏まえてご回答下さい)

各項目の費用が取扱全事業をあわせた事業所全体の物品購入費用の総額に占める比率をご記入下さい。

(合計が100%になるようご注意ください)

確認用

合計 %

費用項目	1. 義肢 (註1)	2. 器具(既製品を除く) (註1)	3. 座位保持装置 (註1)	4. その他 (註1)
●物品の購入費用(材料費等)				
製造原価にかかる物品の購入費用				
1 素材費				※「4. その他」の事業の製造原価にかかる材料等物品の購入費が、事業所全体の物品費用に占める比率をご記入下さい。
うち素材正味使用分				
うち素材ロス分				
2 補装具費支給基準における完成用部品購入費				
うち完成用部品正味使用分				
うち完成用部品ロス分				
3 小物材料費				
4 工具・機械購入費 (減価償却処理するものを除く)				
「販売費及び一般管理費」にかかる物品の購入費用				
5 営業・販売・管理・事務にかかる物品購入費、デモ機製作に係る物品購入費				
うち営業にかかるガソリン代				

註1 事業別の按分が困難な場合は、各事業の売上高(営業収益)の比率に応じて按分して下さい。

ただし、行項目「2 補装具費支給基準における完成用部品購入費」については、特に実態に即した数値をご記入下さい。

費用3: その他の費用

人件費・物品の購入費用以外の費用の比率についてご記入下さい。

※減価償却費は、ここに含めます。

※加工等各種作業についての外注費は、ここに含めるものとします。

(2013年1月～12月の実績を踏まえてご回答下さい)

各項目の金額が取扱全事業をあわせた事業所全体の売上高(営業収益)総額に占める比率をご記入下さい。

※純売上高総額に対する比率ですので、合計100%とはなりません。

費用項目	1. 義肢 (註1)	2. 器具(既製品を除く) (註1)	3. 座位保持装置 (註1)	4. その他 (註1)
●その他の費用(人件費・物品購入費以外の費用)				
1 人件費・物品の購入費用・減価償却費以外の費用				※「4. その他」の事業の製造原価にかかる材料等物品の購入費が、事業所全体の物品費用に占める比率をご記入下さい。
うち送料など				
うち衛生費				
その他				
2 減価償却費				
うち製造原価相当分				
うち「販売費及び一般管理費」相当分				
うち営業用自動車償却分				

註1 事業別の按分が困難な場合は、各事業の売上高(営業収益)の比率に応じて按分して下さい。

註2 経理処理上、仕入諸掛を材料費の仕入費用に含めている場合はこちらには算入せず、「費用2物品の購入費用(材料費等)」のシートのなかの該当項目含めるものとする

収支構成

各項目の金額が取扱全事業をあわせた事業所全体の売上高総額(営業収益)に占める比率をご記入下さい。

(義肢、器具、座位保持装置、その他の合計が100%になるようご注意ください)

確認用

合計 %

内訳を用いた合計 %

●売上				
1 純売上高(営業収益)				
純売上高総額に占める各事業の売上高の比率をご記入下さい。				
うち製作分				
うち修理分				

各項目の金額が純売上高総額(営業収益)に占める比率をご記入下さい。

(各項目の合計が、100%になるようご注意ください)

確認用

合計 %

●費用				
1	人件費(「費用1」のシートの対象費用)			
2	物品の購入費用(「費用2」のシートの対象費用)			
3	その他の費用(このシート上半分「費用3」の対象費用)			
4	営業純利益			

お忙しいなか、調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査
調査票C：素材単価について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
山崎 伸也
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働科学研究費障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者 井上 剛伸）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

下記の団体に加入されている場合、○印をお書き下さい。

日本義肢協会	<input type="checkbox"/>
日本車いすシーティング協会	<input type="checkbox"/>

素材単価に関する調査

貴事業所での購入価格(単価)についてご記入ください。調査票に挙げた3つの時点のうち記入可能な凡ての時点についてご回答をお願いします。
 ※義肢・装具製作事業者の方、座位保持装置製作事業者の方、共通の調査票となっております。取り扱いはある素材についてのみご回答ください。
 (お取り扱いのない品についてはご回答いただく必要はありません。その場合該当欄を空欄にしておいてください。)

※価格の変率に関心がありますので、各時点ともサイズ・仕様など同等のものの価格をご記入ください。

※単位については、回答が難しい場合適宜ご修正ください。その場合、修正したことがわかりやすいよう、単位欄のセルの背景を着色するなどしてください。
 なお各時点の単位は、同一のものにそろえていただきたいと思います。

※価格については、「消費税別(税抜)価格」をお書きください。(もし税別の記入が困難などございましたら、表の備考欄にその旨お書きください。)

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
1 情報カード			円/枚		円/枚		円/枚
2 投影図用紙			円/枚		円/枚		円/枚
3 コピー鉛筆			円/本		円/本		円/本
4 水性ペン			円/本		円/本		円/本
5 両面テープ			円/本		円/本		円/本
6 石膏(ギプス粉)(1袋25kg)			円/袋		円/袋		円/袋
7 プラスラネ(1巻)			円/巻		円/巻		円/巻
8 ギプス包帯 2列(1巻)			円/巻		円/巻		円/巻
9 ギプス包帯 3列(1巻)			円/巻		円/巻		円/巻
10 アクリル樹脂硬性			円/kg		円/kg		円/kg
11 アクリル樹脂軟性			円/kg		円/kg		円/kg
12 アクリル樹脂(軟性・硬性)混合			円/kg		円/kg		円/kg
13 熱硬化性樹脂 硬性			円/kg		円/kg		円/kg
14 熱硬化性樹脂 軟性			円/kg		円/kg		円/kg
15 発泡樹脂			円/kg		円/kg		円/kg
16 ポリプロピレン 4mm			円/㎡		円/㎡		円/㎡
17 コ・ポリマー 3mm			円/㎡		円/㎡		円/㎡

素材名	備考欄 仕様など特記すべき点がありましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
18 サブ・オルソレン 3mm			円/㎡		円/㎡		円/㎡
19 オルソレン 3mm			円/㎡		円/㎡		円/㎡
20 トレッククリア 3mm			円/㎡		円/㎡		円/㎡
21 アセトン・シンナー類			円/㎡		円/㎡		円/㎡
22 PVA シート			円/㎡		円/㎡		円/㎡
23 PVA 4"			円/枚		円/枚		円/枚
24 PVA 6"			円/枚		円/枚		円/枚
25 PVA 8"			円/枚		円/枚		円/枚
26 PVA 10"			円/枚		円/枚		円/枚
27 PVA 12"			円/枚		円/枚		円/枚
28 ナイロンストッキングネット 2"			円/kg		円/kg		円/kg
29 ナイロンストッキングネット 3"			円/kg		円/kg		円/kg
30 ナイロンストッキングネット 4"			円/kg		円/kg		円/kg
31 ナイロンストッキングネット 10"			円/kg		円/kg		円/kg
32 ストッキング			円/kg		円/kg		円/kg
33 Vマット(1m幅)			円/m		円/m		円/m
34 テトロンフェルト(1m幅)			円/m		円/m		円/m
35 トレカクロス25mm			円/m		円/m		円/m
36 トレカクロス50mm			円/m		円/m		円/m
37 カーボンストッキングネット 3インチ			円/m		円/m		円/m
38 カーボンストッキングネット 4インチ			円/m		円/m		円/m
39 カーボンストッキングネット 5インチ			円/m		円/m		円/m
40 カーボンストッキングネット 6インチ			円/m		円/m		円/m
41 カーボンストッキングネット 8インチ			円/m		円/m		円/m

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべ き点がございましたら、ご記 入ください。	平成26年4月～9月 の期間中のいづれ かの時点での購入 価格(税別)につい てご記入ください。	単位	平成23年10月～24 年3月の期間中の いづれかの時点での 購入価格(税別) についてご記入くだ さい。	単位	平成21年10月～22 年3月の期間中の いづれかの時点での 購入価格(税別) についてご記入くだ さい。	単位
42 カーボンシート材			円/㎡		円/㎡		円/㎡
43 カーボン帯状のもの(2.5cm幅)			円/m		円/m		円/m
44 カーボン帯状のもの(5cm幅)			円/m		円/m		円/m
45 グラスファイバー			円/㎡		円/㎡		円/㎡
46 クローム革			円/ds		円/ds		円/ds
47 なめし革			円/ds		円/ds		円/ds
48 スメ革			円/ds		円/ds		円/ds
49 茶利革			円/ds		円/ds		円/ds
50 合成皮革(クラリーノ等)			円/ds		円/ds		円/ds
51 木ブロック			円/個		円/個		円/個
52 桐材			円/m		円/m		円/m
53 アンクルブロック(ホウ材)			円/個		円/個		円/個
54 軽合金(ナマコポー) 16mm×1m			円/本		円/本		円/本
55 半月材 厚さ2mm 幅13mm×1m			円/本		円/本		円/本
56 PEライト5mm(1m角)			円/枚		円/枚		円/枚
57 黄スポンジ			円/枚		円/枚		円/枚
58 ゴム系樹脂クッション素材			円/枚		円/枚		円/枚
59 ピラミッドシート等滑り止めシート			円/枚		円/枚		円/枚
60 ゴム帯地(25mm幅)			円/m		円/m		円/m
61 ダクロンテープ(25mm幅)			円/m		円/m		円/m
62 ビニール管(義手・腋下部用)			円/個		円/個		円/個
63 ベルト(バックル)			円/個		円/個		円/個
64 丸環			円/個		円/個		円/個
65 フェルト			円/m		円/m		円/m

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)にご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)にご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)にご記入ください。	単位
66 帆布			円/m		円/m		円/m
67 オペロン			円/m		円/m		円/m
68 パイル地			円/m		円/m		円/m
69 布(上記以外のもの) ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/m		円/m		円/m
70 スパンデックス			円/m		円/m		円/m
71 リフト版			円/m		円/m		円/m
72 ウレタンチップ #6000 10mm			円/m		円/m		円/m
73 ウレタンチップ #6000 20mm			円/m		円/m		円/m
74 ウレタンチップ #6000 60mm			円/m		円/m		円/m
75 ウレタンチップ #8000 10mm			円/m		円/m		円/m
76 ウレタンチップ #8000 20mm			円/m		円/m		円/m
77 ウレタンチップ #8000 60mm			円/m		円/m		円/m
78 ウレタン 10mm厚			円/m		円/m		円/m
79 低反発ウレタン 15mm厚			円/m		円/m		円/m
80 ムマック 10mm厚			円/m		円/m		円/m
81 ムマック 15mm厚			円/m		円/m		円/m
82 合板 90cm x 180cm 9mm厚			円/枚		円/枚		円/枚
83 ビニールレザー			円/m		円/m		円/m
84 マジックベルト 25mm幅			円/m		円/m		円/m
85 マジックベルト 30mm幅			円/m		円/m		円/m
86 マジックベルト 38mm幅			円/m		円/m		円/m
87 マジックベルト 40mm幅			円/m		円/m		円/m
88 マジックベルト 50mm幅			円/m		円/m		円/m

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
89 マジックペルト 上記以外の幅1(上記以外の幅のもの購入がある場合、右の備考欄にサイズをお書きのうえ、価格をお書きください)			円/m		円/m		円/m
90 マジックペルト 上記以外の幅2(上記以外の幅のもの購入がある場合、右の備考欄にサイズをお書きのうえ、価格をお書きください)			円/m		円/m		円/m
91 Wラッセル			円/m		円/m		円/m
92 エアータッチ(シングル)			円/m		円/m		円/m
93 エアータッチ(ダブル)			円/m		円/m		円/m
94 ナイロンペルト 25mm幅			円/m		円/m		円/m
95 ナイロンペルト 38mm幅			円/m		円/m		円/m
96 ナイロンペルト 50mm幅			円/m		円/m		円/m
97 ラミネート 5mm厚			円/m		円/m		円/m
98 防水シート			円/m		円/m		円/m
99 バックル 25mm幅用			円/個		円/個		円/個
100 バックル 38mm幅用			円/個		円/個		円/個
101 バックル 50mm幅用			円/個		円/個		円/個
102 アジャスター 25mm幅用			円/個		円/個		円/個
103 アジャスター 38mm幅用			円/個		円/個		円/個
104 アジャスター 50mm幅用			円/個		円/個		円/個
105 Dカン 25mm幅用			円/個		円/個		円/個
106 Dカン 38mm幅用			円/個		円/個		円/個
107 Dカン 50mm幅用			円/個		円/個		円/個
108 角カン 25mm幅用			円/個		円/個		円/個
109 角カン 38mm幅用			円/個		円/個		円/個

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべ き点がございましたら、ご記 入ください。	平成26年4月～9月 の期間中のいずれ かの時点での購入 価格(税別)につい てご記入ください。	単位	平成23年10月～24 年3月の期間中の いずれかの時点で の購入価格(税別) についてご記入くだ さい。	単位	平成21年10月～22 年3月の期間中の いずれかの時点で の購入価格(税別) についてご記入くだ さい。	単位
110 角カン 50mm幅用			円/個		円/個		円/個
111 インプレッションフォーム			円/個		円/個		円/個
112 フットプリント用紙			円/枚		円/枚		円/枚
ステンレスパイプ 113 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
アルミパイプ 114 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
鉄パイプ 115 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
木材 116 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
塗料 117 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
ミンシ糸 118 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
麻糸 119 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
スピンドル紐(ダーメン紐) 120 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
ボルト 121 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
ナット 122 ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点があれば、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)にご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)にご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)にご記入ください。	単位
フッシャー 123 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()
スプリングフッシャー 124 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/()		円/()		円/()

ご回答いただく設問はここまでです。ご協力どうもありがとうございました。

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査
調査票D：カーボン素材の使用状況について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
山崎 伸也
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働科学研究費障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者 井上 剛伸）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

※本調査票の対象は義肢・装具の取り扱いのある事業者の方です。座位保持装置にかかる設問は含まれていません。

※本調査票の対象は義肢・装具の取り扱いのある事業者の方です。座位保持装置にかかる設問は含まれていません。

1. 義肢の エ製作要素 (ア)ソケット

ソケット製作時に使用するカーボン素材について、使用するカーボン素材のタイプごとの使用目的、使用した素材の該当費用の消費税抜金額、使用量(完成品に残らない分量を含む)についてお答えください(平成26年4~9月の価格を基準にご回答ください)。使用する場合には、[口使用しない]の選択メニューの○を選択し、**組み合わせて使用するカーボン素材のそれぞれについて、使用目的、義肢1本あたりの素材ごとの該当費用金額、使用量を記入**していただきます。ストックネットタイプのものを使用する場合には、太さも記入してください。

使用しない場合には、記入の[口使用しない]の選択メニューの×を選択してください。

	カーボンのタイプ	使用目的	義肢1本あたり 該当費用金額 (消費税抜金額)	義肢1本あたり 使用量	義肢1本あたりに使用されるカーボン素材の合計金額 (自動計算されます)
股義足	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	
大腿義足	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	
膝義足	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	
下腿義足	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	
果義足	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	
足根平足義 足	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	
足指義足	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	

II. 装具の エ製作要素 (ア)下肢装具 b支持部

装具の支持部製作時に使用するカーボン素材のタイプごとの使用目的、使用した素材の該当費用の消費税抜金額、使用量(完成品に残らない分量を含む)についてお答えください(平成26年4~9月の価格を基準にご回答ください)。使用する場合には、[口使用しない]の選択メニューの○を選択し、**組み合わせて使用するカーボン素材のそれぞれについて、使用目的、各部位1つあたりの素材ごとの該当費用金額、使用量を記入**していただきます。ストックネットタイプのものを使用する場合には、太さも記入してください。

使用しない場合には、記入の[口使用しない]の選択メニューの×を選択してください。

	カーボンのタイプ	使用目的	各部位1つあたり 該当費用金額 (消費税抜金額)	各部位1つあたり 使用量	各部位1つあたりに使用されるカーボン素材の合計金額 (自動計算されます)
大腿部 カーボンを	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	
下腿部 カーボンを	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	
足部 カーボンを	ストックネットタイプ (<input type="text"/> インチ幅)		(円)	(c m)	0
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 c m幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 c m幅)		(円)	(c m)	

本調査票の設問は以上です。
回答にご協力いただき、ありがとうございました。

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

分担研究報告書

義肢等公定価格算定における見込み利益率に関する論点の整理

研究協力者 長瀬 毅 流通経済大学経済学部 准教授

研究分担者 我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 研究員

研究要旨

障害者総合支援法における補装具費支給制度において、各種補装具の価格は厚生労働省により定められている。公定価格を定めるうえで、必要とされる財・サービスが無駄に財源を浪費することなく、かつ持続的な供給を可能にするだけの採算性を保持することは、重要と考えられる。本稿では、義肢等に用いられている費用積み上げ方式に基づく価格算定方式を概観し、義肢等の価格を公的に規制する根拠とその問題点をまとめ、義肢等の価格算定式における見込み利益率の設定に関する論点を整理した。

義肢等においては利用者と生産者との間に情報の非対称性が存在するため、公的な価格規制によって義肢等価格を低廉なものに抑えつつ、生産者が一定の利益を確保できるような価格算定を行うことで、情報の非対称性に起因する弊害を軽減することができる。

一方で、価格算定における適正な利潤をどのように定めるかについては、現行の公共料金規制においても、規模の経済性が働きやすく費用逡減的な性質を持ち、地域独占的な経営状態にあると思われる比較的大規模な企業からなる公共性の高い産業における公正報酬率規制は資本市場における利回りや全産業、当該産業に属する企業の平均などの客観的な指標を用いて算定されていることが分かるものの、その一方で中小民鉄やタクシーなど比較的規模が小さく地域独占的な傾向が弱いという点で義肢等と近い傾向にあると考えられる産業においては事業報酬率の算定に用いられている数値の根拠は明らかにされていなかった。客観的かつ適正な利潤をどのように定めるべきかについて、企業に効率的な経営を促すインセンティブを付与する仕組みをどのように導入するかも含めて、引き続き検討していく必要がある。

A. 目的

障害者総合支援法における補装具費支給制度において、各種補装具の価格は厚生労働省により定められている。公定価格を定めるうえで、必要とされる財・サービスが無駄に財源を浪費することなく、かつ持続的な供給を可能にするだけの採算性を保持することは、重要と考えられる。補装具のうち義肢・装具・座位保持装置（以下、義肢等）の価格設定に関しては原価計算の考え方が用いられているが、価格をどのように設定するか、そのうえで見込み利益率についてどのように想定するべきかの検討に資するため、

本稿では他の分野での公定価格（あるいは公共料金規制）における見込み利益率に関する情報と論点を整理する。

B. 方法

まず、現行の義肢等価格算定式の考え方について確認し、ついで公共料金規制における見込み利益率の扱いについて概観し、公共料金規制を義肢等価格規制に適用する際の論点について整理する。最後に、海外の補装具製作産業における見込み利益率の扱いについて触れる。

C. 結果・考察

1. 現行の義肢等補装具価格算定式

義肢等の現行の価格算定方式は、公共料金規制における総括原価主義の費用積上げ方式を採用している（後述）。具体的には、飯田他(1979)で示されている、積み上げ式の原価計算に基づく生産物1単位あたりの平均的費用に見込み利益率を上乗せする方式を踏襲し、次式に基づいて義肢等補装具価格（以下、義肢等価格）を算定している。¹

$$\text{義肢等価格} = c_1 \times L \times Tn + c_2 \times M + c_3 \times F$$

但し、L：人件費単価(円/時)

Tn：見込み作業時間(時間)

M：素材費(材料費)(円)

F：完成用部品費(付随費用等を含まない)
(= 完成用部品登録時の申請価格)(円)

c_1 、 c_2 、 c_3 はそれぞれ、人件費、素材費、完成用部品費に対する係数であり、各係数の1を越える部分はそれぞれに付随する費用（直接経費、製造間接費、販管費等）の大きさを示す。また、見込み利益率相当分がこれらの係数に一定比率で乗算される形で含まれている。この算定式による価格設定の考え方を国内で最初に提示した飯田他(1979)においては、TnやMなどについて調査し、製造間接費等の付随費用の比率については個々の費用の大きさに関する調査ならびに見込み比率（10%を想定）に基づいて算出している。

この結果に基づき、実際の制度における義肢等価格を定める根拠として上記価格算定式が採用されたものの、推計されたパラメータがそのまま制度に反映されたわけではなく何らかの調整が行われたと考えられる。その過程において見込み利益率がどの程度想定されたのかは明らかにされていない。

2. 公共料金規制における見込み利益率の

¹ 実際には、義肢1本何円という形で価格が定められているのではなく、ひとつの義肢等補装具をいくつかの部分（基本価格部分、製作要素）に分解し、その個々の部

扱い

[1] 公共料金規制導入の目的

経済学の枠組みでは、ある財・サービスの取引市場において、財・サービスの消費者・生産者がともに多数存在し、その財・サービスの品質等が同一であり、そのことを消費者がコストをかけずに知ることができる場合、当該市場は完全競争の状態にあり、そのような市場のことを完全競争市場と呼ぶ。完全競争市場における財・サービスの取引価格は、その財・サービスの消費者の効用と供給者の利潤をともに最大化する水準に自律的に定まり、社会全体がこの財・サービスの取引から得られる利益（社会的余剰）も最大化されることが知られている。

しかし、市場が完全競争の状態にない場合、市場で決まる財・サービスの価格は社会全体の利益を最大化させる水準に自律的に定まることはない。このような状態を「市場の失敗」と呼ぶ。市場の失敗は、財・サービスの消費者ないし生産者の数が少ない状態である独占・寡占が発生している状態や、財・サービスの品質についての情報を消費者が容易に入手することができない状態（財・サービスの品質に関して「情報の非対称性」が存在する状態）などが生じる時に発生する。市場の失敗が発生している場合、政府等が介入して市場取引に規制を課すことによって、社会全体の利益を高めることができる。公共料金規制は、このような市場の失敗に対する政府の規制の一つであり、財・サービスの取引価格に政府が規制を課すものである。以下では、情報の非対称性が存在する場合の弊害と、公的価格規制によってそれらの弊害を軽減できる可能性について論じる。

財・サービスの生産者・提供者の方が利用者より財・サービスの品質について正確な情報を保有している場合、生産者・提供者は財・サービスの品質からみて過大な価格を設定して利益を得るインセンティブを持つため、財・サービスの価格が最適な水準よりも高騰して財・サービスの過少供給が起こる可能性がある。こうした市場の事例として、中古車市場などが挙げられる。また、利用者が財・サービスに対する需

分に価格が定められているのであるが、ここでは説明の簡略化のため「部分」を明示しない。

要を決定するために必要な情報（利用者の真の健康状態など）を、利用者よりも財・サービスの生産者・提供者の方がより正確に保有している場合、生産者・提供者が利用者にとって適切な水準を越えた財・サービスの需要を促し売上げを増加させるインセンティブを持つため、財・サービスへの超過需要が発生する可能性がある。こうした市場の事例としては医療サービス市場が挙げられる。提供される医療サービスや医療機器の品質、患者の真の健康状態などについて情報の非対称性が強いため、医師の診断が患者の医療需要を誘発することで医療需要が過大となる効果（医師の需要誘発効果）が起こることが知られている²。

これらの情報の非対称性に起因して発生する財・サービス価格の高騰や超過需要の結果として、利用者の便益の減少や社会的余剰が最大化されないなどの問題が起こることになる。こうした情報の非対称性に伴って発生する弊害を軽減するために、医療サービスや義肢等の市場には公的な価格規制が導入されていると考えられる。医療サービスにおいては診療報酬、薬剤においては薬価制度が導入されており、特に薬価については、新薬開発当初に設定された価格を、薬価調査により卸の販売価格の市場実勢価格に基づいて経年的に低下させるしくみが入れられている³。

義肢等については前述のように義肢等の価格を公定する仕組みが導入されている。義肢等の価格は生産に必要な費用を積み上げ、これに一定の見込み利益率を上乗せして算定されており、次節で解説する総括原価主義に基づく費用積み上げ方式による価格算定方式を使用している。

[2] 総括原価主義に基づく公共料金の算定

総括原価主義は、財・サービスを供給する企業の収支が均等するような財・サービスの価格を設定するものである。以下の算式により総括原価を算定し、これを賄うに足る価格を設定する。

$$\begin{aligned} \text{総括原価} &= \text{営業費} + \text{税金等} + \text{適正利潤} \\ \text{適正利潤} &= \text{営業外費用} + \text{自己資本報酬} \end{aligned}$$

総括原価主義に基づく算定方式では、企業の費用を会計上の費用だけを費用としてとらえるのではなく、企業の株主が投資した資本に対する帰属利子を会計上の費用に上乗せした経済学的な費用をもとに利潤を算定する。経済学的な利潤は、収益から会計上の費用（陽表的な費用）および帰属所得（陰費用）を差し引いた残余であり、物的資本の提供者である株主や、人的資本の提供者である経営者など、帰属所得である陰費用を負担する主体に配分し尽くされると考える。従って、経済学的な利潤は、企業に提供された資本への報酬であると解釈される。

総括原価方式に基づいた価格算定方式には、①費用積み上げ方式、②公正報酬率方式の二つの方式がある。①費用積み上げ方式は、支払利息と予定配当額を予め計算し適正利潤として費用を積み上げて総括原価を算出する方式である。上下水道等の地方公営企業、中小私鉄やバス・タクシー等の道路運送事業の価格算定に使用されている。公営企業の価格算式には自己資本報酬がなく、代わりに「資本減耗費」「資本維持費」など、一定の資本を維持するための費用を算式に加えている。計算式は以下である。

$$\begin{aligned} \text{総括原価} &= \text{営業費用} + \text{諸税} + \text{支払利息} + \text{予定配当額} \\ &= \text{営業費用} + \text{諸税} + (\text{固定負債} \times \text{予定利率}) + (\text{資本金} \times \text{予定配当率}) \end{aligned}$$

②公正報酬率方式は、正味資産の簿価（レートベース）に公正報酬率（Fair Rate of Return）を掛けることで適正利潤を算出し、これに営業費を加えたものを総括原価とし、価格を算定する方式である。概念的には、以下の算式を使用する。

² 医療サービス市場における経済学的な分析については、漆(1998)、遠藤(2006)、河口(2012)等を参照されたい。

³ 既記載の薬価については、調査によって算出した市場

実勢価格に調整幅（平成26年2月改定の算定基準では市場実勢価格の2%）加算した額を改訂後の薬価とするしくみになっている。後掲の資料(1)厚生労働省「薬価算定の基準について」を参照されたい。

総括原価

= 営業費用 + 諸税

+ (正味資産 (レートベース)) × 公正報酬率

公正報酬率規制は、我が国では電力や鉄道、ガス事業等、比較的規模が大きい産業の公共料金規制に利用されている。公正報酬率は、規制当局が適正と判断する利益率であり、その内容は事業によって異なっているが、概ね次の算式で算出される。

$$\begin{aligned} \text{公正報酬率} &= \frac{\text{他人資本(負債)}}{\text{総資産}} \\ &\quad \times \text{他人資本報酬率} \\ &+ \frac{\text{自己資本(資本金)}}{\text{総資産}} \\ &\quad \times \text{自己資本報酬率} \end{aligned}$$

[3] 総括原価主義に基づく算定方式の問題点

総括原価主義に基づく算定方式における問題点としては、特に費用積上げ方式においては、利子や利潤（公共的必要余剰）が予め固定されているため、経営者が費用を削減し効率的な経営を行うインセンティブが存在しないことが指摘できる。これに対して公正報酬率規制は、事業報酬を利子、配当、内部留保等の諸項目への配分が企業の裁量に任されており、経営者に効率的な企業経営を行うインセンティブを付与するという点で費用積上げ方式よりも優れている。

一方で、公正報酬率方式には、以下のような問題点がある。まず、正味資産であるレートベース算定範囲や、価額算定の際に簿価と時価、取得価額と再取得価額のいずれを用いるべきかなどの議論がある。それに関連し、様々な資産の時価や減価償却費を正確に測定することも困難であり、資産価値の正確な計測の点で問題を抱えている。また、規制当局が規制する公正報酬率が現実の資本コストと一致しない場合、企

業の生産要素間の選択に歪みが生じる、アバランチ=ジョンソン効果（規制報酬率>資本コストの場合に、資本投資が過大となる効果。逆の効果も存在する）⁴が発生する。

これら、総括原価主義に基づく価格算定方式における効率的経営のインセンティブが欠如する問題に対して、企業のインセンティブをコントロールする手段として、①ヤードスティック規制、②利益配分規制、③プライス・キャップ規制などの規制スキームが知られている。

①ヤードスティック規制とは、費用・需要条件が等質な企業間で生産物1単位あたりの平均費用を比較し（費目についてのヤードスティック査定）、相対的に費用の高い企業には低い報酬率を課すものである。②利益配分規制は、規制報酬率を上回る利潤率を達成した企業には、超過利潤の一部を留保することを許容するもので、事前にどれだけの効率化を果たすかを規制者に提示する。③プライス・キャップ規制は、価格の上限を規制し、企業が経営効率化努力によりさらに費用が節約された場合、次期の規制上限価格の設定に際して前期の費用節約分を反映させないようにすることで、企業に費用節約分を留保することを許容する方式である。いずれも、費用削減や利潤率向上などの経営努力を行った企業に超過利潤の留保を認めることで、効率的な経営を行うインセンティブを付与する規制方式である。

[4] 総括原価主義に基づく算定方式における適正利潤の設定根拠

後掲の資料(2)は、2002年現在における各種公共料金の設定方式についてまとめたものである⁵。ここで示されている費用積上げ方式、公正報酬率方式（レートベース方式）のいずれについても、適正利潤算出のための自己資本報酬率に採用されている数値の算出根拠は明らかではないものが多い。

資料(3)は、現行の電力料金最低における、電力会社の事業報酬の算定規則と具体的な算定式が示されている⁶。ここでは、公正報酬率のう

⁴ 詳細はトレイン(1998)第1章、桑原(2008)第2章第2節等を参照されたい。

⁵ 消費者庁「物価安定政策会議特別部会基本問題検討会

報告書（平成14年）」における参考資料2「現行の料金設定方式」より抜粋。

⁶ 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識

ち自己資本報酬率として公社債応募利回り、全産業平均自己資本利益率などが、他人資本報酬率として10電力会社の平均有利子負債利率が指標として採用されている。

資料(4)には、電力以外の他の公共料金規制における公正報酬率算定方式がまとめられている⁷。運輸業については、資料(3)における電力会社のケースと概ね同じ方式、すなわち自己資本報酬率には全産業の平均的な資本市場での資金調達費用および業務利益率、配当所要率などを用い、他人資本報酬率には当該産業に属する企業の平均的な有利子負債利率を用いた価格算定方式が用いられている。

資料(3)および(4)から、規模の経済性が働きやすく、費用逡減的な性質を持ち、地域独占的な経営状態にあると思われる、比較的大規模な企業からなる公共性の高い産業における公正報酬率規制は、資本市場における利回りや全産業、当該産業に属する企業の平均などの客観的な指標を用いて算定されていることが分かる。一方で、資料(2)に見られる産業のうち、中小民鉄やタクシーなど、比較的規模が小さく、地域独占的な傾向が弱い産業においては、費用積上げ方式による価格算定を行っているが、事業報酬率の算定に用いられている数値の根拠は明らかにされていない。

義肢等価格規制は費用積上げ方式によって価格が算定されているため、これらの比較的小規模の非独占的な産業に対する価格規制方式の算定根拠とその効果について調査することは有益と思われる。今後、これらの各公共料金における適正利潤の算定根拠を明らかにしていく必要がある。

3. 公共料金規制を義肢等価格規制に適用する際の論点

公共料金規制は、規模の経済性が見込まれるなど、企業規模の大きい産業において独占の弊害を緩和するための措置であるため、義肢等製作産業に馴染まない点があると考えられる。タクシー産業など、比較的小規模の企業で構成さ

れる産業においても総括原価主義に基づく算定方式による価格規制が採用されているが、タクシー産業においては個々の企業が提供するサービスは等質性が高く、営業地域が限定されているため、公共料金規制に馴染む性質を持っていると考えられる。一方で義肢等製作産業の場合、個々の企業が生産する財・サービスは、顧客に適合させて提供することが必要なため等質性が高いとはいえず、一律の価格規制に馴染まない点があると考えられる。

義肢等製作産業に近接する性質を持つ医療・福祉産業における価格規制方式及び適正利潤の算定根拠については、新規収載薬剤価格が総括原価方式（費用積上げ方式）によって決定されている。医療・福祉関連産業においては、財・サービスの提供者と利用者との間に、財・サービスの品質に関する情報の非対称性が存在するため、情報優位者である提供者が不当に高い利潤を得ることがないよう、価格規制が適用されている。義肢等製作産業においては、提供される財・サービスの質に関する情報の非対称性の問題は重要であるが、価格に転嫁されにくい製造間接費や適合の費用が多額に上るため、それらの費用を正確に計測して価格に反映させることができない場合、ある程度の利潤を付与することでそれらの費用を賄わせ、産業としての存立を維持していくことが必要になる。

一方で、義肢等の価格が公定されており、費用や経営努力と直接関連のない水準の利潤が一律に付与されるため、効率的な経営を行うことで価格を低下させるインセンティブを持たないという弊害がある。たとえば為替レートやエネルギー価格の変動等によって、義肢等の製作に必要な原材料や完成用部品等の価格が高騰した場合でも、義肢等の公定価格の値上げを申請することにより、これまでと同等の利益を確保できる可能性が高いため、原材料等の仕入れ先に対して仕入れ価格の引き下げ等の交渉を行うインセンティブを有さない。

また、義肢等製作者が完成用部品等を仕入れる際、同等の品質・機能を有するより安価な代替品が存在していたとしても、我が国におい

者会議報告書（平成24年3月）P.34より抜粋したものを、消費者庁平成24年9月3日第6回公共料金に関する研究会資料1-2「原価の範囲・水準の適正性」に関する論点」に所収された表を掲載している。

⁷ 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」P.36より抜粋。

ては義肢等を機能ごとに区分する指標（機能区分、米国のLコードなど）が存在していないため、安価な代替品を選択して仕入れることができず、品質や機能に関する価格メカニズムが働かない。これは、同等の品質・機能を有する義肢等が、それぞれで個別の取引市場を形成しているため、同等の品質・機能を有する義肢等の価格が一律の水準に収束しない、つまり「一物一価の法則」が作用していないことを意味する。

こうした、価格メカニズムが働かないことによって社会的余剰が最大化されない弊害を最小限に止めるための制度的担保も必要になる。義肢等の製作企業は比較的規模が小さい企業が多く、またそれぞれの企業が生産する義肢等は等質性が高くないと考えられるため、ヤードスティック査定などの措置を講ずることが困難であると考えられるため、代替的な効率的経営のインセンティブを付与する仕組みを導入する必要がある。

さらに、義肢等の支給に関する制度の特色も考慮する必要がある。障害者総合支援法（その前は障害者自立支援法）により、義肢等購入に課される利用者負担が上限付き1割負担（残額の2分の1を国が負担、4分の1ずつを都道府県と市町村が負担）であること、また支給の是非に関する判定を受けねばならないことから、購入者サイドも価格に弾力的に消費行動を決めるとは必ずしも言えない。この場合、価格メカニズムに基づく資源の最適配分が実現されない恐れがある。図式的には、利用者の義肢等の需要曲線が価格に対して垂直になっている状態であると可能性がある。

義肢等の支給の是非を判定する更生相談所は利用者のagentとして機能し、更生相談所が自身の余剰を最大化するために義肢等の需要を誘発させるという、情報の非対称性における通常の弊害が発生する可能性がないではない。しかし、更生相談所は所属する自治体の福祉関係予算の枠内で、利用者へ支給する義肢等の判定に当たっているため、義肢等への超過需要を発生させるような判定を行うインセンティブは大き

くない場合もありうる。更生相談所が自治体等の財政状態を与件として、すなわち自治体等の財政規律を維持しながら、利用者へ支給する義肢等を判定するのであれば、上限付き補装具費支給制度の存在によって利用者の義肢等の需要曲線が価格に対して垂直になっているとしても、実際に支給される義肢等を判定する更生相談所の義肢等に対する需要曲線は価格に対して右下がり（価格が低下すれば義肢等への需要が増加する、通常の形状の需要曲線）であると考えられるため、価格メカニズムが阻害される弊害は相対的に小さいかもしれない⁸。

以上を整理すると、義肢等製作産業においては、提供される財・サービスの利用者間の等質性が低いと、財・サービス価格を一律に規制することには馴染まない性質を持つが、品質等に係る情報の非対称性の程度が高く、製造間接費や適宜に要する費用が多額に上るため、産業としての存立と義肢等の安定的な供給を確保するため、一定の価格規制を導入せざるを得ない。一方で、価格規制や機能区分ごとに義肢等の取引市場を統合義肢等製作者が効率的な生産が行われない場合があるため、価格メカニズムの作用による社会的余剰の最大化が阻害されている可能性があり、これを軽減するための措置の導入が必要である。しかし、厚生相談所等が利用者のagentとして義肢等の支給に係る判定を行うシステムは、財政規律の維持を通じて価格メカニズムが作用しない弊害を軽減している可能性もあり、制度の見直しは慎重に行われる必要がある。

4. 海外の補装具製作産業における見込み利益率の扱い

海外の事例については、平成20-21年度総合研究報告書「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」における「福祉用具供給制度の海外調査」に調査結果がまとめられている。

カナダ（オンタリオ州）、米国Medicare、ドイツなどでは一定の算式に基づいて義肢等価格が公定されているが、見込み利益率の算定根拠

⁸ 厚生相談所が自治体の財政状態を与件として義肢等の支給判定を行っているとした場合、利用者にとって最適な品質・機能を持つ義肢等の支給を行うとはただちに言え

ず、財政状態によっては、利用者にとって過小な品質・機能を持つ義肢等の支給を判定する可能性はある。

などは不明である。カナダ（オンタリオ州）は製品価格の33%程度を流通・適合費費用として価格に上乗せすることができる（25%は流通経費に充当）が、上乗せ数値の算定根拠は不明である。ドイツは州によって価格算定方式が異なるが、素材費や人件費へのマークアップ（20%程度の例が示されている）によって利潤を付与される方式である。これもマークアップ率の算定根拠は不明である。

D. 結論

この稿では、義肢等に用いられている費用積み上げ方式に基づく価格算定方式を概観し、義肢等の価格を公的に規制する根拠とその問題点をまとめ、義肢等の価格算定式における見込み利益率の設定に関する論点を整理した。義肢等においては利用者と生産者との間に情報の非対称性が存在するため、公的な価格規制によって義肢等価格を低廉なものに抑えつつ、生産者が一定の利益を確保できるような価格算定を行うことで、情報の非対称性に起因する弊害を軽減することができる。

一方で、価格算定における適正な利潤をどのように定めるかについては、現行の公共料金規制においても、比較的規模が小さく地域独占的な傾向が弱いという点で義肢等と近い傾向にあると考えられる分野における価格算定においても明確ではなかった。客観的かつ適正な利潤をどのように定めるべきかについて、企業に効率的な経営を促すインセンティブを付与する仕組みをどのように導入するかも含めて、引き続き検討していく必要がある。

E. 研究発表

- | | |
|---------|----|
| 1. 論文発表 | なし |
| 2. 学会発表 | なし |

F. 知的財産権の出願・登録状況

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |

G. 参考文献・資料

参考文献

漆博雄(1998)『医療経済学』東京大学出版界

遠藤久夫(2006)「医療における競争と規制」西村周三・田中滋・遠藤久夫編『講座医療経済・政策学：医療経済の基礎理論と論点』第6章、勁草書房

河口洋行(2012)『医療の経済学 [第2版] 一経済学の視点で日本の医療政策を考える』日本評論社

桑原秀史(2008)『公共料金の経済学—規制改革と競争政策』有斐閣

トレイン,K.E (1998)『最適規制—公共料金入門』山本哲三、金沢哲夫監訳、文眞堂

参考資料

経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」

URL :

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/denkiryoukin/report_001_02a.pdf

厚生労働省「薬価基準の算定について」平成26年2月12日 中央社会保険医療協議会了承

URL : [http://www.mhlw.go.jp/file/06-](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000039400.pdf)

[Seisakujouhou-12400000-](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000039400.pdf)

[Hokenkyoku/0000039400.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000039400.pdf)

消費者庁「物価安定政策会議特別部会基本問題検討会報告書（平成14年）」における参考資料2「現行の料金設定方式」

URL :

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/2002/0625butsuan/shiryo02.pdf>

消費者庁 平成 24 年 9 月 3 日 第 6 回公共料
金に関する研究会 資料 1-2「原価の範囲・
水準の適正性」に関する論点

URL :

http://www.caa.go.jp/information/pdf/120903_1_2.pdf

資料(1) 現行の薬価制度における市場実勢価格平均値調整幅方式による薬価算定方法（厚生労働省「薬価基準の算定について」平成26年2月12日 中央社会保険医療協議会了承）

別表 5

市場実勢価格加重平均値調整幅方式の計算方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載品の保険医療} \\ \text{機関等における薬価算定} \\ \text{単位あたりの平均的購入} \\ \text{価格（税抜市場実勢価格} \\ \text{の加重平均値）} \end{array} \right] \times \left[1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right] + \text{調整幅}$$

消費税率：消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に定める率

地方消費税率：地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に定める率

調整幅：薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の2/100に相当する額

資料(2) 消費者庁「物価安定政策会議特別部会基本問題検討会報告書（平成14年）」における参考資料2「現行の料金設定方式」

資料2 現行の料金設定方式等

A 原価補償方式		設定方法	算定期間 (償還期間)	
高速道路（高速自動車国道の場合）		「料金収入＝道路の新設、改築その他の管理に要する費用」となるよう設定	償還期間 45年	
郵便		能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するよう設定	将来3年間	
B 総括原価方式（費用積み上げ方式）		設定方法	利潤	算定期間
鉄道（中小民鉄）		鉄道部門における原価（10%配当所要額分の適正利潤を含む）に見合った収入が得られるよう運賃の設定を行う。	適正利潤＝自己資本×10%配当を前提とする配当所要率（11%）÷（1－法人税等税率）	申請年度の翌年度以降3年間
乗合バス		当該事業者の実績原価に、当該事業者の営業区域が属するブロック毎の標準原価を加味して算定した原価（右記の適正利潤を含む）に見合った運賃の設定を行う（標準原価方式(ヤードスティック査定)）。 (注)平成14年2月より、総括原価方式により算出した上限（認可）を下回る運賃は届出となった。	適正利潤＝対象資産（乗合事業用固定資産＋運転資本）×自己資本構成比（標準(30%)と実績の中間）×自己資本報酬率（現行原則14.8%）	申請年度の翌年度1年間
タクシー		当該事業区域の中で標準的な能率的な経営を行なっている事業者の中から原価計算対象事業者を抽出し、これらの事業者の平均原価（10%配当所要額分の適正利潤を含む）をもとに算定された運賃（平均原価方式(ヤードスティック査定)）を上限として設定し、一定の範囲にあるものは自動認可される。 (注)平成14年2月より、認可制のままだが、ゾーン運賃制（総括原価によること）から、上限制（総括原価を超えないこと）となった。	適正利潤＝乗用換算自己資金×資本利子率（10%）÷（1－法人税等税率）	申請年度の翌年度1年間
水道		事業者が策定する財政計画に基づき、原価算定期間を通じて必要とされる能率的な経営の下における適正な営業費用に、事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定した原価に見合った料金の設定を行う。 資本費用＝支払利息(積み上げ方式)＋資産維持費(右記参照)	資産維持費＝対象資産×資産維持率＝償却資産平均残高×平均的な自己資本比率(50%)×繰入率	将来3～5年間を基準とし、適正な範囲で長期化を図る

C 総括原価方式（レートベース方式）		[総収益]＝[総括原価]＝[適正費用]＋[公正報酬（事業報酬）] ＝[営業費＋減価償却費＋諸税]＋[レートベース（事業資産）×報酬率] となるよう料金・運賃を設定	レートベース	算定期間
電気（一般電気事業者）		報酬率＝(他人資本報酬率)×(他人資本比率(70%))＋(自己資本報酬率)×(自己資本比率(30%)) 報酬率：平成9年度10社改定時4.4%、平成12年度10社改定時3.7～3.8%、平成14年度東京電力改定時3.5% (注)ヤードスティック方式を併用	特定固定資産、建設中の資産、核燃料資産、繰延償却資産、特定投資、運転資本について算定した額の合計	原則として将来1年間
ガス（一般ガス事業者）		報酬率＝(他人資本報酬率)×(他人資本比率(65%))＋(自己資本報酬率)×(自己資本比率(35%)) 報酬率：平成7年度大手3社改定時5.5%、平成12年度東京ガス改定時3.9%、平成13年度大阪ガス改定時3.8% (注)ヤードスティック方式を併用	固定資産投資額、運転資本、繰延資産の残高の合計額	既存事業者：原則として1年間 新設事業者：原則として3年間
鉄道（JR、大手民鉄、地下鉄）		報酬率＝(他人資本報酬率)×(他人資本比率(70%))＋(自己資本報酬率)×(自己資本比率(30%)) 報酬率：平成9年度大手民鉄5社改定時5.1%、平成10年度相模鉄道改定時4.7% (注)JR、大手民鉄、地下鉄の各グループ毎に行なう経営効率化インセンティブを考慮したヤードスティック方式が適用されている。	鉄道事業固定資産、建設仮勘定、繰延資産、運転資本等の合計	申請年度の翌年度以降3年間
D 上限価格方式（プライスキャップ方式）		[収入]×(1+CPI-X) ³ ＝[費用]＋[諸税]＋[適正報酬（レートベース×報酬率）]となるようX値を決定	レートベース	算定期間
電気通信（特定電気通信役務を提供する事業者（東西NTT））		報酬率の幅＝(他人資本報酬率)×(他人資本比率)＋(自己資本報酬率の上限～下限)×(自己資本比率) 他人資本コスト、他人資本比率、自己資本比率は実績値 自己資本コストの上限：主要企業の自己資本利益率の平均値 自己資本コストの下限：0 報酬率：平成14年度 NTT東日本2.46% NTT西日本1.26%	電気通信事業固定資産、繰延資産、運転資本、投資等の合計	X値算定の最終年度の1年間

資料(2) (続き)

E 事前届出制における変更命令	変更命令の要件	変更命令の発動の例示
電気通信（第一種電気通信事業者）	① 料金の算出方法が適正かつ明確でないとき ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするとき ③ 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき	① 相対取引のように料金表として料金の支払額が規定されていないもの ② 大口利用者向け料金、地域別料金、選択割引料金などが「不当差別」として問題になりえる。 ③ 「不当な競争を引き起こす」料金 (ア) 不当低料金、(イ) 差別料金 「社会的経済的事情に照らして著しく不相当」 (ア) 不当に高額な料金、(イ) 利用者の適切な選択を妨げる料金 (発動実績 2件)
国内航空	① 特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるとき。 ② 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。 ③ 他の航空運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。	① ・適用条件が十分明確でない運賃又は料金 ・適用条件と運賃又は料金の額の整合性が図られていない運賃又は料金 ② ・旅客又は荷主の利用を著しく困難にするおそれのある高額な運賃又は料金 ・利用者に不当かつ過大な負担を強いる運賃又は料金 ③ ・略奪的運賃又は料金 ・不当な競争を引き起こすこととなるおそれのある差別的な運賃又は料金

F 事前届出制における変更命令（上限認可制等） の下での届出に係るもの	変更命令の要件
電気（一般電気事業者）（引下げ時において届け出ることとなっている料金について）	次のいずれかに該当しないとき ① 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。 ② 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 ③ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
ガス（一般ガス事業者）（引下げ時において届け出ることとなっている料金について）	次のいずれかに該当しないとき ① 料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。 ② 一般ガス事業者及びガスの利用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正かつ明確に定められていること。 ③ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
乗合バス（上限認可された運賃等の範囲内で届け出がなされる運賃等（②～③）及び省令で届け出ることとなっている料金（①～③）について）	① 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。 ② 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 ③ 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。
鉄道（上限認可された運賃等の範囲内で届け出がなされる運賃等及び省令で届け出ることとなっている料金について）	① 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 ② 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。
電気通信（第一種電気通信事業者の届出に係る料金（プライスキップを下回る場合））	① 料金の算出方法が適正かつ明確でないとき。 ※相対取引のように料金表として料金の支払額が規定されていないものなど ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするとき。 ※大口利用者向け料金、地域別料金、選択割引料金などが「不当差別」として問題になりえる。 ③ 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。 ※「不当な競争を引き起こす」料金（ア） 不当低料金、（イ） 差別料金 「社会的経済的事情に照らして著しく不相当」（ア） 不当に高額な料金、（イ） 利用者の適切な選択を妨げる料金

資料(3) 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」P.34より抜粋（消費者庁 平成24年9月3日 第6回公共料金に関する研究会 資料1-2「原価の範囲・水準の適正性」に関する論点」所収）

（3.（2）事業報酬の算定方法）

<算定方法（一般電気事業供給約款料金算定規則（省令））>

1. レートベース

- ①特定固定資産：電気事業固定資産（附帯事業に係る共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事負担金を除く）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
- ②建設中の資産：建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じて得た額
- ③核燃料資産：核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
- ④特定投資：長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
- ⑤運転資本：営業資本（減価償却費、公租公課等を除いた費目に12分の1.5を乗じて得た額）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品等の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額）を基に算定した額
- ⑥繰延償却資産：繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

2. 報酬率

自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率

①自己資本報酬率

すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

②他人資本報酬率

すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率

（3.（3）事業報酬率の具体的算定方法）

事業報酬額＝電気事業資産の価値（レートベース）×報酬率

報酬率＝[自己資本報酬率×自己資本比率(30%)]+[他人資本報酬率×他人資本比率(70%)]

・自己資本報酬率＝(公社債利回り実績値×(1-β))+全産業(全電力除き)の自己資本利益率×β)

※β値(電気事業の事業経営リスク、一般的には市場全体の株式価格が1%上昇するときの電気事業の株式の平均上昇率。)

・他人資本報酬率＝10電力会社の平均有利子負債利率*

*有利子負債利率＝支払利息÷有利子負債残高(社債+長期借入金+短期借入金+CP)

※平成7年の電気事業審議会料金制度部会において、算定ルールが定められた。

資料(4) 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(平成24年3月)」P.36
より抜粋

<他の公益事業の事業報酬>

	事業報酬の算定方法	事業報酬率の算定方法
電気料金	<p>【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>電気事業固定資産(除貸付設備等) + 建設中の資産(建設仮勘定(除建設中利子等) × 1/2) + 核燃料資産 + 特定投資 + 運転資本(営業資本(除減価償却費等) × 1.5月分 + 貯蔵品等 × 1.5月分) + 繰延償却資産</p>	<p>自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70%</p> <p>↓</p> <p>各年度ごとの自己資本利益率(全産業ROE(除電力):上限)と公社債利回り実績値(下限)を基にβ値を用いて算定した値の平均値</p> <p>↳ 平均実績有利子負債利率</p>
ガス料金	<p>【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>固定資産(含建設中の資産、除休止設備等) + 運転資本(営業費等(除減価償却費等) × 1.5月分 + 製品、原材料及び貯蔵品) + 繰延資産</p>	<p>自己資本報酬率 × 35% + 他人資本報酬率 × 65%</p> <p>↓</p> <p>各年度ごとの自己資本利益率(全産業ROE(除ガス):上限)と公社債利回り実績値(下限)を基にβ値を用いて算定した値の平均値</p> <p>↳ 平均実績有利子負債利率</p>
鉄道料金 (JR、大手民鉄、地下鉄)	<p>【レートベース方式】 対象事業資産 × 報酬率 - Δ</p> <p>↓</p> <p>期首・期末平均固定資産 + 同平均建設仮勘定 + 営業費(除減価償却費・諸税)の4%相当額 + 貯蔵品 + 繰延資産(除社債発行差金) + 鉄軌道事業部門関係事業資産 ± 預り保証金・差入れ保証金・特定都市鉄道整備積立金充当額</p> <p>↳ 前回改定時の平年度3年間の設備投資未達成額相当報酬額</p>	<p>自己資本報酬率 × 30% + 他人資本報酬率 × 70%</p> <p>↓</p> <p>公社債応募者利回り、全産業平均ROE、配当所要率(11%)の3指標の単純平均の過去5年平均</p> <p>↳ 債務実績利率(法定債務を除く)のグループ別平均の過去5年平均</p> <p>※ROEが公社債応募者利回りを下回る場合には公社債応募者利回りによる</p>
水道料金	<p>【積み上げ方式(一部レートベース方式)】 資本費用 = 支払利息 + 資産維持費</p> <p>【支払利息】 企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額</p> <p>【資産維持費】 対象資産 × 資産維持率</p> <p>↳ 償却資産額(固定資産 - 土地 - 建設仮勘定)の料金算定期間期首及び期末の平均残高</p>	<p>資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として、3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとする。</p>

(参考)

電話料金(※)	<p>【レートベース方式(※)】 対象事業資産 × 報酬率</p> <p>↓</p> <p>正味固定資産 + 貯蔵品 + 投資等 + 運転資本</p> <p>【正味固定資産】 直近の期首・期末平均正味固定資産実績(項目別)をもとに次期×値(基準料金指数設定のために用いる生産性向上見込率)適用期間(3年間)における正味固定資産額を推計</p>	<p>報酬率 = 上限値([1] + [2])と下限値([1]のみ)の間値</p> <p>[1] 他人資本比率 × 有利子負債比率 × 有利子負債利率</p> <p>[2] 自己資本比率 × 自己資本利益率 + 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 国債利回り</p> <p>○自己資本利益率の算定にあたっては、①主要企業の平均自己資本利益率又は②資本資産評価モデル(CAPM)の手法に基づいて算出された期待自己資本利益率のいずれか低い方を採用。 ○有利子負債利率についてはNTT東西の社債及び借入金に係る過去5年間における平均利率、国債利回りについては過去5年間の平均利率を用いる。</p>
---------	---	---

※料金が総括原価(事業費用 + 事業報酬)に適合するかどうかという点について審査を行うのではなく、一定の料金水準(基準料金指数)を下回るものであれば、個々の料金は届出で設定可能(上限価格方式による規制を実施)。
(出典:一般電気事業者供給約款料金算定規則、一般ガス事業者供給約款料金算定規則、JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領、水道料金算定要領、プライスカップの運用に関する研究会報告書(2009年4月)等)

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

補装具費支給判定基準マニュアルの作成

研究分担者 檜本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 所長
研究協力者 伊藤利之 横浜市リハビリテーション事業団 顧問
研究協力者 小川雄司 埼玉県総合リハビリテーションセンター 主任
研究協力者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター 医療部長
研究協力者 武田輝也 宮城県リハビリテーション支援センター 技師
研究協力者 正岡 悟 大阪府障がい者自立相談センター 所長
研究協力者 松野史幸 一般社団法人日本車椅子シーティング協会

研究要旨 平成25年度に補装具判定の標準的な考え方の理解を深める目的で151間からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を作成、配布した。平成26年度は本Q&Aを6カ月間使用したところで有用性、公開の適否等を検討するためにアンケート調査を実施した。全国の更生相談所80カ所のうち76カ所から回答を得た（回収率95%）。その結果、平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがあると回答した更生相談所が65カ所（86%）あり、その質問数は92問（61%）を占め、補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることが確認できた。一方、公開の適否については34カ所（45%）の更生相談所が77問（51%）において加工修正、あるいは公開には相応しくないので削除を求めている。更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多かった。これらの結果から、更生相談所の基準解釈や補装具判定に対する考え方に未だに大きな地域差があることが明らかになった。アンケート結果を研究協力者からなるワーキンググループで検討したところ、公開するQ&Aは原則論に限るなど慎重に厳選し、平成27年度に作成する予定の完成版においては、公開版と更生相談所限定版に分けて作成する方向性となった。さらに、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義足の完成用部品の機能分類を活用して、更生相談所の事務職だけでなく、技術職にも有用なマニュアルとして平成27年度に「補装具費支給判定基準マニュアル」として完成させる。

A. 研究目的

補装具ユーザーに適切な補装具が円滑に支給されるためには、補装具費支給の判定を行っている身体障害者更生相談所（以下更生相談所）だけでなく、意見書を作成する医師、市町村障害福祉担当者、補装具製作者、中間ユーザーのリハ専門職等にも補

装具費支給制度の共通理解を得ることが重要である。平成25年度は更生相談所における補装具の医学的判定、社会的必要性の判断の基となる厚生労働省が告示する補装具費支給基準、取扱指針、取扱要領等の理解において地域格差による解釈の違いを是正し、判定に対する標準的な考え方の理解を深める

目的で、151問からなる更生相談所向けの「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を作成、全国の更生相談所に配布した。平成26年度の研究目的は、本暫定版の有用性、公開の適否等についてアンケート調査を行い、平成27年度に予定している「補装具費支給判定基準マニュアル」作成の資料とすることである。

B. 研究方法

B-1. アンケートの作成

補装具に関する各分野の有識者、多職種から構成されたワーキンググループ（以下WG）よりアンケートを作成した。平成26年9月4日～19日にWG内メール会議を行い、アンケート内容につき検討を加え、完成した（表1）。なお、アンケートを実施することに関しては、平成26年8月20日に行われた全国身体障害者更生相談所長協議会役員会・総会で承認を得られた。

WG（研究協力者）所属、氏名、職種

- 横浜市リハビリテーション事業団顧問 伊藤利之（医師）
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター 小川雄司（義肢装具士）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター 高岡 徹（医師）
- 宮城県リハビリテーション支援センター 武田輝也（理学療法士）
- 大阪府障がい者自立相談センター所長 正岡 悟（医師）
- 一般社団法人日本車椅子シーティング協会 松野史幸（リハ工学技師）

B-2. アンケートの配付、回収

アンケートは「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）を6カ月間使用した状況で回答をするもので、全国の身体障害者更生相談所に平成26年9月26日に

メールで配信し、10月31日を締め切りとした。

B-3. 今後のまとめ方の検討

平成27年1月10日に東京においてWG会議を行い、アンケート結果の解釈、今後の「補装具費支給判定基準マニュアル」のまとめ方等につき検討した。

表1 アンケートの内容

問1：Q&Aの構成（目次、指針Q&A、基準種目別Q&A、索引）についてお伺いします。
問2：平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがありましたか？ ある場合、具体的なQ番号と役立つ点をお示しください。
問3：Q&Aの中で公開に相応しくないとと思われるものがありましたら、具体的なQ番号と理由、公開可能にするための修正点をお示しください。
問4：このQ&Aの回答内容がおかしいのではないか、当所ではこうは考えていないなど、何でも自由にご意見ください。
問5：「補装具費支給判定基準マニュアル」の完成版に取り入れて欲しいアイデアがございましたらご意見ください。

（倫理面への配慮）アンケート結果の集計およびアンケートに寄せられた意見をまとめるにあたり、個別の更生相談所名が判別できないように、倫理面に配慮している。また、利益相反に関係する事項はない。

C. 研究結果

C-1. 回収率

11月10日まで回答があり、全国80カ所の更生相談所（支所を含む）のうち76カ所から回答が得られた（回収率95%）。

C-2. 問1：Q&Aの構成について

Q&Aの構成はこのままでよいという意見が回答のあった76カ所中72カ所と圧倒的に多く（95%）、変更意見は4カ所から6意見があった。主な意見を以下に示す。

①回答内容について可能な範囲で画像資料を添付

して頂きたい。

②基準種目別Q&Aのうち、各種目別の算定方法に関するQ&Aについてまとめてほしい。

③できるだけ根拠理由（指針のどこにあたるのか等）が分かるようにしていただきたい。

④更生相談所職員を対象とするのであれば、このレベルでもよいと思いますが、各区・市町村の障害福祉担当者にも参考にいただける汎用性の高いものとなればなお良いと思います。

C-3. 問2：Q&Aが判定の参考になったか

平成26年4月から9月までの6カ月間において実際に判定の参考になったQ&Aがあると回答した更生相談所は65カ所（86%）で、ないは2カ所（3%）、どちらともいえないが9カ所（12%）であった。

参考になったのは全151問中92問（61%）で、延べ212問であった。特に補装具費支給事務取扱指針の解釈、車椅子に関する質問が参考になることが多かった。具体的には、業者、市町村への説明に役立った。取扱指針には記載されていない解釈が理解できた、補装具費算定に役立ったなどであった。

表2 参考になったQ&Aの理由

Q	分類	主な理由
3	指針解釈 治療用装具	市町村・病院からの照会に対し、回答する際に参考となった。
20	指針解釈 差額自己負担	差額自己負担の考え方が整理できた。
25	義肢 完成用部品 修理加算	骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立った。
67	車椅子 フットサポートの算定	業者への説明がしやすくなった。基準の表記だけでは読み取れないので参考になった。
71	車椅子 キャスター サイズ	市町村、業者からの問い合わせが多く参考になった。明確に示され、判定や業者指導の参考となった。

5カ所以上の更生相談所が重複して参考になったと意見した5問のQ番号とその理由を示す（表2）。

参考になった延べ212問につき項目・種目別の分析をすると、指針、車椅子に関するQ&Aが23%で最も多く、次いで座位保持装置、装具、義肢の順であった（図1）。

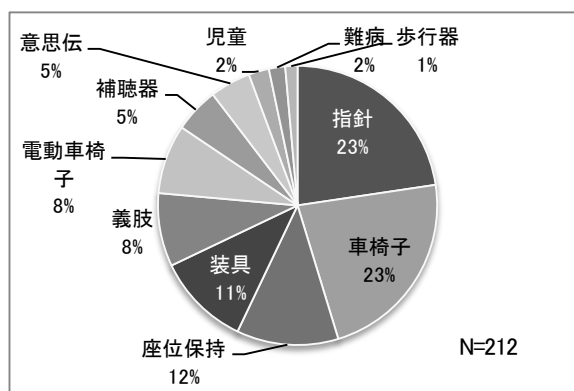


図1 参考になったQ&Aの項目・種目別割合

また、個別のQ&Aに対してでなく、全体として下記の賛同意見があった。

- ①類似の案件が発生する度に各担当が随時活用させていただいております。
- ②回答をみて、当所の考え方が間違っていなかったと確認でき、自信をもって判断できたという体験がよくある。
- ③全体を通じて制度の理解や解釈が深まり、判断の参考になっています。
- ④全般的に、判定の基本的な考え方が整理でき、日々の業務への参考になっている。

C-4. 問3：公開に相応しくないQ&A

76カ所の更生相談所のうち公開に問題があるQ&Aがあると回答した更生相談所数は34カ所（45%）、ないが42カ所（55%）であった。34カ所の更生相談所が公開に問題があると指摘した問題数は151問中77問（51%）で、延べ170問であった。

5カ所以上の更生相談所が重複して公開に問題があると指摘したのは7問でそのQ番号と理由を

示す（表3）。

表3 公開に問題があるQ&Aの理由

Q	分類	主な理由
13	指針解釈 入浴用短下肢 装具	一律に認められると勘違いされる恐れがあり公開すべきではない。
15	指針解釈 3個目の補装具	必要性があれば3個目が認められると誤って解釈される恐れがある。
20	指針解釈 差額自己負担 リクラ追加	判定された車椅子を差額自己負担をして型式まで変更するのは認めていない。
44	装具 完成用部品 標準靴	既製の整形靴は認めていない。当所の判断と異なるため公開は控えたほうがよい。
49	装具 市販靴の補高	市販靴は補装具とは言えない。靴型装具の付属品である補高は認めていない。
50	車椅子 レディメイド・オーダーメイドの扱い	レディメイドやオーダーメイド、既製品という言葉の扱いを明確にしない限り、混乱や疑義が生じるため、公開すべきではない。
125	補聴器 差額自己負担 型式変更	差額自己負担による型式の変更は認めていない。公開されることで現場が混乱する。

公開に問題があるとされたQ&A延べ170問につき項目・種目別の分析をすると、指針、車椅子、装具、補聴器の順であった（図2）。

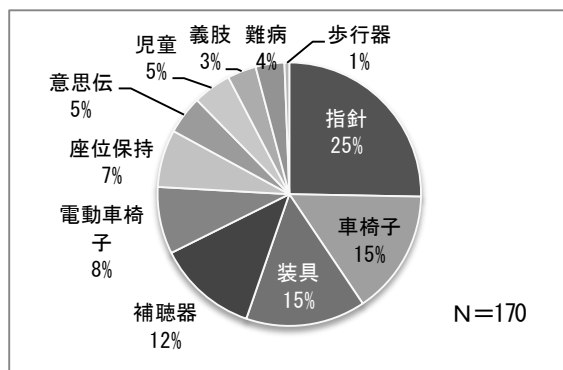


図2 公開に問題があるQ&Aの項目・種目別割合

また、個別のQ&Aに対してでなく、全体として下記の意見があった。

①「各更生相談所の判断となります」という結論のものは、場合によっては市町村、補装具製作者、医療機関等に混乱を招く恐れがあるため、掲載しないでいただきたい。

②自治体によりQ&Aの解釈が異なるため、医療機関や業者へ公開することは心配。

業者に対しては、修理基準項目の基準解釈や算定方法について周知したい部分もあり、公開いただきたいQ&Aもある。一方、業者に良いようにとられてしまうことも懸念されるため、公開については慎重にすべきと考える。

③全般的な問題として、補装具製作者に取扱いの見解を教えることで、逆手に取った解釈により利用者に必要以上の申請を促すことに結び付かないよう、取扱いには注意いただきたい。

さらに、公開に問題があるとされた指摘内容を「削除：自分たちの取扱いと異なるなど削除を希望」、「修正：表現方法の修正などの提案」、「意見：考え方などへの意見」の3つに分類して検討したところ、修正 68、削除：57、意見：45であった（図3）。

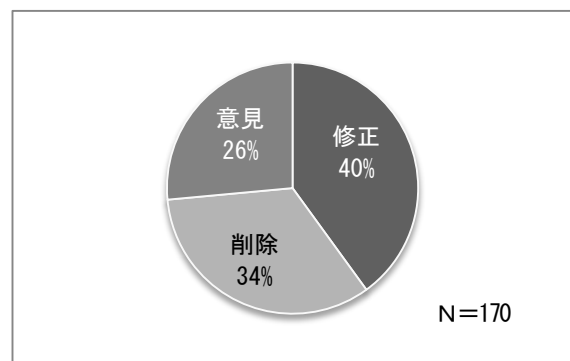


図3 公開に問題があるQ&Aへの意見分類

全151問のうち役に立ったQ&Aは92問であったのに対し、公開に問題があるとされたQ&Aは77問であった。そのうち54問（36%）が重複していた（図4）。すなわち、更生相談所にとって役立つQ&Aではあるが、医療機関や業者等に公開されると問題が生じる可能性があるものが3割以上あったと

ということである。この54問のうち公開するなら削除を要求されたのが32問もあった。

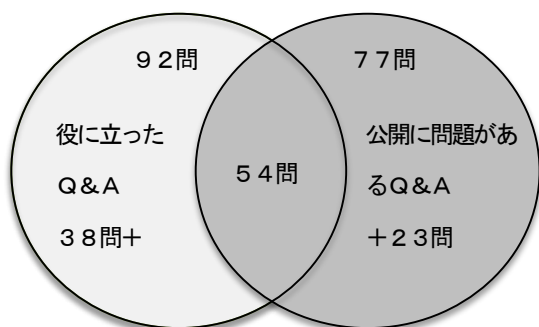


図4 役に立ったと公開に問題があるの重複

C-5. 問4：自由意見

76カ所の更生相談所のうち問4に対する意見提出があったのは30カ所（39%）であった。個別のQに対する意見や質問、問3と重なるような意見もあった。代表的なものを下記に示す。

- ①Q47の「既製の整形靴」とはどのようなものでしょうか？「標準靴」とはどのように異なるのでしょうか？
- ②既製の整形靴という表現がよくわかりません、全く市販の靴を指すのでしょうか？
- ③今回のものは、広く公開するため、原則論だけを掲載していただきたいと考えています。「ただし・・・」から始まるような、特例に関するものは記載する必要はありません。その部分については削除していただきたい。
- ④補装具の交付の適否について、判断は各身体障害者更生相談所の判断に委ねる形で書かれている回答が多く見受けられるが、実際の判断基準を、もう少し明確に表現してもらいたい。
- ⑤公開することについて、全国の身体障害者更生相談所の中には、反対しているところがあるのに、部分的にであろうと、公開の方向に突っ走るのは好ましくない。内容の精査については、数年間使用してみないとわからない部分もあると思う。

⑥この「補装具費支給判定Q&A」と、「補装具費支給事務マニュアル(中央法規出版)」や、「補装具費支給事務ガイドブック(テクノエイド協会)」との関係はどうなるのかも示してほしい。

⑦児童に対する補装具や日常生活用具に対する事例についても、積極的にQ&Aで掲載して頂きたい。

C-6. 問5：完成版に向けてのアイデア・意見

76カ所の更生相談所のうち問5に対する意見提出があったのは25カ所（33%）であった。類似の意見もあったので下記にその一部を示す。

- ①このQ&Aの完成版を一般に公開するのであれば、その解釈の妥当性について厚生労働省に改めて確認をとり、その旨を明記するのが適切ではないか。
- ②もっとイラストや写真を活用すれば、イメージが湧きやすいと思います。
- ③補装具支給ガイドブックの付録にあるように、総合支援法に優先される制度である「介護保険法」「労災」「自賠責保険」に関する通知、もしくは概要などを掲載していただきたい。
- ④「補装具費支給事務マニュアル 適正実施のためのQ&A」資料編にある「福祉用具支給制度選択のチャート」について、損害保険等については「自賠責」のみ触れられているが、任意保険についてもその取扱や優先順位等をわかるようにしていただきたい。
- ⑤特別養護老人ホーム等の介護保険施設で標準的に備えるべき施設備品はどの程度の車椅子なのかを掲載していただければありがたいです。
- ⑥児童の補装具に関しては、更生相談所の判定ではなく、助言の対象ですので、できる限り原則の確認にとどめていただきたいと思います。
- ⑦各補装具の見積書の例を入れる。
- ⑧補装具制度の変遷変更点があった年とその内容についていれていただきたい。

⑨関係機関に情報公開していただくことで、制度に対する考え方や各項目に対する基本的な考え方が周知され、判定業務が円滑に進むことを期待します。

⑩市町限りで判断されている内容について、各自治体で捉え方、判断の仕方に差が生じている可能性もあり、総合的な判断材料として提供していただくことで地域格差の是正につながってくれればと期待します。

⑪厚生労働省から出ているQ&Aも併せて掲載されると、活用しやすいと感じます。

⑫市町村で支給決定している装具に関して多く取り入れていただきたい。

⑬補聴器に対するQ&Aも少ないので、充実させて欲しい。

⑭眼科にかかる補装具の判定例や修理の考え方について（判定不要としているため、各自治体で捉え方に差があるのではと思います。）。

⑮重度障害者用意思伝達装置の判定例（見積例も含む）や判定困難例。（判定件数が少なく、業者もほんのわずかですので、疑問が生じやすいです。）

⑯義肢・装具の完成用部品の選択について。どのような場合にその部品の選択を妥当とするか、部品の選択の仕方が知りたいです。

⑰基準にありそうでなさそうな既製品の補装具の算定見本、質問の多い補装具等の算定方法を、参考として掲載して頂きたい。

⑱日常生活用具支給については掲載されていないが、市町村からの問い合わせが多いのでQ&Aを詳しく載せて欲しい。

⑲疑義が多く生じたケースやグレーゾーンに対して、厚生労働省の考え（実際の回答）を踏まえた回答を掲載して頂きたい。

⑳特に全国で課題になっている案件について、補装具検討委員会（補装具判定専門委員会）から厚生労働省に改善提案を行うための意見集約を行って頂

きたい。

C-7. WG会議検討結果

①完成版としての「補装具費支給判定基準マニュアル」は公開版と更生相談所限定版を作る方向で進める。

②公開するQ&Aは原則論に限るなど慎重に厳選する。

③暫定版は、Q&Aを種目別にまとめたが、補装具費の算定方法など目的別にまとめるなども検討する。

D. 考察

平成25年度に本研究で作成した「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）は8割以上の更生相談所で役に立っているとのアンケート結果であり、日々の補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることは確認できたと思われる。一方、同じQ&Aでも更生相談所によっては「役立った」という意見と公開するなら「削除、修正を望む」という意見が重複しているものが3割以上もあった。この「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）は更生相談所の補装具判定の実際の判定現場で生じた疑義について更生相談所長協議会内にある補装具判定専門委員会が作成したQ&Aがベースになっている。更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多いことが判明した。

地域によって、基準解釈や補装具判定に対する考え方の相違や自治体独自の判断基準があることが伺えた。この「補装具費支給判定Q&A」（暫定版）作成の目的は、補装具判定に対する標準的な考え方を示して、全国の更生相談所が同じような考え方で国が示す基準を理解することに資するものになるかということが狙いであった。「当更生相談所ではこの様な取扱いをしていないため、掲載は遠慮いた

だきたい」という意見が散見されたが、これまでの考え方、扱いを改めようという姿勢にはつながらない可能性も伺えた。

今後の方向性として公開に値する「補装具費支給判定基準マニュアル」として盛り込むQ&Aは、あいまいな表現を避け、確定している事項だけに厳選する必要がある。WG会議の検討結果では公開版と更生相談所限定版に分けて作成する方向性となった。公開版は市町村、補装具製作者、中間ユーザーであるリハ専門職、医療機関関係者等に補装具の制度や判定の考え方の理解を促す目的となる。一方、更生相談所限定版はさらにQ&Aを追加し、更生相談所特有のマニュアルとして充実させていきたいと考えている。また、同じ研究グループで他の研究分担者が検討している義足の完成用部品である膝継手、足部の機能分類を活用して盛り込む予定である。更生相談所の事務職だけでなく、技術職にも有用なマニュアルとして平成27年度に完成版として「補装具費支給判定基準マニュアル」を作成する予定である。

E. 結論

①本研究で平成25年度に作成した「補装具費支給判定Q&A（暫定版）」の有用性、公開の適否等を検討するために全国の更生相談所に配布後6ヶ月の時点でアンケート調査を行った。

②8割以上の更生相談所で役に立っているとのアンケート結果であり、補装具判定にこのようなマニュアルが有用であることは確認できた。

③公開の適否については、更生相談所によって補装具費支給基準の解釈に相違があるQ&Aや補装具費の細かい算定方法などのQ&Aは、公開には慎重な意見が多いことが判明した。

④平成27年度に完成版として「補装具費支給判定基準マニュアル」を作成する予定であり、公開版と更生相談所限定版に分けて作成する。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 樫本 修、井上剛伸、石渡利奈ほか：全国における円滑な補装具費支給判定を推進するための活動 第30回日本義肢装具学会、2014. 10. 18 (岡山)

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

アンケートに寄せられた実際の意見

問1：Q&Aの構成（目次、指針Q&A、基準種目別Q&A、索引）についてお伺いいたします。

回答	意見
2：変更して欲しい部分がある	①目次の「補装具費支給について…4」と「障害者総合支援法と他制度との適用関係…4」は、同一項目としたほうがよいと思います。目次を分けるのであれば、本文も分けなければならぬため。あるいは表題「補装具費支給について」を目次、本文ともに削除しても意味は通るかと思えます。
2：変更して欲しい部分がある	②回答内容について可能な範囲で画像資料を添付して頂きたい。
2：変更して欲しい部分がある	基準種目別Q&Aのうち、各種目別の算定方法に関するQ&Aについてまとめてほしい。
2：変更して欲しい部分がある	Qは連通し番号でなく、項目別の番号とした方がよいのではないかと。できるだけ根拠理由（指針のどこにあたるのか等）が分かるようにしていただきたい。
1：このままでよいが参考意見	基本的な構成はこのままで良いと考えていますが、取り上げている補装具について、ばらつきを感じます。例えば、眼鏡に関する記載がない一方で完成用部品についてかなり深く掘り下げた内容のものがあるように見受けられます。 身体障がい者更生相談所職員を対象とするのであれば、このレベルでもよいと思いますが、各区役所の障がい福祉担当者にも参考にしていただける汎用性の高いものとなればなお良いと思います。

問2：平成26年4月からの判定で実際に参考になったQ&Aがありましたか？

Q番号	意見
1	市町村からの問い合わせがあり、判定依頼を提出すべきか否か市町村に助言することができた。 考え方として参考になりました。
3	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 病院から入院中に病棟で使用するために補装具を申請したいという相談があったため、対象にならない旨を説明する上で参考にした。 市町村から問合せがあった時に参考になっている。 考え方として参考になりました。 福祉施設職員から、下肢装具で治療要素があると思われる者の相談があり、治療用装具と障害者総合支援法に基づく補装具のどちらの制度を利用するのが適切か検討する上で参考になった。 申請受付時、市町村の担当者にどの制度を利用すべきか説明する際に参考になった。
4	労災の認定（固定期間の途中）待ちの場合、補装具制度で交付が可能かどうか確認が出来た。 考え方として参考になりました。 労災法でも真に必要なであれば障害固定前でも支給できると分かった。当所での判定前に状況確認ができるようになった。
5	既製品も条件を満たせば装具として支給できることが分かった。 既製品補装具の交付に関する基本的な考え方
6	消費税についての考え方 消費税等の取扱いについて、理解することができました。 業者の見積りで消費税を非課税と混同している事例があったため指導の参考になった。
7	消費税等の取扱いについて、理解することができました。
8	消費税等の取扱いについて、理解することができました。 消費税相当額を勘案しての加算について、区役所・業者から問い合わせを受けることがあるが、告示の内容を簡潔にまとめてあり、説明時の参考になっている。 車いすの新規支給の時にクッションの価格について業者から問い合わせがありました。業者に対してうまく説明できました。 重度障害者用意思伝達装置の新規給付時には、一体的に（修理基準の額の範囲内で付属品スイッチ・固定台を加算する）給付するため、Q8の回答と同様の取扱いになる、ということで参考になった。

9	消費税等の取扱いについて、理解することができました。
	以前は100分の103で扱っていたので変更することができた。
	単体での取扱い時の消費税の課税の考え方について理解できた。
10	消費税等の取扱いについて、理解することができました。
	単体での取扱い時の消費税の課税の考え方について理解できた。
11	耳あな型補聴器の「真に必要な人」の判断に役立った。
	利用者に対して「必要性」とはどのように説明する際に利用します。
	「真にやむを得ない」の要件が具体的に記載しており、視線入力方式（重度障害者用意思伝達装置）や起立保持具（立位保持装置）を特例補装具として支給可かどうかの判断をするのに役立った。
	補装具費支給判定の再の基本的な考え方として参考にしている。
13	入浴用の短下肢装具について、複数交付として認めてよいものか疑問であったが、可能であることが分かりました。
	同様の相談があったため、回答の参考にした。
14	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
15	児童補装具の意見書で成長を理由に耐用年数内に3個以上となるような申請がされた場合の説明等に使用しました。
	同様の相談があったため、回答の参考にした。
	市町村から問合せがあった時に参考にしている。
16	同様の相談があったため、回答の参考にした。
17	差額自己負担の考え方が整理できた。
	差額自己負担について具体的に示してあった。
	差額自己負担を検討する際に参考としている。
19	設問に対する問い合わせ・申請があった際に活用した。
	差額自己負担の考え方が整理できた。
20	特例補装具にするには、使用頻度が少ない方への対応や有効とは思えない機能に対する説明時に使用しました。
	差額自己負担の考え方が整理できた。
	障害状況に比して、過剰かつ高額な機能が付加された装具の申請があったため説明を行う上で参考にした
	差額自己負担について具体的に示してあった。
	機能付加について、差額自己負担で対応する考え方が分かりました。
22	介護保険レンタル品への補装具費支給制度による付加等についての問い合わせが多い。はっきりとした指針が示されており、関係機関への回答の際、参考になった。
24	義足の部品は多様にあるが、ライナーも頻回に見かせる。ライナーについての知識を得ることができました。
25	書類判定の事例で参考にできました。（2500円加算を重複している例がありました）
	骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。
26	書類判定の事例で参考にできました。（2500円加算を重複している例がありました）
	骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。
	取扱指針には記載していないことだったため
	取扱指針には記載していないことだったため
	以前より業者に対して重複加算として指導していた項目であり、今後の判定にも参考になりました。
27	骨格構造義肢の完成用部品の修理加算について、混乱しやすかったため、整理されて役立ちました。
	取扱指針には記載していないことだったため
	取扱指針には記載していないことだったため
28	考え方、取り扱いが参考になった。
	当所で行ってきた判定の再確認ができた。
	高額な膝継手希望者の判定の手順や判断基準の参考になった。
	義足の高額な膝継手の判定に苦慮していた。高額な継手の場合、活動量、就労など必要な理由をとるようにしていたが、真に必要なかどうか確認の方法が難しい。デモ機での評価はないが、そのような手段もあることがわかり参考になりました。
29	考え方、取り扱いが参考になった。
	当所で行ってきた判定の再確認ができた。
	高額な膝継手希望者の判定の手順や判断基準の参考になった。

33	B.F.0を取り扱うことがまれであり、価格の算定方法について参考にさせてもらった。
	B.F.0の定価が基準額より高くなるため、判断を迷った際、考え方の基準となり役立った。
	B.F.0に係る判定について初めての取扱い事例があったが、価格の算定方法が教示されていて役立った。
34	修理基準の中には、修理のために現在あるものを「はがす」…などの作業は考えられていないという点が、考える上で役立ちました。
36	シューホンプライスでトリミングを要しない場合でもプラスチック継手を計上するケースが多いので、基本的な考え方の整理ができて良かったです。
	プラスチック継手と固定継手の考え方が明確になった。
38	同様のケースがあり、補高用足部の加算についての基本価格及び製作要素さらに完成用部品を認めることに対し理解するうえで参考になった。
39	「高さ調整」に対する基本的な考え方を理解できた。
43	トリッシュャムの取扱いについて、今まで採寸の扱いとしていましたが、陽性モデル製作、修正をすることで採型扱いとなることがわかって役立ちました。
44	設問に対する問い合わせ・申請があった際に活用した。
	標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。
	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
	県内の更生相談所会議に上がった議題への回答として、標準靴とはどういったものか、単体での支給を認めるかどうかといった検討に参考となった。
45	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
46	標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。
	判定医師として、整形靴と特殊靴の処方考え方が参考になった。
	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
47	標準靴および整形靴と特殊靴、既成製の整形靴について、個々の事例によって整理し、理解することができた。
48	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
49	これまでの当所の算定方法に不安があったため参考になった。
	従来、自費で購入した靴に補高したものは認めないという取り扱いをしてきたことが確認できた。
	靴型装具（標準靴）の取扱いの参考になった。
50	車椅子のオグーとレディについて分かりました。
51	既製品の多機能車椅子の判定依頼や市町村からの相談が増えている。算定方法が明確で具体的に記載されていたので、市町・業者等に回答する時に参考になった。
	車椅子のオグーとレディについて分かりました。
52	基準額と定価の関係
54	見積書にフレーム（サイド拡張）交換の加算があり取扱いに迷ったところだったので、業者・市町へこの回答を基に、計上しないように伝えることができた。
	車いすの修理申請で、サイド拡張が計上されていました。構造の確認ができ、支給には至りませんでした。
	修理の場合の算定方法について業者からの問合せに対する回答の参考になった。
55	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	市町村からの問い合わせがあり、市町村に具体的助言ができた。
	施設入所者への交付の参考となった。
56	介護保険施設入所者については、どこまで支給を認めるか判断に苦慮するところだが、このQ&Aの内容は非常に具体的であり、かつ総合支援法の本来の目的を的確に表していると感じるため、判定の参考にしている。
	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
58	市町村から問合せがあった時に参考にしている。
	当県では、リクライニング式車椅子等に延長バックサポートは認めていないので、本疑義回答を参考として対応の変更を検討したい。
59	新規作成する時の、延長バックサポートの取扱がよく分からなかったが理解できた。
	アームサポートの修理算定方法について、整理して考えることができた。
	従来脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートの上限額で認めていましたが、本回答を参考に適正な価格で計上する様業者に指導した。
	日々の業務で比較的多くの直面する課題であったため。

60	従来脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートの上限額で認めていましたが、本回答を参考に適正な価格で計上する様業者に指導した。
63	幅止めの加算方法が参考になった。 固定車に幅止めを加算できるかの判断に迷っていたので、参考になりました。
64	取扱要領を解釈するための参考となり、該当する車椅子付属品を適正に交付することができた。
65	考え方として参考になりました。 基準になかったので、事務の参考になった。 業者の見積もりで開閉挙上式と脱着式をそれぞれに計上してあげることがしばしば見られ、業者に違いを説明する時に役立っている。 開閉挙上式レッグサポートには、脱着機構も含まれている。
67	業者によって意見がまちまちだったので、役立った このような、細かい見積りの考え方は、通知文だけでは読み取ることができない。また、読み方によっては、さまざまに解釈してしまう内容でもあるので、明確に答えていただきよかったと思う。 考え方として参考になりました。 フットサポート交換価格3000円を見積価格に計上できる場合が明確に示されていることで、業者への説明がしやすくなった。 Q67だけではないのですが、車椅子・電動車椅子の修理基準項目が多く、また、重複箇所があるため、名称のみでは修理部分や内容が判断できないこと、新規と修理では異なるので、役立っています。 「フットサポート加算の仕方」に対する基本的な考え方を理解できた。
68	車椅子付属品のベルト類を一律にシートベルトとしていたが、実際に使用するベルトに応じ、車椅子付属品のシートベルトの基準額と座位保持装置のベルト部品の基準額を併用するように取扱いを変更する際の参考となった。
70	車椅子の修理加算ガスダンパーの支給基準について、本人の体重だけでなく、介護者の介護能力も勘案できるとされている点
71	問い合わせが多いため参考になった。 キャスター（大）、（小）についての質問があり、回答を引用しました。 車椅子のキャスター交換の基準価格について、キャスターのサイズではなく、当該キャスターの実勢価格に照らして判断しても良いとされている点。 考え方として参考になりました。 国の修理基準では、具体的なインチ数の記載が無いために判定に苦慮していたが、明確に示していただいたことにより、判定や業者指導の参考となった。 市町村・業者の問合せに対する回答の参考になった。
74	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 今年度実際に相談事例があつて同様に判断したため。
77	業者や実施機関から問い合わせがあり説明する際役立った。 バギー車及び手押し型車椅子A、Bの違いが理解でき、区役所からの質問に対して明確な回答ができた。 「バギー車」に対する基本的な考え方を理解できた。
78	バギー車及び手押し型車椅子A、Bの違いが理解でき、区役所からの質問に対して明確な回答ができた。 考え方として参考になりました。 手押し型車椅子を希望するケースの車輪のサイズについて、大車輪と小車輪の境界は何インチからかという疑義が生じた際の参考となった。
81	考え方として参考になりました。
82	ACサーボモーターの加算、電磁ブレーキの個数を算定するのに役立った。 他都市から手押し型車椅子の簡易電動車椅子の支給を認めているかとの問合せがあつた。本市では支給を認めており、本市の見解を回答する上での参考として確認を行った。
83	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 考え方として参考になりました。
84	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。 施設入所者への電動車椅子支給についての考え方 施設入所中の方からの電動車椅子の申請が多い為、判断の参考となった。 施設入所の方の車椅子の支給に関しては、長く問題になってきたケースである。そのため、ひとつの方向性が示されたので、対応しやすくなったと思う。

85	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
86	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	内部障害の方の補装具費支給についての考え方を含めた明確な回答をいただき、納得して運用することができなかった。
	肝臓機能障害、腎臓機能障害のみでは電動車椅子の対象外ということではなく、貧血や栄養障害などに起因する易疲労性などがあれば、電動車椅子を必要とする根拠として良いとされている点。 考え方として参考になりました。
87	車椅子等の基本構造欄の「JIS……による。」の解釈について、レディメイドの場合は、認証が必要かと考えていたので、はっきりとして良かったです。
	市町村から問合せがあった時に参考にしている。
88	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
89	市町村からの問い合わせがあり、市町村に具体的助言ができた。
	児童で車載用座位保持椅子を使用していたが、成人後に破損、体格の変更等で支給を希望されたケースがあり、参考としました。
	市町村から問合せがあった時に参考にしている。
90	児童から者に切り替える際に、座位保持装置と車椅子の支給状況を保護者に説明する際に参考にしました。
	構造フレームを車椅子とした座位保持装置と車椅子の考え方に迷うことが多く、参考になった。
	座位保持装置の構造フレームを車椅子とした場合、業者によっては、車椅子の座位保持装置付きとらえる人、座位保持装置は別である等、座位保持装置のとらえ方に苦慮していた。業者や市町村の担当への説明に役立ちました。
91	構造フレームを車椅子とした座位保持装置と車椅子の考え方に迷うことが多く、参考になった。
	併給申請に対する判断の参考になった。
	座位保持装置の構造フレームを車椅子とした場合、業者によっては、車椅子の座位保持装置付きとらえる人、座位保持装置は別である等、座位保持装置のとらえ方に苦慮していた。業者や市町村の担当への説明に役立ちました。
93	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	支持部の連結や構造フレームのない座位保持装置が必要という事例が出てきた際に判定の参考になった。
94	児童の補装具については、各区役所からの問い合わせも多く参考になった。
97	実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。
	ストッパーについて業者より問い合わせがあり、この内容で説明しました。
99	クッションとして座位保持装置を車椅子に使用した場合の採寸の取り扱いについて、明示され参考になった。
100	例3の控除は行わない事例があることがわかったこと。これまでは機械的に控除するものと考えていた。
	控除の考え方が理解でき、業者から提出された見積もりを確認する際、製作方法等を確認するようにしている。
	控除に対する考え方が業者により違うことがあり、考え方を説明する際に参考となった。
105	座位保持装置の寸法調整と形状調整の違いが明確に理解できた。
106	児童で車載用座位保持椅子を使用していたが、成人後に破損、体格の変更等で支給を希望されたケースがあり、参考としました。
	同様の事例について市から相談があり、回答の参考にしました
	者の方から、車載用座位保持装置の申請があったため、検討の指針として参考にした。 児童の補装具については、各区役所からの問い合わせも多く参考になった。
107	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	同様の事例の申請があり、判断の参考にしました。
109	歩行器とシルバーカーの違いについて明確に定義されており、市町村等からの質問に対応する際に役立つことができる。
113	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
114	車椅子と歩行器の併給の考え方が示されたので、市町村よりよく相談があることもあり、非常に参考になった。
116	一律に不適当としてしまうことを防ぐことができたため
	一律に不適当としてしまうことを防ぐことができたため
119	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
	視線入力方式（重度障害者用意思伝達装置）の申請があったが、判断材料が少なく、特例補装具として支給するかどうかが判断に苦慮したので、判断材料の1つになった。
120	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。

	<p>考え方、取り扱いが参考になった。</p> <p>視線入力方式の意思伝達装置について支給対象者の例をこれまで知らなかったが、どういった人に適していて、どういった人には慎重に判断すべきかが示されている点。</p>
122	<p>同様のケースの相談があったが、ipadは汎用機器であり専用機器には該当しないため補装具としては支給できないとの助言の参考とした。</p> <p>実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。</p> <p>ipadは、専用機器に該当しない。</p>
123	<p>補聴器の両耳支給希望者への説明として明確で今後の参考にしたいと考えた。</p> <p>支給についての考え方の再確認の参考になった。</p>
125	<p>市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。</p> <p>重度難聴者への耳あな型補聴器の判定については、今まで判定医師の意見により判断してきましたが、今後相談所として適応するうえでの考えの参考とした。</p> <p>実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。</p> <p>支給についての考え方の再確認の参考になった。</p>
126	<p>市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。</p> <p>補聴器の構造について、新たに知ることができ、相談があった時の判断に参考となる。</p> <p>人工内耳の片耳装用者の他耳への補聴器使用の考え方はよくわかった。どの程度をもって効果があるとしたら良いかを示していただければもっと助かります。</p>
127	市町村からの照会に対し、回答する際に参考となった。
128	実際に問い合わせがあり、スムーズに答えられました。
135	<p>考え方として参考になりました。</p> <p>車載用座位保持椅子の加算方法について、事務の参考になった。</p> <p>市町村から、児の座位保持いす（車載用）、歩行器の相談があった時、基準額の考え方等が具体的に書かれており、参考となった。</p>
139	市町村から、児の座位保持いす（車載用）、歩行器の相談があった時、基準額の考え方等が具体的に書かれており、参考となった。
144	併給に対する考え方の方向性が理解できた。
147	<p>難病等を原因とする聴力低下者及び視力低下者に対する、補装具判定の対応が具体的に書かれていたので参考となった。</p> <p>考え方として参考になりました。</p>
148	難病等を原因とする聴力低下者及び視力低下者に対する、補装具判定の対応が具体的に書かれていたので参考となった。
151	考え方として参考になりました。
全体的	<p>類似の案件が発生する度に各担当が随時活用させていただいております。</p> <p>回答をみて、当所の考え方が間違っていなかったと確認でき、自信をもって判断できたという体験がよくある。</p> <p>全体を通じて制度の理解や解釈が深まり、判断の参考になっています。</p> <p>全般的に、判定の基本的な考え方が整理でき、日々の業務への参考になっている。</p> <p>全般的に業務の参考とさせていただいています。</p>

問3：平成27年度に「補装具費支給判定基準マニュアル」として完成版を作成する予定です。その際は、市町村、補装具製作者、医療機関等に補装具支給制度の共通理解を得ることを目的として、公開できる内容に限定して作成したいと考えています。

Q&Aの中で公開に相応しくないとと思われるものがありましたら、具体的なQ番号をお示しください。(複数回答可) 可能でしたら具体的にどのような部分が公開されると問題になるか、どのように修正すれば公開可能になるかをご教示ください。

Q番号	意見
1	下肢7級の方の装具に関しては、個別の事情や状態に応じて判断しております。一律に認められるのではないかとという期待を持たれては困るので、公開しないことを希望します。
7	・補装具のほとんどが非課税なのは、この通知等に基づいて、こうなっているというところから説明したほうがよい。 ・100分の105で取り扱う物品は何かについても、説明がいると思う。 ・「消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて(平成3年9月26日社更第199号障害福祉・母子衛生課長連名通知)」の名称を、参考に記載したほうがよい。
9	当更生相談所ではこの様な取扱いをしていないため、掲載は遠慮いただきたい。
10	・厚生労働省告示で示された基準額と、カタログ価格や定価は全然性質が違うものなので、混ぜて考えるのはおかしい。身体障害者更生相談所は、厚生労働省告示で示された基準額を元に判定書を作成するというのが正しいスタンスではないか。市町村が交付決定をするときに、判定書の概算額と実際の価格を比較して、低いほうで交付決定するというのが本来の姿ではないか。・不適切なQ&Aなので削除してほしい。
11	近年、製作者や補装具使用者またはその保護者等から、特例補装具の要望が増加傾向にあります。よってこの情報を公開すれば「特例の考え方(真にやむを得ない要件について記載されているため)」を逆手にとり、特例補装具を支給してほしいという要望が更に増加することが危惧されます。 特例補装具として考える、扱う、と言う表記が、Q19、31、81、88、102、103、119、125、135、139、140、145の中に出てくるが、Q11にある特例補装具における真にやむを得ない条件についての説明が弱い気がする。何でも特例なら支給可能と考えられてしまわないかと、危惧する。
12	近年、製作者や補装具使用者またはその保護者等から、特例補装具の要望が増加傾向にあります。よってこの情報を公開すれば「特例の考え方(真にやむを得ない要件について記載されているため)」を逆手にとり、特例補装具を支給してほしいという要望が更に増加することが危惧されます。
13	Q13: 回答からは、「入浴用の短下肢装具は支給される可能性が大きい」と読める。 ・「短下肢装具の使用により入浴動作の自立度や安全生が明らかに向上するなどの効果が確認できる」とは全ての場合に当てはまると思える。この疑義回答は、公開しないほうがよい。
	Q13: 入浴等の限定した目的に装具を作成できるという回答はいろいろ論議を呼びそうな気がします。(直接、生活場面を確認できれば考えられますが)
	Q13: 入浴は屋内動作の一つととらえており、屋外・屋内・入浴用と3個目の支給につながるため、入浴動作のみで補装具2個目の支給は認めておりません。設問を残す場合、「ただし、入浴用の2個目の補装具支給については各更生相談所により解釈が分かれます。」と追記が必要と考えます。
	当更生相談所ではこの様な取扱いをしていないため、掲載は遠慮いただきたい。
	入浴用の装具については、個別の事情や状態に応じて判断しております。一律に認められるのではないかとという期待を持たれては困るので、公開しないことを希望します。
	入浴用の短下肢装具の申請は多いが、交付と判定されるケースはほとんど無い。その中で現在の表記では条件は示されているものの、比較的安易に入浴用の交付が可能と拡大解釈されるおそれがあり得るのではないかと考えられるため。
	プラスチック製の装具(SHB)は外出時上から靴を履いて使用する等、1個で生活全般において使用できるものとなっており、日常生活上のある場面専用で作製できるものではないと相談者に納得していただいています。現況では誤解を招きかねないため、公開すべきではないと思われます。
	「2個目を支給することは可能です。」という1文があることで、その文章のみが引用される危険性がある。この点については、更生相談所の職員であれば承知している内容ではないか。
	職業または教育上以外での補装具の2個目の支給については、その他のADLの限局した動作に対し支給が可能であると考えてしまうのではないかと危惧します。
	入浴用短下肢装具は基本認めていません。⇒回答で示されているところと当相談所での扱いに乖離があります。現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。
「…、2個目を支給することも可能です。」とすると、容易に2個を希望する傾向が危惧されるため、「…、確認した上で2個目の支給を考慮することも可能です。」のように修正していただきたい。	
安易に入浴用の短下肢装具が支給できるように読めなくもありません。「入浴用の硬性短下肢装具の支給を検討する場合、」とし、「効果を十分確認する必要があります。」と結ぶのはいかがでしょうか。	

	<p>Q&Aの回答内容のみですと、2具支給可能と捉えられるようにも思います。環境整備（住宅改修や・日常生活用具の導入）、訪問看護等マンパワーの活用・デイサービス等で行われている施設入浴の活用等の方法がとれない理由を明確にする等、補装具判定委員会からの回答にあるような詳しい内容が記載されると公開可能と考えます。</p>
15	<p>Q15:「3個目がなければならぬ」・・・慎重に対応すべきと考えます。 →「慎重ではあるが対応可能」といっているが解釈できるため、「3個目の支給は原則として考えられません。」というところで文章を終了していただきたい。</p>
	<p>「『3個目がなければならぬ』とする場合は～慎重に対応すべき」の部分については、3個目もあり得るとなってしまうため、削除していただいた方が良くと思われます。</p>
	<p>「『3個目がなければならぬ』とする場合は」というところからは、削除していただきたい。</p>
	<p>「3個目がなければならぬ」とする場合は、・・・以下については、3個目の補装具の支給が可能と考えてしまうのではないかと危惧します。</p> <p>当市では3個目の補装具の支給は行っていません。3個目の可能性を残している「『3個目がなければならぬ』」から始まる最後の文は削除していただきたい。</p>
17	<p>Q17:・文中の「補装具自体の必要性が認められない」にもかかわらず、差額自己負担を理由に基準額まで支給することはできません」は、何を説明しているのかわからない。 ・この部分はなくてもよい。</p>
	<p>Q17では認めない、Q20では必要なくても差額自己負担で対応するとされており、利用者は都合のよい方取る事が予想されます。差額自己負担は、国の支給事務取扱指針のとおりだと考えて、公開しないことを希望します。</p>
	<p>デザインを優先するあまり効果が十分得られないものを選択してしまう恐れがあります。例えば補聴器の場合、耳あな型に変えることで装用の効果が減少したり、修理の回数が多くなったりする場合があります。判定処方型式と申請者が希望する型式とで、効果や有用性に差がないことを十分に確認することが必要です。当該種目の補装具の必要性が認められていることに加え、同じ効果が得られることが条件となること、選択の内容によっては慎重かつ十分な検討が必要であることを、追記していただきたい。</p>
19	<p>Q19:・文中の「医学的な見地からその特殊材料が必要と判断される場合」の、具体的な医学的な見地を例示してほしい。</p>
20	<p>Q20:「差額自己負担すれば希望が取り入れられるのはあくまでもデザイン・素材等の嗜好に関する部分であること」と補装具支給事務ガイドブックに記載があり、補装具費支給事務取扱指針にも「デザイン・素材等」の選択について述べられており、「機能・構造」について選択できるとは記載されていません。リクライニングを認めるとなると、更生相談所の判定と種目が同じなら、名称・型式・基本構造を変更して構わないと解釈できるので、この点をどのように説明できるのでしょうか。 また、他の種目においても機能の追加を希望で認めるとなると、適合時には要否判定と違う構造の装具の適合判定となり、判断に困ると思われまます。 (例:F-2 継ぎ手付に変更するなど)</p>
	<p>Q20:使用頻度の少ないリクライニング機能を全額自己負担であれ付加してしまうと、支給が認められた車椅子の名称(型式)と違うものになるので、「使用頻度の少ないリクライニング機能」⇒「使用頻度の少ない機能」と表記を変更する。</p>
	<p>リクライニング機能は、身体機能上、医学的に必要と判断されることは極めて少ないので、「使用頻度が少ないリクライニング機能」といった記載は適切ではない。</p>
	<p>Q17では認めない、Q20では必要なくても差額自己負担で対応するとされており、利用者は都合のよい方取る事が予想されます。差額自己負担は、国の支給事務取扱指針のとおりだと考えて、公開しないことを希望します。</p>
	<p>:差額自己負担はデザイン性や嗜好による部分に認められるべきであり、リクライニング機能になると補装具の種目の名称に関わることで、認めるべきではないと考えます。希望する場合はその機能のみではなく、その補装具そのものを全額自己負担で対応すると当所では判断していますので、公開はしない方が良くと思われます。</p>
	<p>付属品については、自己負担により認めるが、リクライニング等型式を変更することは認めていない。</p>
	<p>付属品については、自己負担により認めるが、リクライニング等型式を変更することは認めていない。</p> <p>差額自己負担については、素材・デザイン等を選択した場合という考え方が基本にあります。No20のAで、「使用頻度が少ないリクライニング機能・・・を差額自己負担で対応するのが適当」とありますが、基本構造に関わるところと思いますので、明言するのは如何かと思います。</p> <p>例にあるリクライニング機能は名称や基本構造に該当し、適切な例とは考え難く、不適当のため削除が必要。また、差額自己負担部分の修理について、公費での修理支給対象ではないと明記が必要。</p>
21	<p>Q21:「介護保険では貸与できない高機能性・・・」 →何を持って高機能性というのかわからないため、「高機能性」という単語を削除してください。</p>
	<p>「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。</p>
	<p>「既製品であっても認めることは可能です」という1文ばかり引用される危険性があるので、この質問に関しては、削除していただきたい。</p>

	「介護保険では貸与できない既製品」の特殊性をより具体的に記述すべきと考えます。介護保険対象者でも容易に補装具での支給が認められるような印象を受けます。
23	文末の「…認めている自治体もあるようです。」との書き方では、業者から「じゃあ、うちでも認めて欲しい。」となる表現ではないかと思われる。
28	「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。 Q29にコンピューター制御の膝継手について就労目的が望ましいと謳っている中で、コンピューター制御の膝継手同様の高機能・高額な膝継手をQ28に日常生活と記載してしまうと日常生活上の理由だけで支給してもよいのではないかと考えてしまうと危惧します。
29	Q29:A10段目「より高機能なものが必要な環境因子でそれに見合う仕事をする方を対象」は、文章を読む人により解釈が異なる可能性があるため、A9段目からの表記を「これらのことから、他の継手では義足歩行が困難な方で、かつ就労を目的としている場合を対象に、いくつかの膝継手を試す必要があります。（以下原文通り）」とする。 「この膝継手」→「対象と考えられる膝継手」
30	（「ニーローテーションプラスティは切断術ではなく短縮術」という表記に関連して） 身体障害者手帳の認定基準等の取扱いに関する疑義では、「切断は最も著明な短縮と考えられる」といった記載がある（この表記は適切なものとは思われない）ので、注意書きが必要ではないか。 ローテーションプラスティの術後について、各県で意見が分かれるところだと思いますので、公開しないことを希望します。
36	プラスチック製の継手（ヒンジ継手）は完成用部品にもあり、プラスチック継手×2で計上できるとすると混乱を招くため、補装具専門委員会No. 25-24の回答にすべきである。また、ヒンジ継手の完成用部品を使用する場合は、遊動として加算することも記載する必要がある。 文末の「…認めている自治体もあるようです。」との書き方では、業者から「じゃあ、うちでも認めて欲しい。」となる表現ではないかと思われる。
42	Q42:Q42の例では「足継手5750円×2+1150円」と解釈しています。更生相談所により解釈が異なることを記載してください。
43	Q43:「採型で取り扱うのが適当と考えます。」 →トリシャムは採寸で取り扱っています。採寸扱いと解釈するのは更生相談所の解釈の違いによるものなので、「適当」という言葉で公開されると困ります。「更生相談所により解釈が分かれます。」までの説明でよいと思います。
44	既製品の標準靴は支柱付の短下肢装具しか認めていません。 ⇒当相談所において認めていないものを認めているように書かれていますので、現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。 当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。 下から3行の文章について、更生相談所の情報としては参考になるが、当県では、取扱要領に従って判断しているため、例外的な参考例は削除して頂きたい。 標準靴の解釈、取り扱いに違いがあり、自治体の判断にまかされているという記載となっている。標準靴として認められる範囲を提示したほうが混乱が生じないのではないか。 「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」と記述されると、支給を認めない自治体、更生相談所は苦しくなります。標準靴の解釈、運用は自治体、更生相談所間でかなりのばらつきがあると思われますので、このQA自体公開にふさわしくないと考えます。削除していただきたい。 当所の判断と異なっているため
45	②について、本市では下肢装具を装着した上に履く靴について靴型装具として取り扱うことはしていません。障がい状況により靴の部分を含めて処方する場合には下肢装具と一体型（例えば靴付きの両側支柱付き短下肢装具）の処方としています。このため、②の項目については注釈（身更相により取り扱いが異なる等）を入れていただくか、削除していただきたいと考えます。 当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。 当所の判断と異なっているため
46	当市では、標準靴は取扱要領の定義どおりに取り扱っております。また、既製の整形靴は認めていません。「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」とありますが、他の市町村では認めているところがあるのに、なぜ認められないのかと指摘された場合、対応に苦慮する問題が生じるおそれがあります。
46	当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。

47	②について、本市では基本的に市販靴を靴型器具として認めることはありません。少なくとも、注釈（身更相により取り扱いが異なる等）を入れていただきたいと考えます。
	当所の判断と異なるため、公開は控えていただきたい。
	当所の判断と異なっているため
	本市では、標準靴は取扱要領の定義どおりに取り扱っております。また、既製の整形靴は認めていません。「支給を認めるかどうかは自治体によって判断が異なります。」とありますが、他の市町村では認めているところがあるのに、なぜ認められないのかと指摘された場合、対応に苦慮する問題が生じるおそれがあります。
49	当更生相談所ではこの様な取扱いをしていないため、掲載は遠慮いただきたい。
	Q47と同様に市販靴の補高は認めていません。
	非常に参考になるが、最後の文章の部分を強調して欲しい。以前、スリッパを持参して、補高を希望した業者があったため。
	市販の靴は補装具とはいえないため、付属品扱いである補高のみは認めていないため。 市販靴を補高することが可能な根拠の説明が曖昧であるので、明確にしないと現場が混乱すると思われる。
50	いわゆるカケグの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといってしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないのでしょうか
	当相談所においてはアームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されていても、レディメイド車椅子として扱っています。また判定委員会のNo23-1では簡易モジュール車椅子をレディメイドと判断すると記載されています。価格算定の際のレディメイドの扱いをNo50では説明しているのかと思いますが、レディメイドについての説明が混乱を招くのではないかと思います。
	本市では、基本的にはカタログに掲載され参考価格が提示されている規格サイズの既製品はレディメイドとして取り扱っています。このため、Q&Aの回答のような定義づけには賛同できません。
	Q50とQ51との整合性が取れていない。「多機能な既製品の車椅子の基準額を、75%とするか、100%とするかについては、各更生相談所の判断に任せており、各更生相談所の判断により違います」の文言が、Q51にも必要。 ・各更生相談所の判断が分かれているような事項は、Q&Aから削除したほうが良い。
	各更生相談所の判断に任せるという曖昧な表現で公開すべきではない。 各問いの回答としては理解することも可能ではあるが、レディメイドやオーダーメイド、既製品という言葉の扱いを明確にしない限り、混乱や疑義が生じるため、公開すべきではない。
51	いわゆるカケグの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといってしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないのでしょうか
	Q50とQ51との整合性が取れていない。「多機能な既製品の車椅子の基準額を、75%とするか、100%とするかについては、各更生相談所の判断に任せており、各更生相談所の判断により違います」の文言が、Q51にも必要。 ・各更生相談所の判断が分かれているような事項は、Q&Aから削除したほうが良い。
	各更生相談所の判断に任せるという曖昧な表現で公開すべきではない。 各問いの回答としては理解することも可能ではあるが、レディメイドやオーダーメイド、既製品という言葉の扱いを明確にしない限り、混乱や疑義が生じるため、公開すべきではない。
52	いわゆるカタログの中にある既製品の中で、座奥・座幅・座面高・車軸位置等が調整できるもの以外をレディメイドと呼んでいます。バックサポート、アームサポート、レッグサポートの調整機能が装備されているだけのものは既製品（レディメイド）として取り扱っています。「費用の算定の際に・・・どちらで扱っても構いませんが、」とありますが、同じものなのにレディでもオーダーでも良いといってしまうと判断に迷うため、どちらかにはっきりしたほうがよいのではないのでしょうか
	高額な既製品の車椅子をベースに改造した車椅子や座位保持装置を特例補装具として認めるように要求する業者がおり、この設問を公開することでますます拍車がかかるものと思われ、公開しない方が良く考えております。 Aの後段にある「本体価格を基準額の75%（レディメイド扱い）と100%（オーダーメイド扱い）のどちらで扱っても構いません」という曖昧な表現は好ましくないと考えます。この部分は削除していただきたい。
55	Q55:「施設備品でサイズが合わないために姿勢が崩れて…」とありますが、介護保険でレンタルできる一般的なサイズであっても、施設によって用意しているところと、用意していないところがあります。また、姿勢の崩れに対しても座面やクッションで工夫して対処できる場合もあるので、車椅子の調整とクッション等の工夫をした上で、なお姿勢保持が困難な状況があるかをみて支給を検討しています。

	施設入所者の車椅子については、入所している施設の特性によって判断が分かるところだと思しますので、公開しないことを希望します。
58	文頭に「含まれていないと考えます。」の表現があると、後の説明の既製品で含まれないケースを読み飛ばされる恐れがあるので、削除を希望します。
59	車椅子のアームサポートに関しては、重複する部分も多いのですが、更生相談所別又は業者別に基準を変更することは好ましくないと考えます。一定の方針を国から示していただいた方が良くと考えております。公開しないことを希望します。
60	Q60:・当県では脱着式アームサポートと高さ調整式アームサポートはそれぞれ認めている。 車椅子のアームサポートに関しては、重複する部分も多いのですが、更生相談所別又は業者別に基準を変更することは好ましくないと考えます。一定の方針を国から示していただいた方が良くと考えております。公開しないことを希望します。
63	「バックサポート間のもは認めてもよい」→「バックサポート間のもは認めてよい場合もある」
66	Q66, 68. 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかります。」と追記をお願いします。
67	Q67:・計算の間違い(例4)の合計は9,000円が正しいのではないかと。
68	Q66, 68. 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかります。」と追記をお願いします。 車椅子のベルトについては、車椅子の付属品であるシートベルト(¥3,500)で対応すべきと考えておりますので、公開しない方が良くと思われれます。
72	Q66, 68. 72:「特例付属品として・・・」とありますが、基準付属品の範囲で対応し、特例付属品として加算・計上することは望ましくないと考えます。安易に特例で検討して欲しいという希望が出る可能性があるため、「更生相談所により解釈がわかります。」と追記をお願いします。
74	Q74:「足漕ぎ型車椅子は補装具として認められていません」としながら、「特例補装具として支給することは可能です」というのは、矛盾していると考えます。
77	本市では、バギー車を「手押し型B レディメイド」と基本的には位置づけています。また、小車輪は12インチ未満と考え、後輪が小車輪のものについてはリクライニング機能やティルト機能の有無にかかわらず「手押し型B」として取り扱っています。価格の見積もりについても、個別機種機能と付属品の基準額を鑑み、メーカーの希望小売価格と同程度の基準額表を本市独自で作成しています。
78	本市では、バギー車を「手押し型B レディメイド」と基本的には位置づけています。また、小車輪は12インチ未満と考え、後輪が小車輪のものについてはリクライニング機能やティルト機能の有無にかかわらず「手押し型B」として取り扱っています。価格の見積もりについても、個別機種機能と付属品の基準額を鑑み、メーカーの希望小売価格と同程度の基準額表を本市独自で作成しています。
79	Q79:差額自己負担を認めるかどうかについては、修理の際の対応も説明が必要なので実施機関の判断が必要と思われれます。 Q79:差額自己負担での購入を認めるか否かは実施機関での判断となります。 「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。 Aの最終部分「差額自己負担での購入を認めるか否かは各更生相談所での判断となります。」は曖昧でわかりにくく、Qである「判定の考え方」にも含まれないと考えます。この部分は削除していただきたい。
81	「・・・機能が追加できるものが製品としてあるのは事実です」→「・・・機能が追加できるものが製品としてあります」 特例補装具の補装具費支給額に関する回答と思われるが、この質問に関しては、さまざまな考え方があると思うので、削除願いたい。間違った捉え方をされる恐れがあるため
82	本市では、このような取り扱いを認めておりませんので、削除を希望します。
86	Q86:・当県では肝臓機能障害や腎臓機能障害では電動車椅子は支給していない。 ・難病等であれば「ただし書き」以下は理解できるが、難病等でなければ関係者等を混乱させる内容である。 ・Q113の回答文との整合性を検討する必要がある。 当所では電動車椅子の支給対象を心臓、呼吸器機能障害に限定し、肝臓、腎臓機能障害についてはその障害のみをもって支給を認めるべきではないとしており、公開するのは妥当ではないと考えます。 特にただし書き以下については、補装具費支給基準の電動車椅子の対象者以外の内部障害者が電動車椅子の対象者であると考えてしまうのではないかと危惧します。 肝臓機能障害のみ、腎臓機能障害のみでも電動車椅子の支給の可能性が高いようにも読めます。当市では肝臓機能障害、腎臓機能障害のみでは車椅子、電動車椅子の支給は認めていません。「ただし、」から始まる最後の1文は削除していただきたい。

88	<p>リチウムイオンバッテリーについてはその安全が確認されていないことから、当所では差額自己負担も特例補装具も認めていません。希望する場合はその補装具そのものも全額自己負担になる旨伝えていきます。公開は妥当ではないと考えております。</p> <p>リチウムを認めていません。 ⇒当相談所において認めていないものを認めているように書かれているので、現場の業務に支障をきたす恐れがあるので、非掲載としていただきたいと思います。</p> <p>本市では、リチウムイオンバッテリーの使用については、厚生労働省の基準に見合わないものとして理解しており、公費で支給した事例はありません。しかしながら、障がい者の個別事情に応じて検討すべきであると考えますので、特例補装具扱いとすることには賛同します。</p>
89	「例えば・・・」以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
90	<p>原則、移動機能のある補装具で同じ種目のものは、教育上、職業上の理由がなければ1個と考えている。そのため、車椅子を2個支給することが可能であるという回答は、本人家族からすれば、強く希望すれば2個支給が可能であると思われるのではないかと思います。回答の中に、「手間を理由にするのではなく」「他者との平等性を考えても」「他の送迎方法を検討しても」等、十分な検討が必要というような内容に修正して頂きたい。</p> <p>・車椅子フレームの座位保持装置は、移動機能を持つため、できるだけ1台でお願いしているところだが、この回答では、複数支給も当然だと要望が出てきそうである。</p> <p>「構造フレームを車椅子とした座位保持装置」は車椅子とする、座位保持装置とする、車椅子、座位保持装置ともにカウントするなど、自治体、更生相談所によって対応は様々と認識しています。このQA自体公開にふさわしくないと考えます。削除していただきたい。</p>
91	Q91:座位保持装置と車椅子の併給はできないと考えています。座位保持装置の適応者は、たとえ短時間の移動であっても座位保持装置が必要であると考えています。短時間の移動用車椅子を支給するとすると、屋外用座位保持装置・屋内用座位保持装置の3台の支給を申請するケースが多くなると考えられます。
94	<p>この説明では、座位姿勢のとれる人には、立位保持装置は支給できないと理解されます。また、設問では訓練目的の装置支給についてだが、回答には（児童の訓練目的とは別）との記載が混乱を招きます。</p> <p>当所では、座位姿勢保持は車椅子で可能だが、ほぼ毎日児童で支給された立位保持装置を用いて立位をとっているケース2例に、立位保持の座位保持装置を支給しました。立位で若干の日常生活動作を行っていますが、立位でなければできないということはありません。移動の主体は車椅子になっていますが、立位姿勢のとれる能力を維持してきたこと、ほぼ毎日行っていること、立位による健康維持効果（*）が高いことなどを考慮して支給しました。もし児童から継続してきた立位場面がなくなった場合、どのような悪影響があるのか心配されます。また、立位保持装置を使わないと立位がとれない人に対して、座位がとれれば立位は必要ないと断言することになります。しかし、専門職として、今まで多くの人に立位や歩行を極力とるように勧めてきましたし、その効果も実感してきました。</p> <p>立位保持装置の使用実績のない者に対する支給は、慎重であるべきと思いますが、児童からの長い積み上げの結果、日常生活に立位場面が組み込まれている人ならば、訓練用ではなく日常生活用更生装具としての支給も考慮して良いのではないかと考えます。Q93の回答の中にも「日常生活の中で筋緊張を軽減し、呼吸改善や安楽、休息をとる時間帯を設ける必要があるなどの医学的な理由が確認できれば、構造フレーム、連結がなくとも、腹臥位を目的としたものでも座位保持装置として認められる可能性があります。」とあります。医学的理由が確認できれば臥位保持装置は可能でも、立位保持装置は不可能というのは整合性に欠けると考えます。回答の変更（例参考）か公開中止をお願いします。</p> <p>* 立位をとることで、血圧や消化器への好影響、骨粗鬆症予防、精神的な好影響、視線の変化や高いテーブル作業への参加などが期待できる。</p> <p>A（変更例）</p> <p>立位訓練を目的とする装置は児童が対象であり、者では支給できません。しかし、日常生活に立位保持装置を使用した立位場面がある人ならば、筋緊張の調整、血圧や消化器への好影響、骨粗鬆症予防、精神的な好影響などの医学的な理由が確認できれば、立位を目的としたものでも座位保持装置として認められる可能性があります。</p> <p>本市では、児童であっても立位訓練を主な目的とする起立保持具は認めていません。日常生活または学校生活を送るうえで必要な場合に認めています。「立位訓練を目的とする装置は児童が対象であり」という文言は、児童であれば、立位訓練目的であっても起立保持具の支給が可能であると判断されるおそれがあります。</p>
98	Q98:独立したカットアウトテーブルであっても座位保持装置とセットで使用するのであれば基準内の対応でよいと考えます。
100	例3)の取り扱いでは、基本価格（採型又は採寸）もあり、重複控除もなしとなり、車椅子の座部に座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤大腿部））をクッションとして用いる場合と比較して、額の差が大きくなりすぎると考えられます。本市では例3)の取り扱いではしていません。例3)に関する記述は削除していただきたい。

103	Q103:車椅子と座位保持椅子で基準が重複しており、どちらの種目でも申請できると公開すると制度の運用上問題があるため、公開は不適当と考える。
104	当所では業者および相談者から冷却装置（クールファン）の支給について希望が出ていますが、体温上昇防止の効果の判断基準をどこにおくかが困難なことから認めていません。希望する場合には自費対応としています。この設問は冷却装置の支給の可能性もあると誤解される恐れがあるため、公開は妥当ではないと考えます。
106	取扱要領では、「児童のみ」となっており、本県では者に対して支給していないが、同Q&Aを業者や本人が目にする、支給してもらえると相談にくると思われる。
107	取扱要領では、「児童のみ」となっており、本県では者に対して支給していないが、同Q&Aを業者や本人が目にする、支給してもらえると相談にくると思われる。
108	非課税扱いの物の中にも補装具が含まれるのではなく、非課税扱いの物の中に補装具の対象とならないような歩行器が含まれていることがあります。歩行器の定義が示されればなお良いと考えます。
118	<p>Q118:パソコンは、現在一般的に普及している汎用機器と考えられるため、パソコンとソフトウェアを組み合わせたものを意思伝達装置と判断することは、補装具費支給の考え方とそぐわないと考えます。しかし、お持ちのパソコンに意思伝達装置のソフトウェアをインストールし、意思伝達装置と見なす場合については、ソフトウェアは特例補装具として支給可能と考えます。その際、入力装置等についても補装具費支給制度で支給可能と考えます。</p> <p>パソコンは、現在一般的に普及している汎用機器と考えられるため、パソコンとソフトウェアを組み合わせたものを意思伝達装置と判断することは、補装具費支給の考え方とそぐわないと考えます。しかし、お持ちのパソコンに意思伝達装置のソフトウェアをインストールし、意思伝達装置と見なす場合については、ソフトウェアは特例補装具として支給可能と考えます。その際、入力装置等についても補装具費支給制度で支給可能と考えます。以上の理由により公開しないことを希望します。</p> <p>【「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドライン】に記載してあるパソコンの考え方と解釈が少し違うように感じます。ガイドラインではパソコンが「専用機器」に該当する場合は支給を認めるが、パソコンとしての利用も想定している場合はパソコンは支給対象外であると考え記載してあります。しかし、この回答はパソコンを認めない更生相談所は少数派であるような印象を与える危険性があるのではないのでしょうか。ガイドラインと整合性のとれる内容であれば公開しても良いのではないかと思います。</p> <p>当市では、Qにあるような意思伝達装置の支給は認めていません。曖昧な表現でAが結ばれていますが、対応に苦慮することが予想されます。このQAは削除していただきたい。</p>
119	視線入力装置と生体現象方式の選択が曖昧であり、決定が困難。
120	<p>「視線入力が手段となる場合は末期でもあり、本装置の使用期間も短期間になることが予想されます。対象者の予後等、主治医からの医療情報を踏まえ、慎重に判断する必要があります。」</p> <p>→この記載を当事者の方が見られたら、不愉快になられるのではないかと思いますので、この部分は削除したほうが良い。</p> <p>進行性疾患における使用期間から考慮すべき適否の判断。</p> <p>このQAは非常にわかりにくく、また、誤解を招きやすい表現となっているため、削除すべきと考えます。</p>
123	<p>Q123:当該設問への回答として理解できない。もし手帳の認定基準を根拠とするのであれば、聴力障害の認定基準は左右どちらの耳にも難聴があることが条件となっているのだから両耳に支給すべき、という説明のほうが妥当ではないか。</p> <p>他の障害と比較するようなQAは好ましくないと考えます。補装具費支給事務マニュアル（2007年6月20日中央法規）のQ77にあるような、「同時に2個の支給ができるか?」「原則として1種目につき1個」と述べるにとどめるべきだと思います。</p>
124	<p>Q124:補装具としての補聴器の「高度難聴用」「重度難聴用」の定義は、90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のものが高度難聴用、140デシベル以上のものが重度難聴用という記載のみである。「中等度難聴用」という語を用いるのであれば、その定義を記すべきと考える。</p> <p>当更生相談所ではこのような取扱いをしていないため、掲載は遠慮いただきたい。</p> <p>高度難聴用の補聴器を軽～中度難聴者に合わせることになるため、補聴器による難聴の悪化が生じないよう調整には十分な配慮が必要になる旨を追記していただきたい。</p>

	<p>Q125:補装具費支給事務取扱指針によると「補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。」とされています。すなわち、差額を負担して名称の異なるものを購入することはできないとされています。補装具(種目)における「高度難聴用耳かけ型」「重度難聴用耳かけ型」「耳あな型(オーダーメイド)」等は「名称」であり、Q125の「『ポケット型、耳かけ型と名称が異なっても基本的には聞こえ方は変わらず形状のみが変わるもの』として、差額自己負担で対応することは可能と思われます。」は指針と矛盾しています。また、外装イヤホンを使用するポケット型、内装イヤホンを使用する耳かけ型、耳あな型、とでは特性も異なり、導音管を使用する耳かけ型ではさらに特性は異なります。またこれらの違いからフィッティング方法も異なってきます。また、タイプにより装着・操作・管理に關しての難易度も大きく異なり、判定の際にはこれらの要素も重視しています。補聴器の名称の区分を単に「形状のみが変わるもの」と考えるのであれば、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」において異なる名称とされていること、基準額がそれぞれ異なること、どの名称の補聴器が適当かの判断を更生相談所で行っていることの意味がないこととなるのではないのでしょうか。</p>
125	<p>「補装具費支給事務取扱指針」によると「補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。」とされています。すなわち差額を負担して名称の異なるものを購入することはできないとされています。補装具(種目)における「高度難聴用耳かけ型」「重度難聴用耳かけ型」「耳あな型(オーダーメイド)」等は「名称」であり、Q125の「『ポケット型、耳かけ型と名称が異なっても基本的には聞こえ方は変わらず形状のみが変わるもの』として、差額自己で対応することは可能と思われます。」は指針と矛盾しています。</p> <p>また外装イヤホンを使用するポケット型、内装イヤホンを使用する耳かけ型、耳あな型、とでは特性も異なり、導音管を使用する耳かけ型ではさらに特性は異なります。またこれらの違いからフィッティング方法も異なってきます。</p> <p>またタイプにより装着・操作・管理に關しての難易度も大きく異なり、判定の際にはこれらの要素も重視しています。</p> <p>補聴器の名称の区別を単に「形状のみが変わるもの」と考えるのであれば、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」において異なる名称とされていること、基準額がそれぞれ異なること、どの名称の補聴器が適当かの判断を更生相談所で行っていることの意味がないこととなるのではないのでしょうか。</p> <p>以上の理由により公開しないことを希望します。</p>
	<p>本市では、職業上等の理由がないため耳あな型補聴器は認められず、耳かけ型補聴器の判定を行った場合について、差額自己負担での耳あな型の購入を認めていません。市町村によってはこうした取扱いを行っていることは承知しておりますが、このQ&Aが公開されると本市の判定に著しい支障を来します。</p> <p>2) 重度難聴用については、技術開発が進んでいるとはいえ、耳あな型とそれ以外では語音の利得に差があるものと考えられるため、高度難聴用と同様に取り扱うことについては賛同できません。(なお、本市の現状では、高度難聴用であっても差額自己負担のうえで耳あな型を支給することを認めていません。)</p> <p>当市では、差額自己負担による型式の変更は行いません。Aに「重度難聴者に対する補聴性能を有することが耳あな型でも可能」とありますが、これは極一部の機種に限定されるもので、多くの耳あな型は重度難聴者に対応できないと考えています。Qにある「差額自己負担で」は削除し、Aは次のようにしていただきたい。「現行の基準価格が示されているのは高度難聴用の耳あな型までですが、極一部の耳あな型で重度難聴への対応が可能なものがあります。申請者の障害状況・適性から判断して真に耳あな型の適応であり、かつ、重度難聴用の対象者であれば当該機種を支給することは可能と考えます。その場合は、名称、基本構造が基準にないことから、特例補装具として取り扱うこととなります。</p> <p>本県では原則として差額負担を認めておらず、耳あな型については主に職業上の理由により耳かけ型やポケット型では対応できない場合に限って支給している。</p>
126	<p>Q126:設問を「人工内耳使用者から反対側への補聴器の支給について申請がありました、」(下線部を挿入)との記載にしたほうがよい。(稀に人工内耳と同側に希望する例があるため)。</p>
128	<p>Q128:「送信機(ワイヤレスマイク)」(下線部を挿入)と記載したほうがよい。修理基準表に「送信機」という項目がないため、混乱する実施機関が頻繁に見受けられるため。</p> <p>FM型送受信機の支給に關し、「自宅での会話、日常生活等に必要と判断できれば支給可能」とあるが、とらえ方により、幅が大きすぎるのではと思われる。</p> <p>本来FM補聴システムは送受信機を一对で使用するもので、Aのただし書き以降にある「学校以外の場面、自宅での会話、日常生活等」に使用するのが基本と考えます。FM補聴システムの使用場所を学校のみに限定するような誤解を招く記述は好ましくないため、削除していただきたい。</p>

129	Q129:ポケット型のアンプは、トランジスター、ダイオード、抵抗等、各部品を組み上げて作製しています。ポケット型のアンプ部の故障に関しては、まずは部品交換で対応し、交換した部品の修理項目を積み上げて算定するのが望ましいと考えています。しかし、故障の状況、または機種によってはアンプをまるごと交換することでしか修理をできない場合もあるため、そのような場合は、アンプ組立交換とし、市場価格を参考にするのが望ましいと考えます。
	Q129:回答の「前者の基準額を準用」とはどの基準額のことかが不明である。2~3万円台とあるが、基準表では「耳かけ型アンプ組立交換20200円」から「耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド）42200円」、「眼鏡型アンプ組立交換（受信用）54700円」など幅広い。
	ポケット型のアンプは、トランジスター、ダイオード、抵抗等、各部品を組み上げて作製しています。ポケット型のアンプ部の故障に関しては、まずは部品交換で対応し、交換した部品の修理項目を積み上げて算定するのが望ましいと考えています。しかし、故障の状況、または機種によってはアンプをまるごと交換することでしか修理をできない場合もあるため、そのような場合は、アンプ組立交換とし、市場価格を参考にするのが望ましいと考えます。以上の理由により公開しないことを希望します。
130	Q130:耳垢栓のクリーニングは補装具費支給の考えにそぐわないと考えます。
	耳垢栓のクリーニングは補装具費支給の考えにそぐわないと考えますので、公開しないことを希望します。修理基準にない修理の対応については、修理基準から除かれた経過のある電池交換などが誤って混同されないような文言にしていきたい。
135	ただし・・・以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
136	Q136:スクールバス用の車載用座位保持椅子を「支給することも可能」と明示すると、安易な申請が増加することが危惧されるため、「一方～支給することも可能です。」という一文は削除する必要がある。
137	ただし・・・以降の文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
138	Q138:「修理として対応するか否かは各更生相談所の判断によることになります。」との表現は、座位保持椅子については更生相談所の判定が必要との誤解を生む可能性があり、「成長対応に合わせた・・・判断によることになります。」部分の削除が必要と考えます。
	Q138:座位保持椅子については助言のみで実施機関での判断となっております。
139	「高機能」という表現は誤用が生じる懸念があるので、削除した方が適切。
140	「個別に真に必要性を・・・。」この文言のみ引用される恐れがあるので、この文言のみ削除願いたい。
144	回答の末尾に、「ただし、修理はそれぞれの制度での取扱になります。」との追記をお願いしたい。
146	Q146:平成25年3月15日付「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の「3 補装具費の支給について」問3では、難病に起因しない難聴の場合も補装具費（補聴器）の支給が可能とされている。従ってAで「難病と関連性がない場合には」と原因疾患との関連性で制限をかけるのは難しく、「歩行困難が一時的なものでなく、骨折の後遺症として肢体不自由の障害が認められるのであれば、肢体不自由の手帳取得を勧めるのが」と変更が必要と考えます。
	Q147:平成25年3月15日付「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の「3 補装具費の支給について」問3では、難病に起因しない難聴の場合も補装具費（補聴器）の支給が可能とされている。この設問ではあえて「難病を原因とする聴力低下」と記載されており、難病に起因しない難聴は支給対象外ではないかとの誤解が生じる可能性がある。Qの表記を「聴力低下がある難病患者等で手帳を取得していない方～」と変更が必要。
148	Q148:同上の理由により、Q「身障手帳を取得していない難病に起因する視力低下者」⇒「身障手帳を取得していない難病患者等の視力低下に対して」と表記変更が必要。
149	Q149:難判断基準はありません→難病患者等の判断基準は特に設けてはいません
151	特にただし書き以下については、補装具費支給基準の電動車椅子の対象者以外の内部障害者が電動車椅子の対象者であると考えてしまうのではないかと危惧します。
	Q86の肝臓機能障害、腎臓機能障害とともに、易疲労性については十分慎重な判断が必要と考えています。「必要性が」から始まる最後の1文は削除していただきたい。
全般	今回のQ&Aの中には特に見受けられなかったが、回答の結論が明確な考え方が無く、「各更生相談所の判断となります」という結論のものは、場合によっては市町村、補装具製作者、医療機関等に混乱を招く恐れがあるため、掲載しないでいただきたい。
	自治体によりQ&Aの解釈が異なるため、医療機関や業者へ公開することは心配。業者に対しては、修理基準項目の基準解釈や算定方法について周知したい部分もあり、公開いただきたいQ&Aもある。一方、業者に良いようにとられてしまうことも懸念されるため、公開については慎重にすべきと考える。
	全般的な問題として、補装具製作者に取扱いの見解を教えることで、逆手に取った解釈により利用者に必要以上の申請を促すことに結び付かないよう、取扱いには注意いただきたい。

問4：その他、このQ&Aの回答内容がおかしいのではないかと、当所ではこうは考えていないなど、何でも自由にご意見ください。

意見した 更相数	意見
1	Q47の「既成の整形靴」とはどのようなものですか？ 「標準靴」とはどのように異なるのでしょうか？ (このまま公開してよいかご検討願います)
2	市町村からの問い合わせがあり、具体的な取扱いが助言できると非常によいと思われます。また、市町村に配布することで対応がしやすくなると思われます。
3	誤字 <ul style="list-style-type: none"> ・P6 上から3行目 「～費用の額の及び～」 ・P26 「Q46～」の下行は、「Q45」の最後の行 ・P63 下から3行目 「A 難判断基準は～」
4	Q103について、基準の重複が見られており制度上矛盾が生じているため、厚労省に対して基準の改正を求めるよう働きかけてほしい。
5	Q81 修理基準を加算して、残額を自己負担とする場合もある。必要性が認められない場合は、こういった対応が現実的ではないか。 Q93 排痰目的といった単一機能のみのものは認めていないので、併記した方が適切。 (誤字等) Q120 「頸髄」→「頸髄」 Q127 「目的のについて」→「目的のものについて」
6	Q125の回答1)について：当所では、真に耳あな型の適応がある場合は、重度難聴用の対象者であっても、特例補装具ではなく通常の耳あな型として判定している。(基準表の基本構造では耳あな型は「高度難聴用に準ずる」と記載されているものの、実際にはメーカーが基準価格内で取り扱う耳あな型の中には重度難聴用相当のものが含まれている。) Q130：当所では、クリーニングやメンテナンスの費用は支給対象外と回答してきた。したがって、耳垢栓のクリーニングも対象外と考えてきた。
7	「難病の考え方」においてQ147、148について、平成25年3月15日付厚生労働省・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室「難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ&A」の問2及び問3では、遮光眼鏡の対象者要件「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」を補装具費支給事務取扱指針より削除し、また補聴器については「少なくとも高度難聴と同程度の症状であるなら、支給決定が可能」とあります。Q147、148の回答は「高度難聴より同程度以上」「身体障害者手帳に該当する視力レベル」と限定していますが、この表現では身体障害者手帳所持者との違いが不明瞭であり、難病患者への配慮が見られないため、不適切ではないかと考えます。
8	Q49について：当所では、判定をとおさずに自費で購入した靴型装具の修理が1人の方から何足分も申請があがった件や、他人から譲り受けた車椅子の高額修理の申請があがった件について市から相談があり、協議を要した経過があります。 そのときは、真に補装具が必要かどうかの判定から行いました。補装具支給判定制度を通さずに、購入した補装具の修理の取り扱いについても、掲載していただくと助かります。
9	Q60の回答についてですが、参考価格として高さ調整式アームサポート交換と脱着式アームサポート交換の合計額から、アームサポート(肘当て部分)交換の額を差し引いたものがあげられていますが、基準票に照らし合わせると実際の額では、脱着式アームサポート交換の額を下回ってしまいます。 最終的には個別に制作者と相談し判定することになるとは思いますが、参考価格の取り方について違う方法をご教示いただければと思います。
10	いつも参考にさせていただいているので、補装具費支給判定Q&Aがあり、大変ありがたいです。
11	Q125 2) 差額自己負担の考え方について ポケット型、耳掛け型→耳あな型については、処方内容の範囲を超えており疑問。 Q13 2個目として、入浴用のSHBは支給可能なのでしょうか？ Q130 回答は、Q16の回答と同様ではないのでしょうか？
12	Q123 補聴器の原則片側支給の理由は、あまり専門的ではないように感じられます、公開した場合、難聴や補聴器を専門とする耳鼻科医師から指摘を受けるのではないかと考えます。

13	<p>Q122: : iPadが支給対象外であることは理解できます。しかし、ガイドラインの14ページに「ソフトウェアにかかる購入費用は、特例補装具費としての対応は可能と考えられます。また、操作スイッチ類等は通常の支給が可能と考えます」とあるので、パソコンのソフトウェアと同様、トーキングエイドfor iPadやスイッチ類は特例補装具費として対応可能という解釈が良いのでしょうか。(Q&Aにここまで記載する必要もないのでしょうか)</p>
14	<p>Q86これまで電動車椅子の内部障害の対象は心臓・呼吸機能障害と限定していましたが、内容より肝臓・腎臓機能障害も支給の可能性があるとの回答ですが、免疫等も可能性が出てくるのでしょうか。判断が難しくなるようにも考えます。</p>
15	<p>今回のものは、広く公開するため、原則論だけを掲載していただきたいと考えています。「ただし・・・」から始まるような、特例に関してのものは記載する必要はありません。その部分については削除していただきたい。</p>
16	<p>Q49: 当所では製作者と話し合い、B靴型装具 エ製作要素価格(イ) b付属品等の加算要素 補高の価格に加えてB靴型装具 ウ基本価格 採寸の額を実際に行っている技術料として加算しています。</p>
17	<p>Q45 A②について 補装具給付事務マニュアル適正実施のためのQ&A(中央法規)のQ52では、プラスチック短下肢装具に合わせて靴を製作することは適当ではない。とあり、当所ではA②については適当ではないと考えている。</p>
	<p>Q100 当所では、重複する部分については一律控除を行っている。</p>
	<p>Q103 ABSシステムの骨盤サポートを追加する場合、種目としては車椅子の特例補装具ではなくて、車椅子の特例扱いの付属品として扱うのではないかと。(車椅子本体が特例ではないため。)</p>
18	<p>Q45 A②について 補装具給付事務マニュアル適正実施のためのQ&A(中央法規)のQ52では、プラスチック短下肢装具に合わせて靴を製作することは適当ではない。とあり、当所ではA②については適当ではないと考えている。</p>
	<p>Q100 当所では、重複する部分については一律控除を行っている。</p>
	<p>Q103 ABSシステムの骨盤サポートを追加する場合、種目としては車椅子の特例補装具ではなくて、車椅子の特例扱いの付属品として扱うのではないかと。(車椅子本体が特例ではないため。)</p>
19	<p>Q47について A①で、既製の整形靴を靴型装具として認める場合、基準額の積み上げで金額を算出することとされていますが、取扱いとしては基準内の靴型装具か特例補装具のどちらでしょうか。全額認める場合、靴型装具の特例とすることも考えられますが、A②との兼ね合いから標準靴の特例とするのが適当と考えます。</p>
	<p>Q50～53について : オーダーメイド、レディメイドの定義を明確にしておいた方がよいと考えます。</p>
	<p>Q58について : リクライニング式又はリクライニング・ティルト式車椅子の延長バックサポートの取扱いについては、加算はケースバイケースで考えることになると思います。回答では冒頭に「含まれていないと考えます。」とありますが、この表現のままだと原則加算を認めると解釈され、判定上支障をきたすおそれがあると考えます。</p>
	<p>Q98について : 座位保持装置の完成用部品の骨盤・大腿部の支持部は、Q99のように必要であればクッションとして認められるものと認識しております。</p>
20	<p>今後は、児童に対する補装具や日常生活用具に対する事例についても、積極的にQ&Aで掲載して頂きたい。</p>
	<p>高額な補装具や最新の特例補装具の支給についてのQ&A情報を掲載して頂きたい。また、これらの補装具については、判断に苦慮している更生相談所も多いため、より具体的で詳細な判断基準や判定例を掲載して頂きたい。</p>

21	<p>市町では、補聴器について、品名や製品番号を控えていません。修理や紛失等で再交付の希望が出された場合、支給した補装具が補装具でないか判断できない。ましてや、差額自己負担で補装具を購入しているケースもあり、把握が難しい状況です。現状では支給する側と受ける側との信頼関係により成り立っていると思われます。</p> <p>「災害等」の判断や証明をどのようにするのかも難しい問題です。</p> <p>今後とも、様々なQが出てくると思いますので、よろしく願います。</p> <p>「差額自己負担」について、あくまで差額自己負担が認められるのは「デザイン性や嗜好によるもの」であり、真に必要であれば「特例補装具」として扱うべきであると考えており、本Q&Aについては差額自己負担の扱いは概ね正しいと考えますが、補装具判定委員会が示す見解において、「デザイン性や嗜好によるもの」以外であっても、差額自己負担をもって解決を図る回答を示していることがある。</p> <p>Q20について、使用者の身体状況や生活環境において必要であるからこそ、本体および付属品から構成されたものを補装具として判定していると考えるが、「医学的見地から必要ない」ことを理由に取り付けられた全額自己負担の機能であっても、補装具そのものの構成が違うものであることから、申請された補装具と異なるものの判定とはならないかも。</p>
22	<p>1 3⇒入浴用短下肢装具を認めていません。</p> <p>2 0⇒車椅子にリクライニング機能を全額自己負担とは明言しにくいです。</p> <p>4 7⇒Qの質問中、既製の整形靴という表現がよくわかりません、全く市販の靴を指すのでしょうか？</p> <p>5 0⇒アームサポート、レッグサポートの調整機能はレディメイド、オーダーメイドのどちらで扱うかの判断基準にしていません。</p> <p>5 1⇒「修理申請時のことに配慮して処方箋には装備されている機能、付属品の全てを明記しておくといでしょう。」とあります。必要ではないが本人の希望で選択したのもも修理として認めるためにその意見が書かれてあるのか、認めないために注意喚起するために書いてあるのか不明です。</p> <p>9 2⇒当相談所では、体幹部がシート張り調整でフレームが車椅子構造のものは、車椅子として扱っています。</p>
23	<p>Q 5 8について当市では以下のように考えています。</p> <p>リクライニング、リクライニング・ティルト式の車いす及び、車いすをオーダーで製作する時、背もたれが高くなる場合は、延長バックサポート分は基準額に含まれていると考えています。リクライニング、リクライニング・ティルト式の車いすを使用する方は、角度を変えた時に体幹・頭部を支持するために十分な高さの背もたれが必要と考えます。同様に、オーダーメイドでも身体（障害）状況に応じて製作することから、必要となる構造については基準額で対応するものと考えます。</p> <p>「延長バックサポート」は、現状の背もたれの高さから延長する必要性が生じた時に加算を認めています。これに関連するものとして、業者より、背もたれの高さが何センチ以上ならば、「延長バックサポート」の加算が可能か問い合わせがありました。</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> ・公開することについて、全国の身体障害者更生相談所の中には、反対しているところがあるのに、部分的にであろうと、公開の方向に突っ走るのはいけません。内容の精査については、数年間使用してみないとわからない部分もあると思う。 ・この「補装具費支給判定Q&A」と、「補装具費支給事務マニュアル(中央法規出版)」や、「補装具費支給事務ガイドブック(テクノエイド協会)」との関係はどうなるのかも示してほしい。
25	<p>補装具の交付の適否について、判断は各身体障害者更生相談所の判断に委ねる形で書かれている回答が多く見受けられるが、実際の判断基準を、もう少し明確に表現してもらいたい。</p>
26	<p>目次：種目タイトルに「補聴器・その他」とありますが、「補聴器」が適切と考えます。「その他」は何を指しているのでしょうか。他の種目タイトルから見ても「補聴器」がよいと考えます。</p> <p>Q1:Aの最後の文の「一方、装具を必要とする状況によっては、」の部分は表現がわかりにくく、「医療保険」も唐突な印象を受けます。</p> <p>「治療・訓練目的の場合は医療保険での対応となる」など、明確に記述した方がよいように思います。</p> <p>Q3:Aの2段落目の冒頭に、「たとえば、脳卒中片麻痺者」とありますが、「脳卒中片麻痺者」は一般的な表現ではないように感じます。</p> <p>Q5:この項目は、「補装具費支給の目的」にある方が適していると考えます。既製品のことが、他制度との適用関係にどう関係するのかよくわかりません。</p> <p>Q9:告示の基準の第4項に挙げられていないものは、たとえ単体の交換でも、第3項の規定により100分の104.8に相当す</p>

	<p>る額としています。そうでなければ第4項の意味がないと考えます。(誤解では?)</p> <p>Q10:定価より購入価格上限額が高くなる最後の関係式は納得できません。基準額×1.03=購入価格上限額 定価≧購入価格上限額 と考えます。(誤解では?)</p> <p>Q12,16:いずれのQAも修理基準にない修理を行う場合の内容ですが、一方では特例での修理のみに触れ、一方では指針に表されている内容のみに触れられています。指針による考え方と特例修理の考え方の両方が、いずれのQAにも盛り込まれてよいと考えます。</p> <p>Q14:余暇、趣味に用いる補装具は認められないことを明記した方がよいと考えます。</p> <p>Q18:歩行器のQAにも思えてしまいます。</p> <p>Aの2文目の最初に「差額自己負担の額を減少するためや無くすために、」を挿入してはいいかがでしょうか。</p> <p>Q19:Aの最初の「必要性が」から始まる文は、二重否定で分かりにくいと思います。「特殊材料の使用がデザイン性や嗜好によるもの場合は差額自己負担とするのが適当です。」とするのはいいかがでしょうか。</p> <p>Q46:QとAの間にある「*②-ロ」以下は、Q45のAの末尾に入るのが正しいと思います。</p> <p>Q48:足背バンドの起始と停止が不明確で、よくわかりません。</p> <p>Q54:Aの3行目「ジュラー方式の車椅子」になっており、(モ)が抜けています。</p> <p>Q58:Aの1行目「既製品の車いす」になっており、(椅子)が(いす)になっています。</p> <p>Q67:例3の意図がわかりません。無くてもよいと思います。(誤解では?)</p> <p>Q82:Aの冒頭4行にある、「手押し型車椅子に簡易型電動車椅子ユニットを取り付け」る解説がわかりにくいと思います。「16インチなど車輪径の小さな電動ユニットが開発、販売されており、あらかじめ車椅子に装着されたものも製品化されています。現行の基準の電動車椅子簡易型の基本構造にある「手動力走行」や「駆動人力の補助」が行えないため、切替式にもアシスト式にも該当しませんが、タイヤが座面を超えないため移乗が行いやすい、全長が小さくできるため運搬しやすいなどの利便性から、この製品を選択する事例があります。」などとしてはいいかがでしょうか。(後付けもあり何とも)</p> <p>Q83:Qの「適応につき」は、「適応について」の方がよいのではないかと思います。</p> <p>Q85:心臓機能障害者への電動車椅子の適応は、Q83で「内部障害者」として呼吸器機能障害とともに述べられています。Q85は重複しているように思われます。削除してもよいと考えます。(誤解では?)</p> <p>Q87:Aの最後の文の中ほど、「それをもってして支給できない」は、「それをもって支給できない」の方がよいと思います。</p> <p>Q126:Aの冒頭の「人工内耳を片耳装用されている方」は、「片耳に人工内耳を埋め込んでいる方」などとするのがよいのではないかと思います。</p> <p>Q127:Qの2行目「脱着防止目的のについて」となっており、(イヤモールド)が抜けています。</p> <p>Q131:Qの「10年程度使用可能」とAの最後の文の「10年間修理なしで使用できる」が同じ内容を示しているように感じられません。「調整機能により10年程度修理なしで使用可能(使用できる)」などに揃えてはいいかがでしょうか。</p> <p>Q132:Qの1行目「学齢時以上」となっており、(児)が(時)になっています。</p> <p>Q133:Aの最後の文の中ほど、「他に同様の事例があることも考慮しておく必要があり、」の意味、意図がわかりません。</p> <p>Q144:「健康保険」という単語が使われていますが、Q3では「医療保険」が用いられています。「医療保険」に統一した方がよいと思います。</p> <p>Q145:②のやり取りはQ135で概ね述べられており、加えて、A側の最後「児童に対して」以降は誤解を生じかねないと考えます。</p> <p>③のやり取りもQ135で述べられています。②、③は削除してよいと考えます。</p> <p>Q149:Aの1行目「難判断基準」となっており、余分に(難)が書かれています。</p>
27	<p>Q20.「あれば便利」な機能について、差額自己負担で対応することは、指針で示されている「デザイン等の嗜好によるもの」と同じ主旨で考えてよいのか、わかりにくいように思われる。(指針の変更がありえるのか?)</p>
28	<p>児童の特例補装具(補聴器)での助言依頼で、両耳で80万円を超える高額なデジタル補聴器が出された際、サウンドリカバリー機能や、音の指向性が優れている等の理由が附せられています。(ほとんどの場合保護者は、業者が出した高額補聴器を強く望みます)構造上は重度難聴用耳かけ型ですが、多種の機能がついている高額補聴器です。差額支給にしても70万円近くの高額負担になるため、児童の療育上に必要との判断材料をどうしたらよいか苦慮しています。</p>
29	<p>当所での取扱いとして、Q125 重度難聴用の処方を受けている方が差額自己負担で耳あな型へ変更する場合は、その希望する耳あな型補聴器の90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値(補聴器の基本構造)が140デシベル以上の機種(重度難聴用)か確認のうえ変更を認めている。</p>

	公開には賛成だが、各相談所で取扱いの違いがあるため、Q&Aは判定の際の考え方の参考意見であることを、周知徹底することが必要と思われる。また、取扱いが異なるケースが多いQ&Aの補装具関係業者への公開は、特に慎重に行う必要があると思われることから、行政向け（市町村等）と一般向け（補装具関係業者等）の公開を分ける等の検討が必要と思われる。
30	Q49のように曖昧な解釈で現場を混乱させることのないように、回答内容は明確にして欲しい。

問5：「補装具費支給判定基準マニュアル」の完成版に取り入れて欲しいアイデアがございましたらご意見ください。

意見した 更相数	意見
1	もっとイラストや写真を活用すれば、イメージが湧きやすいと思います。
2	PDFファイルでも公開してほしい
	各種補装具の細部の名称がついた図を入れる
	各補装具の見積書の例を入れる
3	補装具業者に公開する方向であれば、あいまいな表現に対する事業者独自の解釈が利用者に伝わってしまいトラブルを招く恐れがあるのではないかと思います。
4	Q55にも関係する内容かもしれませんが、介護保険施設の場合、リクライニング式やティルト式車椅子を備えている施設もあれば、標準的な車椅子でさえ本人に持参するようにお願いしている施設もあるようです。あくまでも参考で構いませんので、特別養護老人ホーム等の介護保険施設で標準的に備えるべき施設備品はどの程度の車椅子なのかを掲載していただければありがたいです。
5	補装具費支給に係る事務取扱指針・要領及び算定基準は厚生労働省が規定しているものであるため、通常は、その疑義解釈は厚生労働省として発出すべきものである。 全国の身体障害者更生相談所内部で、判定業務の実務上の参考とするためにQ&A（暫定版）を活用する限りにおいては、現状の取扱いで大きな問題はないと思われる。 しかし、このQ&Aの完成版を一般に公開するのであれば、その解釈の妥当性について厚生労働省に改めて確認をとり、その旨を明記するのが適切ではないか。
6	児童の補装具に関しては、更生相談所の判定ではなく、助言の対象ですので、できる限り原則の確認にとどめていただきたいと思います。
7	補装具制度の変遷変更点があった年とその内容についていれていただきたい。
	「補装具費支給事務マニュアル 適正実施のためのQ&A 資料編にある「福祉用具支給制度選択のチャート」について、損害保険等については「自賠責」のみ触れられているが、任意保険についてもその取扱や優先順位等をわかるようにしていただきたい。
	市町村で支給決定している装具に関して多く取り入れていただきたい。
8	厚生労働省から出ているQ&Aも併せて掲載されると、活用しやすいと感じます。
9	厚生労働省より出された補装具関係のQ&Aも参考資料として巻末に記載されていると便利だと思いますが、記載することに何か問題はあるのでしょうか。
10	補装具支給ガイドブックの付録にあるように、総合支援法に優先される制度である、「介護保険法」「労災」「自賠責保険」に関する通知、もしくは概要などを掲載していただきたい。
11	「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の「修理基準」の項目の中には、重複計上できないものがあります（例えば、Q66にある開閉挙上式レッグサポート（パット形状）交換とレッグサポート交換）。しかし、担当者が専門職でなかったり異動間もなかったりすると、各修理部位の定義や新規と修理では加算の項目が違うこと、重複計上できないということがわかりません。このことについて、わかりやすくまとめた内容を希望します。
12	補聴器の各修理部品の個数。修理部品の画。
13	補聴器の各修理部品の個数。修理部品の画。

14	内容には関係ないことですが、製本されたQ&Aの用紙が見る角度によっては光って読みづらいです。冊子として印刷する場合は、用紙を変更していただければと思います。他の書籍ではこのように感じたことはありません。
15	<p>疑義が多く生じたケースやグレーゾーンに対して、厚生労働省の考え（実際の回答）を踏まえた回答を掲載して頂きたい。</p> <p>可能な範囲で画像資料の掲載を行って頂きたい。</p> <p>その他：特に全国で課題になっている案件について、補装具検討委員会から厚生労働省に改善提案を行うための意見集約を行って頂きたい。</p>
16	<p>現暫定版において、補装具判定支援サイトQ&Aに示す見解が、十分に反映されていないと考える。個々の事例における微妙な解釈が、本Q&Aにおいても活かされるとよい。</p> <p>今後作成される市町村、補装具製作者、医療機関等に補装具支給制度の共通理解を得ることを目的とした「補装具費支給判定基準マニュアル（完成版）」は、その内容のQ&Aにおいて一定の見解を示している、テクノイド協会が市町村の補装具費支給事務担当者向けに作成した「補装具費支給事務ガイドブック」とどう整合性をつけるのか。</p>
17	<p>（現在関心のあることで）FM補聴器の支給について、18歳以上で職業上の理由で認められる場合はどのような場合か、また両耳として認められる時があるのか、ご回答頂けると有難いです。</p> <p>義肢・装具の完成用部品の選択について。どのような場合にその部品の選択を妥当とするか、部品の選択の仕方が知りたいです。</p>
18	眼鏡のQ&Aを追加してもらいたい。
19	消費税率の変更に伴い、現状に合わせた表記で完成版を作成する必要がある。
20	<p>紙質の関係か、読んでみると光が反射して目がチカチカする。</p> <p>基準にありそうでなさそうな既製品の補装具の算定見本（ゲイトソリューションやオルトトップ等）、質問の多い補装具等の算定方法を、参考として掲載して頂きたい。</p>
21	眼鏡に関するQAは入れないのでしょうか
22	市町村の担当者によっては前任の担当者がおらず、費用の額の算定基準等に関することが分かりにくく、苦慮しているようです。算定基準等について実務的な内容を具体的に示されるとよいのではないのでしょうか。
23	<p>重度障害者用意思伝達装置の判定例（見積例も含む）や判定困難例。 （判定件数が少なく、業者もほんのわずかですので、疑問が生じやすいです。）</p> <p>難病での判定例や対応困難例（件数が少ないため、多くの情報を知りたいと思っています。）</p> <p>眼科にかかる補装具の判定例や修理の考え方について （判定不要としているため、各自治体で捉え方に差があるのではと思います。）</p> <p>介護保険対象者の車椅子支給にかかる考え方や調査確認のポイントについて。 （実際に介護保険以外の業者のカゴグを拝見しますと、負担金は若干高いものもありますが高機能の車椅子（Eジェルタイプ・肘掛跳ね上げ・スイングアウト付き・低床型・チルク等）を備えているので、各自治体で格差があるのではと思われます。また、サービスの限度を超える・負担金がある・要支援で貸与できなかった等理由で市町村窓口で相談されることが多いようです。）</p>
24	関係機関に情報公開していただくことで、制度に対する考え方や各項目に対する基本的な考え方などが周知され、判定業務が円滑に進むことを期待します。また、市町村限りで判断されている内容について、各自治体で捉え方/判断の仕方に差が生じている可能性もあり、総合的な判断材料として提供していただくことで地域格差の是正につながってくればと期待します。
25	<p>日常生活用具支給については掲載されていないが、市町村からの問い合わせが多いのでQ&Aを詳しく載せて欲しい。</p> <p>補聴器に対するQ&Aも少ないので、充実させて欲しい。</p> <p>厚生労働省の出しているQ&Aも参考資料として一緒に掲載すると業務に使用する際に便利である。</p>

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））
分担研究報告書

機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備

研究分担者	石渡利奈	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 第一福祉機器試験評価室長
研究分担者	山崎伸也	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 義肢装具技術研究部 副義肢装具士長
研究分担者	我澤賢之	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害福祉研究部 研究員
研究協力者	相川孝訓	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部 非常勤研究員

研究要旨 本研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立促進に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。昨年度は、システム構築の第一段階として、手続きの効率化、正確性の向上を目的として、Microsoft Excel を用いた電子申請様式を作成した。今年度は、昨年度末に実施したアンケート調査結果を基に、電子申請様式を含む全体の申請システムの改善を図るとともに、将来的な機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案をまとめた。

A. 目的

本研究の目的は、補装具利用者の社会参加・自立促進に向けて、機能区分を活かす完成用部品申請手続きのシステムを構築することである。

本システムの構築のため、本研究では、①手続きの効率化、正確性の向上を目的とした電子版申請様式の作成、②実際の運用による様式およびシステム全体の改善、③機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きシステムの提案を目標とした。

昨年度は、システム構築の第一段階として、①について、Microsoft Excel を用いた電子申請様式を作成し、本様式を用いた完成用部品申請手続きについてのアンケートを実施した。

今年度は、②について、昨年度のアンケート調査結果を基に、電子申請様式を含む全体の申請システムの改善を図り、改善版のシステムを用いた申請手

続きについて、再度アンケート調査を実施、最終的な要改善点を抽出した。

また、③に向けて、将来的な機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案をまとめた。

B. 方法

B-1. 申請システムの改善

昨年度末に実施した申請者、事前審査者を対象としたアンケート結果に基づき、今年度は、様式以外の改善に重点をおいて、主に以下の改善/変更を行った。

＜電子申請様式に関する主な変更点＞

- ▶ 昨年度の様式では、入力フォームと出力フォームを分けていたが、入力フォームの記載事項が出力フォームに反映された際、スペースが不足したり、読みにくくなるなど、

印刷に適した体裁の調整が難しいことが指摘されていた。このため、今年度の様式では、出力フォームに直接入力できるようにした。

- ▶ 昨年度は、Excel のバージョンを複数用意したが、今年度は、マイクロソフト社で 2003 のサポートが終了したこともあり、2007 で統一した。
- ▶ 電子ファイル名の付け方、電子媒体の作成方法を整理し、見直しを行った。

<記入要領に関する主な変更点>

- ▶ 今年度は、記入要領全体について、大幅な見直しを行った。
- ▶ 従来の様式の記入方法の説明に加え、申請手続き全体について、記載することとした。
- ▶ 重複した内容や項目立てを手続きの流れに沿って整理し、目次を作成した。
- ▶ 従来は、文章による説明がほとんどであったが、視覚的にもわかりやすくなるよう、様式一覧、電子媒体の作成方法などの図表を追加した。

<説明会、Web での情報提供に関する主な変更点>

- ▶ 複数回／開催地の拡大の要望を受け、2会場（東京、大阪）での開催を試験的に実施した。
- ▶ 説明会向けに、主な変更点等をまとめた PowerPoint 資料を作成し、PowerPoint を用いて説明を行った。
- ▶ Web ページ上で、申請手続き等に関して寄せられた Q&A を公開した。

B-2. 電子版申請様式を用いた申請手続きの実施

申請受付開始にあたり、申請業者を対象とした説明会を平成 26 年 7 月 22 日（東京：国リハ学院）、7 月 29 日（大阪：合同庁舎）の 2 か所で実施した。

説明会では、参加者に申請関係資料一式（記入要領、様式、記入例、参考資料）を収録した CD-R を配布し、事前審査担当者が申請全体の流れ、および様式の記入方法についての説明を行った。

また、ホームページ上に申請関係資料、および Q&A を掲載し、関係者がダウンロード／閲覧できるようにした。

資料配布後、平成 26 年 9 月 30 日を締め切りとして、申請受付を開始した。受付締め切り後、提出された申請書を基に、事前審査を行った。

B-3. 申請手続きに関するアンケートの実施

申請受付終了後、今年度申請のあった 26 社を対象に、申請手続きに関するアンケート（以下 11 項目、自由記述）を E-mail にて実施した。

アンケート項目

- 1 ブック 1
- 2 ブック 2
- 3 ブック 3
- 4 記入例について
- 5 記入要領について
- 6 添付資料（会社資料、インボイスなど輸入関係資料など）について
- 7 提出書類の PDF ファイルへの書き出しについて
- 8 電子媒体への保存方法、ファイル名変更等について
- 9 完成用部品一覧表番号について
- 10 ホームページについて
(<http://www.rehab.go.jp/ri/shinsei/shinsei.html>)
- 11 説明会について

B-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案のまとめ

本研究課題の全体会議（定例研究会：今年度 4 回開催）に出席し、他の研究分担課題で進めている機能区分整備の状況に関する情報収集、意見交換を行った。

また、厚生労働省 社会・援護局 福祉用具専門官、完成用部品指定申請の事前審査を担当する国立障害者リハビリテーションセンター関係者、完成用部品のデータベース作成、公開を担当するテクノエイド協会担当で構成する「完成用部品に関わるワ

ークフローシステムの在り方に関する検討委員会(今年度2回開催)」に出席し、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを効率良くスムーズに進めるためのワークフローシステムについて、システムの構造等の検討を行った。

以上を基に、将来的に、HP等で申請を受け付ける電子申請を想定し、かつ機能区分を取り入れた完成用部品指定システムの構成案をまとめた。

C. 結果

C-1. 申請システムの改善

電子申請様式に関する変更点として、出力イメージの様式の中に、直接申請内容を記入できるよう、図1に示すような入出力フォームを作成した。

図1 入出力フォームイメージ

また、作成するファイル(Excel、PDF、JPEGの3種類 内容は、後掲の表2参照)を以下とし、ファイル名のつけ方を表1のように指定した。

<Excel ファイル>

- ブック1
- ブック2
- ブック3

<PDF ファイル>

- 様式：A-1、A-2、A-4～7 (まとめて1つのPDFファイルを作成)
- 添付資料
 - 1 会社概要 (申請事業者の概要がわかるパンフレットなど)
 - 2 部品概要 関係資料 (組み立て調整法などの日本語使用マニュアル、カタログ等)
 - 3 工学的試験評価 関係資料 (試験報告書、試験結果証明書、試験機・試験装置関連資料など)
 - 4 インボイス等輸入通関の際の金額の証拠となる書類の写し ※印刷物でも可
 - 4 学会等の文献又は国内・海外での使用実績 (販売実績) 等

<JPEG ファイル>

- 申請部品の写真データ

表1 ファイル名一覧

種類	内容	ファイル名	例
EXCELファイル	ブック1	「申請事業者名」.xlsx	国リハ製作所.xlsx
	ブック2	「新規/変更/削除/価格変更+申請番号」.xlsx	新規001.xlsx、変更002.xlsx
	ブック3	「完成用部品一覧表番号」.xlsx	H26050001.xlsx
PDFファイル	様式A-1	「申請事業者名+A-1」.pdf	国リハ製作所A-1.pdf
	様式A-2	「申請事業者名+A-2」.pdf	国リハ製作所A-2.pdf
	様式A-4	「新規/変更+申請番号」.pdf	新規001.pdf、変更002.pdf
	様式A-5		
	様式A-6		
	様式A-7		
	インボイス	「対応するブック2、またはブック3のファイル名+_INVOICE」.pdf	新規001_INVOICE.pdf、変更002_INVOICE.pdf、H26050001_INVOICE.pdf
JPEGファイル	部品の写真	「新規+申請番号」.jpg	新規001.jpg、新規002.jpg

なお、申請に際して必要な提出物は、以下3種類となっており、種類・内容が多く、複雑であるため、表2に示す通り、種類、内容、電子ファイルの整理方法等の一覧をまとめ、記入要領にも記載した。

- 様式、資料等の電子ファイルを取めた電子媒体 (CD-R、DVD 等)
- 様式、資料等の印刷物 (正本、副本)
- 申請部品サンプル

表2 完成用部品指定申請に関する提出物一覧

申請内容			提出物の種類	内容	電子ファイル					印刷物	サンプル	備考	
新規申請	変更・削除・価格変更申請 ※1	既記載輸入品の価格根拠申請			EXCELファイル			PDFファイル	JPEGファイル				ファイルを入れる階層/「フォルダ」
					ブック1 (申請事業者毎に1ファイル)	ブック2 (部品毎に1ファイル)	ブック3 (部品毎に1ファイル)						
○			添付資料	会社概要(申請事業者の概要がわかるパンフレットなど)				○	「会社概要」	○			
○	○	○	様式(目次)	目次	○			○	一番上の階層	○			
○			様式(A-1)	義肢装具等完成用部品の指定申請書	○			○	一番上の階層	○			
○			様式(A-2)	申請部品一覧	○			○	一番上の階層	○			
○	△※2		様式(A-3)	申請部品に係る価格根拠(新規ならびに価格変更申請の場合が対象)		○			「新規申請」/ 「変更・削除・価格変更」	○			
○			様式(A-4)	部品概要		○		○	「新規申請」	○			
(○)※3※5			様式(A-5)	工学的試験評価概要		(○)		○	「新規申請」	(○)			
(○)※4※5			様式(A-6)	フィールドテスト結果		(○)		○	「新規申請」	(○)			
(○)※4※5			様式(A-7)	フィールドテスト被験者リスト		(○)		○	「新規申請」	(○)			
(○)			添付資料	部品概要 関係資料(組み立て調整法などの日本語使用マニュアル)				(○)	「添付資料」	(○)		添付可能な限り、必ず提出	
(○)※3			添付資料	工学的試験評価 関係資料(試験報告書、試験結果証明書、試験機・試験装置関連資料など)				(○)	「添付資料」	(○)		必要に応じて提出	
(○)※6	(○)※6	○※6	添付資料	インボイス等輸入通関の際の金額の証拠となる書類の写し(輸入完成用部品の新規・価格変更申請の場合、既記載の輸入完成用部品がある場合に必要)				(○)	「添付資料」	(○)		必要に応じて、PDF等電子ファイル、印刷物のいずれかを提出	
○			様式(A-8)	補装具等完成用部品申請のために提出頂いたサンプルの返却について	○				一番上の階層	○			
	○		様式(B-1)	義肢装具等完成用部品の変更・削除に関する申請書	○				一番上の階層	○			
	○		様式(B-2)	完成用部品(品番等変更)一覧	○				一番上の階層	○			
		○	様式(C-1)	既記載輸入部品に係る価格根拠(価格変更申請部品を除く)		○			「既記載輸入部品」	○			
○			その他	申請部品の写真				○	「新規申請」				
○			その他	申請部品のサンプル							○		
(○)			参考資料	カタログ、学会等の文献又は国内・海外での使用実績(販売実績)等				(○)		(○)		添付可能な限り電子ファイルか印刷物を提出	

※1 区分変更、メーカー名変更、品番変更、価格変更、削除申請。なお、区分変更の場合は、工学的試験評価、フィールドテストが必要となるケースがありますので、事前に、事務局までご相談ください。

※2 価格変更申請を伴う場合。

※3 工学的試験評価が必要な場合(参考資料3参照)に提出。

※4 フィールドテストが必要な場合(参考資料3参照)に提出。

※5複数の部品で共通の工学的試験評価/フィールドテストを適用する場合には、一番若い申請番号の様式を作成し、残りの申請番号の様式は、それを参照する形で記入の省略可。詳細については、記入要領参照。

※6 輸入完成用部品の新規・価格変更申請の場合、ならびに平成26年度時点で既記載の輸入完成用部品がある場合に提出。

C-2. 電子版申請様式を用いた申請手続きの実施

申請手続き実施の結果、H26年度は、新規申請181件（義肢76件、装具22件、座位保持装置83件）、変更削除申請698件、既記載輸入部品の価格根拠申請1070件、計1949件の申請が受付された。

C-3. 申請手続きに関するアンケートの実施

申請業者を対象としたアンケート実施の結果、26社中13社から回答が寄せられた（回答率50%）。主な回答結果をまとめた内容を以下に示す。

ポジティブな意見としては、昨年よりも申請がわかりやすく、しやすくなった、前年度より記載方法が改善された、などの回答があった。

一方、ネガティブな意見としては、タブ（Excelのシート）が多く煩雑、記入例が簡潔過ぎて参考にならない、印刷時の調整がしにくい、専用の電子申請ソフトで様式を作成できるようになるとよいという要望等があった。

<補装具完成用部品指定申請に関するアンケート結果まとめ>

● 感想（+）

➤ 全般

- ・ 特に要望なし
- ・ 以前と比べ、大変楽
- ・ 昨年よりも申請がわかりやすく、しやすくなった
- ・ 新しい取組前と比べると、雲泥の差
- ・ 前年度より記載方法が改善され、リンク等の記載について理解していれば問題もなく申請を行う事ができた
- ・ 必要なものが判りやすくなった

➤ Excel

- ・ 項目だけ入力すれば反映されたので良いと思う
- ・ コピー・貼りつけの回数が減った
- ・ 写真の貼り付けが（A-4 部品概要）では、特に使いやすくなり、助かった
- ・ 特に問題なし Word や Excel に PDF 変換機能もあるため、スムーズ

➤ 問い合わせ

- ・ 事前説明会のおかげでわかりやすかった
- ・ 事前に問い合わせもできるため、大変助かった
- ・ 大変丁寧なご対応を頂いた

● 感想（-）（不明点）

➤ Excel

- ・ Excel ファイルということもあり、タブが多く分かれ煩雑に感じた また申請内容の修正や差し替え等の作業を行う際にタブの多さに使いにくく感じた
- ・ PCのExcelバージョンによって印刷範囲設定が異なる為、本来・ページのものが出力時に分割され2ページになってしまった
- ・ 申請するためにいくつものファイルを作成し階層に分けることが解りにくかった また提出する資料も多く、提出データファイルの多さや形式の指定が煩雑に感じた
- ・ Book1 や A-1 などの関係が理解しがたい
- ・ 全てを仕上げ最終的に上書きしていかなければならなかったため、ページ調整や修正等やりにくかった
- ・ 添付資料2の扱いなどよくわからない箇所があった
- ・ 1個しかない時に、欄が小さすぎる
- ・ 部品概要欄の追加に気付かなかった
- ・ 関数により入力不要の項目と直接入力が必要な項目とが1つのシートにある為、編集時にわかりにくかった

➤ 不明点

- ・ 工学的試験の「背支持部 後方静的荷重試験」は求める強度が大き過ぎると思われる
- ・ 販売価格の決め方がよくわからない 利益は一般的にどれくらいなのか
- ・ 工学的試験評価はどの程度載せるべきなのか JIS すべてなのか
- ・ 使用した部品はどの範囲まで記入するか パイプのメーカーも必要なのか
- ・ 新規申請で取引実績のないものについて一年以上以前の為替レートを適用しなければならない為、現実との乖離が生じる可能性がある

- ・（記入例では）空白欄が目立ち、記入例が省略されている箇所が多く、雑すぎて参考にならない 結局、記入要領を読み直す必要があるので不便
- ・会社資料は PDF にする必要があるのか
- ・インボイス編纂に多大な労力を要する
- ・書面提出 2 部している上に、raw データ (Excel・ファイル) があるのであれば、わざわざこちらで手間をかけて PDF にする理由があるのか疑問 有効活用されているのであればよいが、多くのユーザにとって不慣れなフォーマット変換 (PDF 変換) を義務化しても、不慣れがゆえにチェックが行き届かず、文字化けや位置ずれを起こして結局、使い物にならないのではないかと推察される

➤ 問い合わせ

- ・問い合わせは、回答までに日数がかかる印象
- ・一例だけだと分かりにくかった
- ・記入例、記入要領を読んでもわかりにくく、作業が煩雑であった
- ・記入用紙のダウンロード時期は迷った いつが最新版になるかわからなかったため

● 要望

➤ Excel

- ・ページ欄なしの方が良い
- ・（ページは）システムで自動に出るようになるとうい
- ・申請事業者名は、(すべて) 様式 A- とリンクを張って欲しい
- ・備考変更の選択欄がないが、あった方がわかりやすいのではないかと思う
- ・寸法、重量などを記載する際にサイズが多くあるものがあるので、表で挿入できるようになると便利
- ・フィールドテスト実施住所など重複する部分は「A と同様」など簡略できれば効率的
- ・申請に際しての必須入力項目と任意入力部分を * 印なので表記して見分けられれば効率的
- ・件数が増えると件数分の入力は非常に手間になる

と思う 表形式の入力と出力を分けて欲しい

- ・提出先で印刷物をスキャンするほうが良いと思う
- ・新規申請（自社製）の場合は Book・だけ記入すればよいとか、分かりやすくないか
- ・部品名が長いときもあるので、セルの幅や高さを調整できるとよい
- ・PMDA からリリースされている医薬品等電子申請ソフトのように、鑑も目次もデータ内容も一括でプリントアウトが出来、電子データもそのソフトで作成できるようなものを使い易い

➤ 問い合わせ

- ・（事前説明会）は Web 上で動画ストリーミングでも開催してもらえると助かる 録画でも良い
- ・説明会をもう少し早い段階、申請を開始する前に行って欲しい
- ・説明会開催からの資料提出メ切までの時間に若干の余裕があれば有難い (90 日～)

➤ その他

- ・輸入品の外国販売価格とはどの販売価格の記載を望んでいるのか知りたい 販売メーカーが国内で販売している価格なのか、それとも弊社が輸入してそれを他国に販売している価格なのか前者であれば、条件によって異なるし、一般的にメーカーが発行するプライスリストの価格が知りたいということなのか？
- ・輸入原価が 55% 以下の場合、理由を記載することになっているが、この 55% 以下とした根拠が何かを知りたい 他業種でも構わないので、具体的な指標を知りたい
- ・急激な円安が進み、申請当時よりも為替相場が大きく変化しているため、部品価格の算定根拠には充分配慮して欲しい

B-4. 機能区分を踏まえた完成用部品申請システムの構成案のまとめ

機能区分については、現在、他の分担研究課題「完成用部品の機能区分整備」にて、機能区分が行われている米国の L コード等を参考に、日本独自の機能区分案を作成しているところである。

研究会での議論の結果、将来的な機能区分を踏まえた完成用部品指定申請として、機能区分表を基に、各申請業者が申請部品に該当する機能区分を申告し、補装具評価検討会等にて、その妥当性を審議する必要性が示唆された。

なお、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを一体化した完成用部品申請システムに関し、現在は、申請受付、審査までを、本研究で整備している Excel 版の様式等を用いたシステムで対応し、公示、データベース上での情報公開までを、テクノエイド協会のワークフローシステム検討委員会の中で試作している。

前述のアンケートの結果からも、より効率のよい申請システムの構築のため、将来的には、現状、Excel の様式を用いての申請システムについても、Web 上での入出力、申請受付が可能になることが望ましいことが示唆された。

D. 考察

昨年度の申請システムの改善では、申請様式を Excel を用いて電子化したことにより、申請や事前審査に関する効率性、正確性が向上した。今年度の申請システムの改善では、運用結果に基づく様式の改善に加え、記入要領等、説明会での説明方法の見直しも行った結果、昨年よりも、申請がわかりやすく、しやすくなったとのフィードバックが得られた。

一方で、昨年度も示唆されたように、Excel のシートが多く煩雑、印刷時の調整がしにくい等のユーザビリティの課題が指摘された。これらの課題を解決するには、今回作成した Excel 版の申請様式を基に、Web 上での入出力を可能にする電子申請システムを構築する必要があると考えられた。本システム構築は、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを一貫して効率よく行うため、現在テクノエイド協会で作成しているシステムとの連動性を重視して進めることが求められる。

なお、機能区分については、他の分担研究課題にて作成する機能区分案を受け、申請様式に区分の申告欄を設けるとともに、機能区分に関する申請業者の十分な理解を促すため、昨年度開催したような研

究会や、完成用部品指定申請の説明会の開催、機能区分申請に関する説明資料等の整備を通じて、情報共有を図る必要があると考えられる。

また、限られた時間で開催される補装具評価検討会にて、区分の妥当性の審議を効率的に進めるため、妥当性を事前に詳細検討するワーキンググループ等の設定も必要と考えられる。

E. まとめ

アンケート調査結果を基に、電子申請様式、記入要領、説明会での説明方法等、申請システム全体の改善を図った結果、申請や事前審査に関する効率性、正確性が向上し、より良い申請システムを構築することができた。

一方で、申請書類を Excel で作成する際、出力等のユーザビリティに課題が生じており、Web 上での入出力を可能にする専用の電子申請システム構築の必要性が示唆された。本システム構築は、申請受付、審査、公示、データベース上での情報公開までを一貫して効率よく行うため、現在テクノエイド協会で作成しているシステムとの連動性を重視して進めることが求められる。

なお、機能区分を踏まえた完成用部品申請手続きの整備のため、①申請様式への区分申告欄の設定、②機能区分に関する説明会の開催、③説明資料の整備、④効率的な審査体制の構築が必要と考えられる。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

別紙4

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	該当なし						

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	該当なし				

厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業
(障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野))

「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」
平成26年度 総括・分担研究報告書

発行日 平成27(2015)年3月

発行者 「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案
に関する研究」研究班 (研究代表者 井上 剛伸)

発行所 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1
TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3132